

第6期
佐倉市高齢者福祉・介護計画(素案)

平成27年1月
佐倉市

目次

第1部 計画の基本条件.....	1
第1章 総論.....	2
1. 計画策定の背景等.....	2
2. 計画の位置づけと期間.....	8
1) 計画の位置づけ.....	8
2) 計画の期間.....	9
3) 経過.....	9
第2章 計画策定の基本条件.....	10
1. 高齢者等の状況.....	10
1) 佐倉市の人口推移.....	10
2) 高齢世帯等の状況.....	12
2. 介護保険の状況.....	13
1) 要支援・要介護認定者数等の推移.....	13
2) 介護サービスの受給状況.....	14
3. 高齢者の生活実態や制度に対する意向等について.....	15
1) 実態調査（アンケート調査）の実施概要.....	15
2) 実態調査（アンケート調査）結果から見えてきたこと.....	16
第3章 基本理念.....	31
1. 計画の基本的な考え方.....	31
1) 計画の基本理念.....	31
2) 高齢者施策の体系.....	32
3) 計画の重点施策.....	33
2. 日常生活圏域の設定.....	34
第2部 分野別計画.....	37
第1章 あたたかい心がふれあう地域づくり.....	38
1. 医療・介護・福祉・保健のネットワークの構築【重点施策】.....	38
2. 市民参加の推進.....	43
3. 福祉意識の高揚.....	46
第2章 安全で快適なまちづくり.....	48
1. 高齢者が行動しやすい都市基盤の整備.....	48
2. 高齢者が生活しやすい住まいの整備.....	50
第3章 楽しく生きがいのあるらしづくり.....	52
1. 高齢者の就労機会の確保.....	52
2. 高齢者の社会参加の促進.....	54
3. 高齢者の学習活動の推進.....	56
4. 高齢者を主体とした世代間交流の推進.....	58
第4章 元気いっぱい いきいき健康づくり.....	59

1. 介護予防の推進〔新しい総合事業〕【重点施策】	59
2. いきいき健康づくり	67
第5章 安心な老後を支える仕組みづくり	69
【介護保険被保険者数の推計】	69
【要支援・要介護認定者数の推計】	70
1. 介護保険サービスの推進	71
2. 介護保険サービスの質の向上	84
3. 多様な生活支援サービスの充実【重点施策】	85
4. 認知症施策の推進【重点施策】	93
第3部 計画の推進方策	97
第1章 事業費と保険料	98
1. 介護保険制度の効率的運用【重点施策】	98
第2章 計画の推進に向けて	104
1. 介護保険・福祉制度に関する情報提供の徹底化【重点施策】	104
2. 計画の推進体制	105
3. 計画の進行管理及び点検、評価	106
4. 財源の確保	107



第 1 部 計画の基本条件

第1章 総論

1. 計画策定の背景等

総務省統計局によると、平成25年10月1日現在、我が国の総人口に占める高齢者（65歳以上）人口の割合（高齢化率）は25%に達し、世界で最も高い水準となっています。

佐倉市においても高齢化の進展は著しく、介護保険制度が導入された平成12年度末では12.8%であった高齢化率が、平成25年度末には26.1%となっており、今後も上昇していくことが予想されます。

一方、少子化も進行しており、国の人口動態統計によると、平成17年に初めて出生数が死亡数を下回り、人口減少社会が到来しました。

佐倉市の人口は、平成23年度から平成26年度まで減少し、人口構成では、64歳以下は減少、65歳以上は増加しています。今後も少子・高齢化が進んで行くことが予想されます。

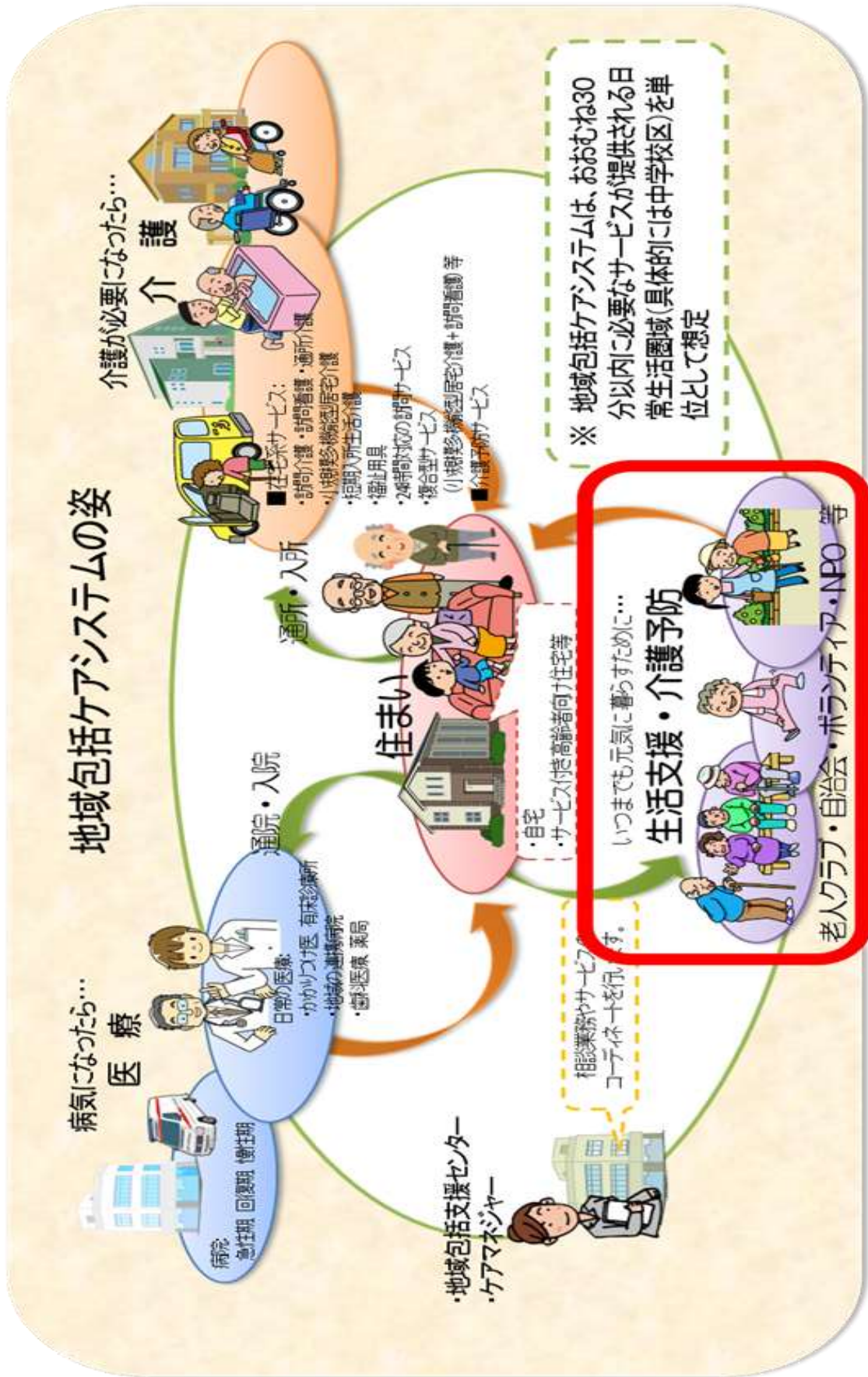
このような状況から、少子・高齢化と人口減少に対応した社会システムの構築が求められています。特に、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるようにするため、既存の介護サービスのみならず、介護、医療、予防、生活支援、住まいの各種サービスを適切に組み合わせて提供される「地域包括ケアシステム」を構築することが、日常生活圏域において生活上の安全・安心・健康を確保していくためにも極めて重要です。

このため、高齢者が健康で生きがいをもって生活を送ることができるよう、市民と行政がともに手を携え、高齢者の主体性を重視し、いきいきとした人生を支援していく体制づくりに向け、自助・互助・共助・公助の適切な組み合わせに基づいた地域づくり、福祉・介護施策の充実と社会参加の機会の拡充、バリアフリーのまちづくりを進めていく必要があります。

平成26年度に行われた介護保険制度の改正では、「地域包括ケアシステムの構築」と「介護保険制度の持続可能性の確保」を基本的な考え方に掲げ、平成27年度から「地域支援事業の充実」、「サービスの効率化・重点化」、「費用負担の公平化」などの実現に向けた取り組みが始まります。

「第6期佐倉市高齢者福祉・介護計画」（以下、「第6期計画」という。）は、福祉や介護の諸課題を、市民とともに解決し、誰もが暮らしやすい佐倉市へと向けた「高齢者のための総合的な計画」としての性格を持ち、福祉分野及び介護が必要になったときの施策について、今後3年間の計画をとりまとめたものです。

地域包括ケアシステムのイメージ図



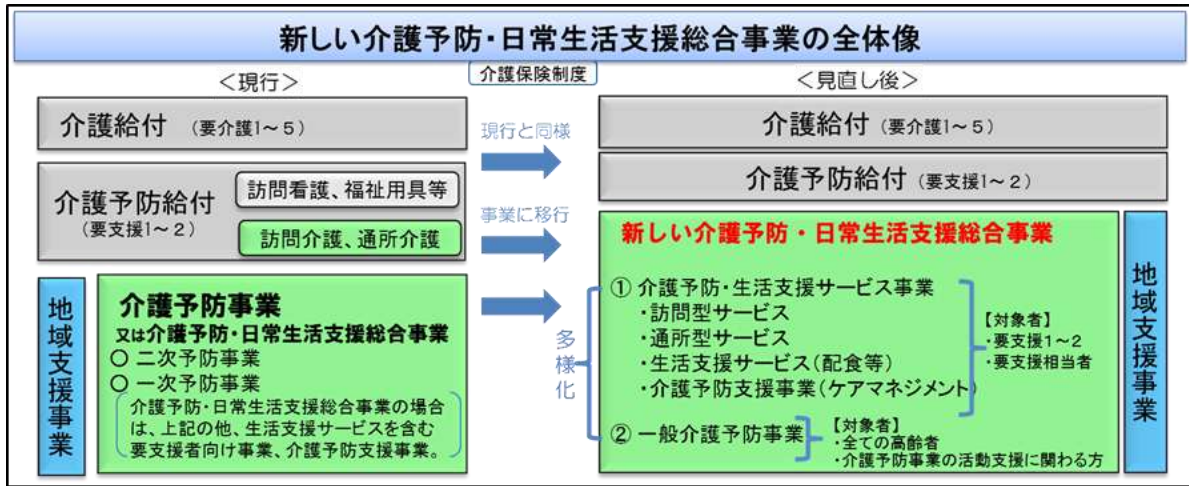
〔出典：厚生労働省〕

平成26年度介護保険制度改正の主な内容

国の改正事項	概要	主な取組事項	掲載頁
(1) 在宅医療・介護連携の推進〔法制化〕 経過措置期間 ⇒H27.4.1～H30.3.31	高齢者が住み慣れた地域で、生活を継続できるよう、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等様々な局面で連携を図ることのできる体制を整備する	①地域の医療・介護サービス資源の把握 ②在宅医療・介護関係者の研修 ③在宅医療拠点機能の構築	41
(2) 認知症施策の推進〔法制化〕 経過措置期間 ⇒H27.4.1～H30.3.31	今後増加する認知症高齢者に適切に対応するため、認知症ケアパスを確立しながら、早期診断・対応等本人・家族への支援を実施する体制の構築を進めること	①認知症初期集中支援チームの設置 ②認知症地域支援推進員の配置	92～95
(3) 地域ケア会議の充実〔法制化〕 ⇒H27.4.1	介護支援専門員（ケアマネジャー）、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体により構成される会議を置くよう努める	①ケアマネジメントの質の向上、地域課題の発見、資源開発や地域づくり	41
(4) 生活支援・介護予防の充実〔法制化〕 経過措置期間 ⇒H27.4.1～H30.3.31	住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続していくために必要となる多様な生活支援・介護予防サービスを整備していくために、市町村が中心となって、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の活用等を通じ、NPO、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人等の生活支援・介護予防サービスを担う事業主体の支援・協働体制の充実強化を図ること	①担い手の養成及びネットワーク構築、コーディネーターの配置 ②居場所と出番づくり、住民運営の場の充実と地域づくり	84
(5) 地域包括支援センターの機能強化 ⇒H27.4.1	市町村機能の一部として地域の最前線に立ち、高齢者の総合相談、権利擁護、介護予防のケアマネジメント及び地域ケア会議等を通じたケアマネジメント支援等を業務とし、地域包括ケアシステム構築へ向けた中核的な機関である地域包括支援センターの体制強化を図っていく	①役割に応じた人員体制の強化	38～40

地域支援事業の充実

国の改正事項		現行	改正後	掲載頁
サービスの効率化・重点化	(1) 介護予防給付(訪問・通所介護)の地域支援事業への移行 ※要支援1・2の認定を受けている方に対するサービス提供 <u>経過措置期間</u> ⇒H27.4.1~H29.3.31	予防給付によるサービス提供 ●訪問介護サービス ●通所介護サービス ●短期入所サービス ●福祉用具 ●地域密着型サービス ほか 〔利用料〕 全国一律の介護報酬に基づき1割負担	地域支援事業における介護予防・日常生活支援総合事業としてサービス提供 →NPO、ボランティア等の活用 ●訪問介護サービス ●通所介護サービス ●訪問介護・通所介護以外のサービスは、予防給付としてのサービス提供を継続 〔利用料〕 サービス内容に応じて市町村が決定(訪問介護・通所介護)	85
	(2) 特別養護老人ホームの中重度者への重点化 ⇒H27.4.1	要介護者(要介護1以上)が入所対象	入所対象を要介護3以上に限定する ●既入所者の継続入所可(経過措置) ●要介護1・2でも、やむを得ない事情による場合、特例的に入所を認める	79
費用負担の公平化	(1) 低所得者の第一号被保険者(65歳以上)に係る保険料の軽減強化 ⇒H27.4.1	基準額(第4段階)に所得段階ごとの料率を乗じて保険料を算出する	低所得者(住民税非課税世帯)に対する基準額に乗ずる割合の引き下げ	98 ~ 103
	(2) 一定以上所得者の利用者負担の見直し ⇒H27.8.1	所得に関わらず、利用者負担1割	第1号被保険者のうち、一定以上の所得のある方について、2割負担とする	—
	(3) 低所得の施設等利用者に対し食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産などを追加 ⇒H27.8.1	低所得(住民税非課税世帯)の介護保険施設・ショートステイ利用者に対し、居住費・食費を補填する ●申請に基づく ●世帯の課税状況、本人の年金収入及び所得を勘案(所得段階1~3)	預貯金等の資産を保有、配偶者に負担能力がある場合は対象外とする ●一定額超の預貯金等がある場合には、対象外 ●非課税年金(遺族年金、障害年金)も勘案する ●世帯分離後の配偶者所得を勘案する	—
	(4) 高額介護サービス費の見直し ⇒H27.8.1	介護保険サービスの利用者負担額の合計が世帯の所得に応じた限度額を超えた場合、超えた金額を高額介護サービス費として支給する 〔区分〕 ●一般 ●市町村民税世帯非課税 ●市町村民税世帯非課税(年金収入80万円以下) ●生活保護被保護者	区分の見直し 〔区分〕 ●現役並み所得 ●一般 ●市町村民税世帯非課税 ●市町村民税世帯非課税(年金収入80万円以下) ●生活保護被保護者	—



平成27年度から始まる改正介護保険制度では、これまで全国一律に介護予防給付として提供されていた、訪問介護（ホームヘルプ）と通所介護（デイサービス）、地域支援事業で実施していた「介護予防事業又は介護予防・日常生活支援総合事業」が統合され、市が地域の実情に応じて実施する「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」に移行されます。

この「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」は、訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス、介護予防支援事業の「①介護予防・生活支援サービス事業」と、「②一般介護予防事業」で構成されます。

そして、「①介護予防・生活支援サービス事業」の対象者は、要支援1～2の介護認定を受けた方及び要支援相当者です。

また、「②一般介護予防事業」の対象者は、全ての高齢者及び介護予防事業の活動支援に関わる方です。

なお、新しい介護予防・日常生活支援総合事業の実施前に介護予防給付のうち訪問介護と通所介護を利用されている方は、「①介護予防・生活支援サービス事業」による訪問型サービス、通所型サービス等を引き続き利用していただくことができます。

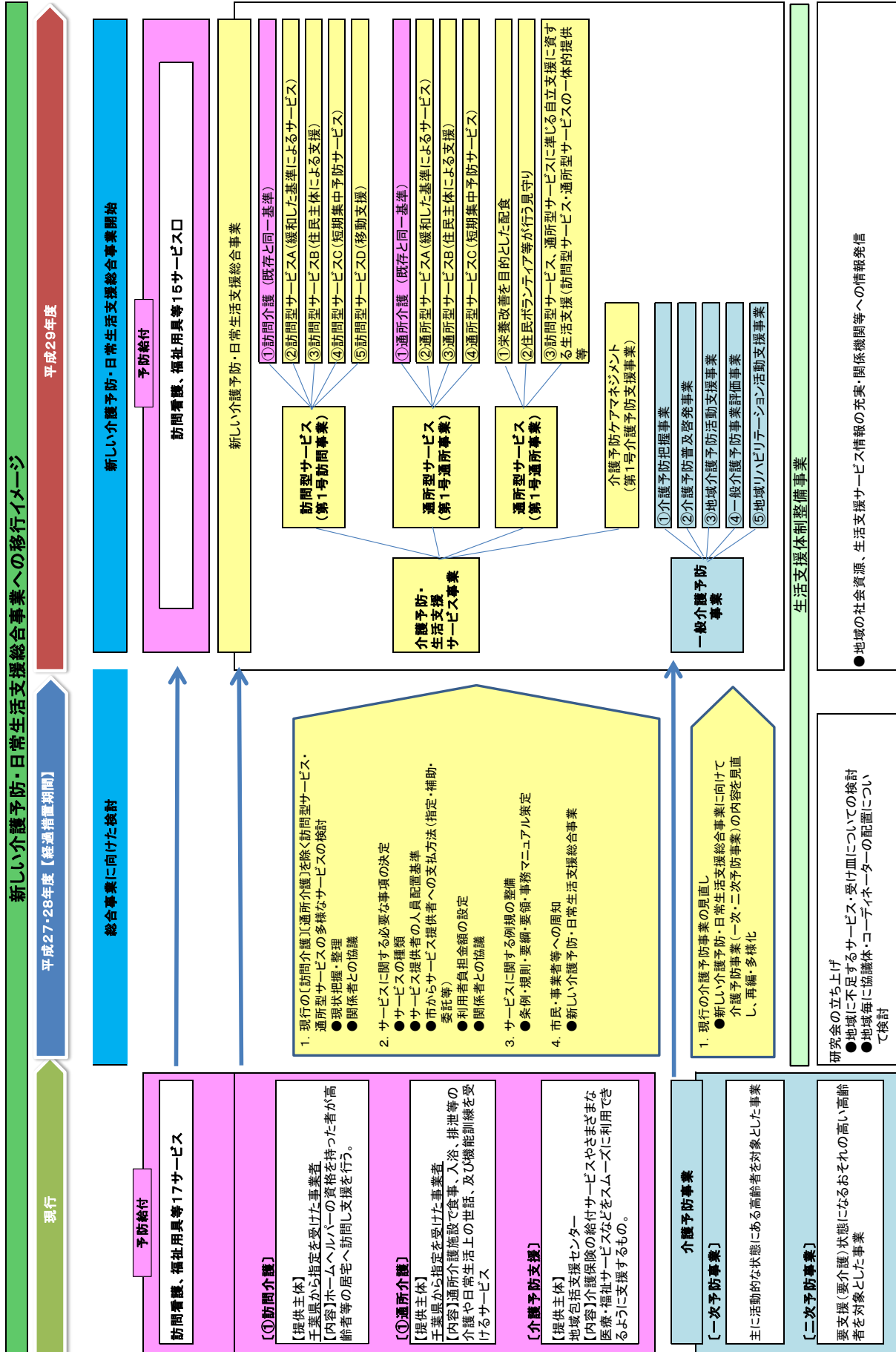
佐倉市における新しい介護予防・日常生活支援総合事業の実施時期

新しい介護予防・日常生活支援総合事業の実施においては、訪問介護（ホームヘルプ）と通所介護（デイサービス）について、利用者や事業者の混乱を招くことなく、移行する必要があります。

介護予防・生活支援サービス事業については、市民や関係者を構成員とした研究会を立ち上げ、介護事業者、ボランティア、NPO、民間企業等の多様な主体によるサービスの類型・提供基準・実施方法など生活支援サービスの内容を検討し、体制の整備を図ります。

その後、利用者や事業者への説明会等を開催して周知を図る必要があることから、円滑に運用を開始するまでには、一定の準備期間が必要となります。

このため、市では、経過措置期間を活用し、確固たる体制を築いた上で、平成29年度から新しい介護予防・日常生活支援総合事業を実施します。



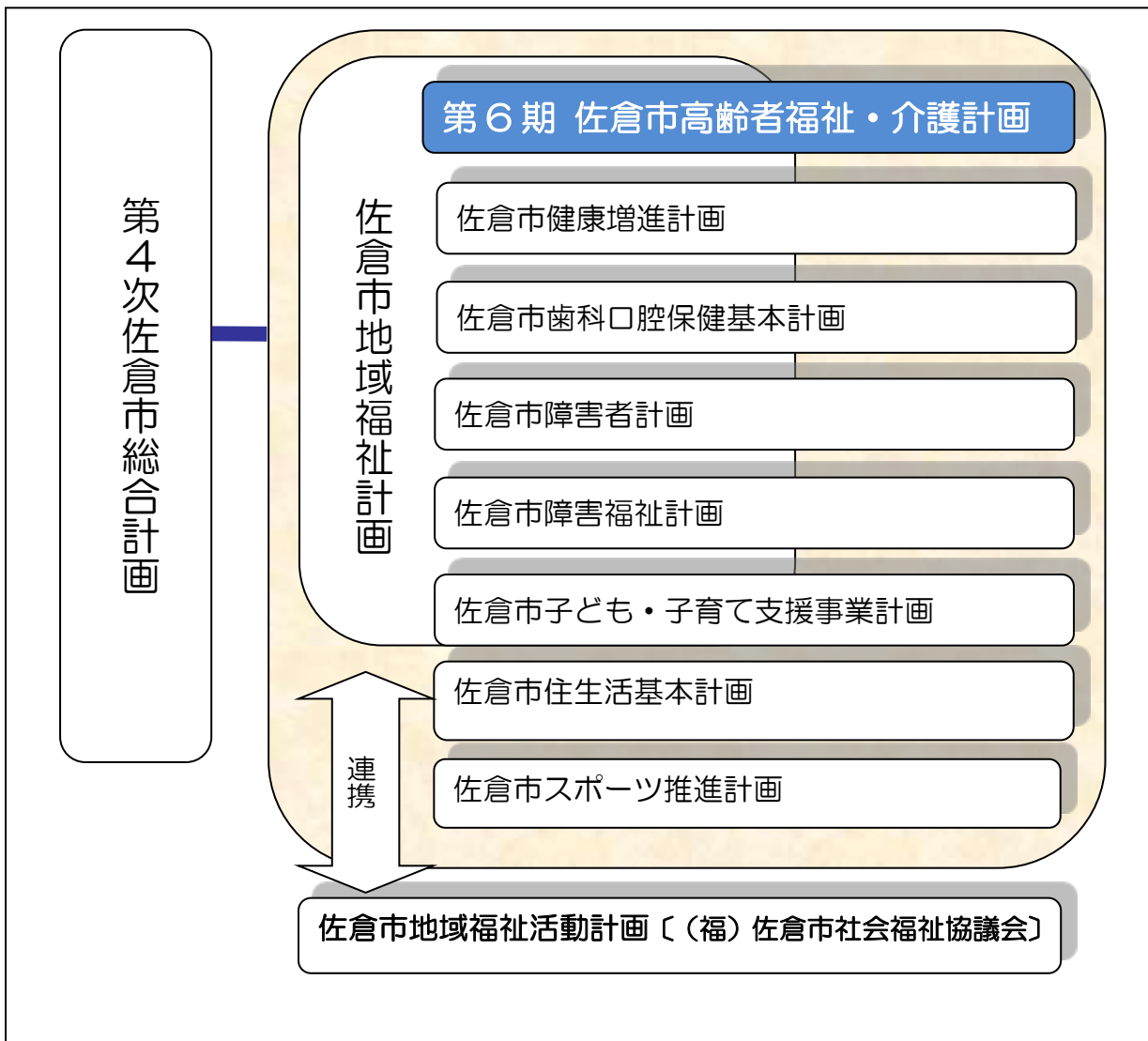
2. 計画の位置づけと期間

1) 計画の位置づけ

佐倉市高齢者福祉・介護計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」として位置づけられています。

第6期計画は、高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業の円滑な実施を図り、地域包括ケアシステムの構築を目指して「佐倉市総合計画前期基本計画（平成23～27年度）・後期基本計画（平成28～32年度）」を基本に、「佐倉市地域福祉計画」及び関連する個別計画との整合を図りながら策定するものです。

図 1-1-1 第6期計画の位置づけ

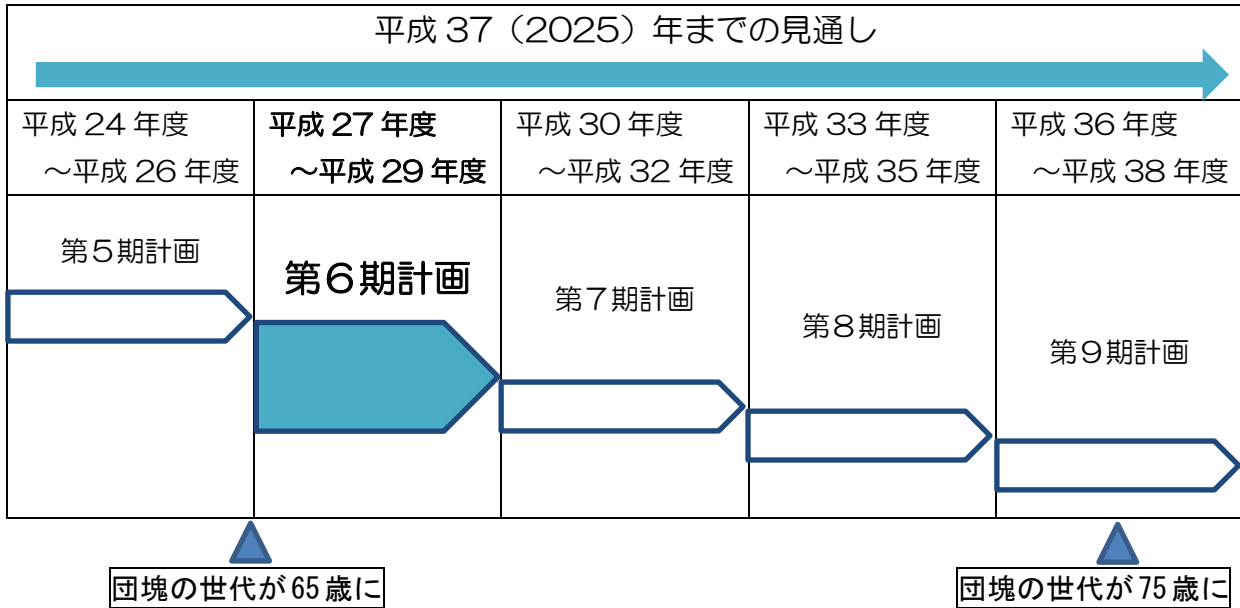


2) 計画の期間

第6期計画は、平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間としています。

なお、第6期計画は、団塊の世代が75歳以上となる平成37（2025）年を見据えたうえで、各種施策の展開を図っていく必要があります。

図1-1-2 第6期計画の計画期間



3) 経過

平成18年3月：「第3期佐倉市高齢者保健・福祉・介護計画」は、老人保健法（第46条の18）に基づく「市町村老人保健計画」、老人福祉法（第20条の8）に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法（第117条）に基づく「市町村介護保険事業計画」の3つの計画を統合し策定。

平成18年6月：「健康保険法等の一部を改正する法律」の公布に伴い、高齢者を対象とする保健事業を担ってきた「老人保健法」が、医療制度改革の一環として「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正され、平成20年4月の法施行後、「市町村老人保健計画」は既に法定計画ではなく、関連する事業は「健康増進法」や「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく事業として移管。

平成21年3月：「第4期佐倉市高齢者福祉・介護計画」は、老人福祉法（第20条の8）及び介護保険法（第117条）に規定された計画とし、従来あった「老人保健計画」は、位置付けないものとして整理。（本市の保健分野に関する計画として、佐倉市健康増進計画「健康さくら21」がありますので、今後も同計画などに基づき、高齢者のための健康づくりを推進していくこととなります。）

第2章 計画策定の基本条件

1. 高齢者等の状況

1) 佐倉市の人口推移

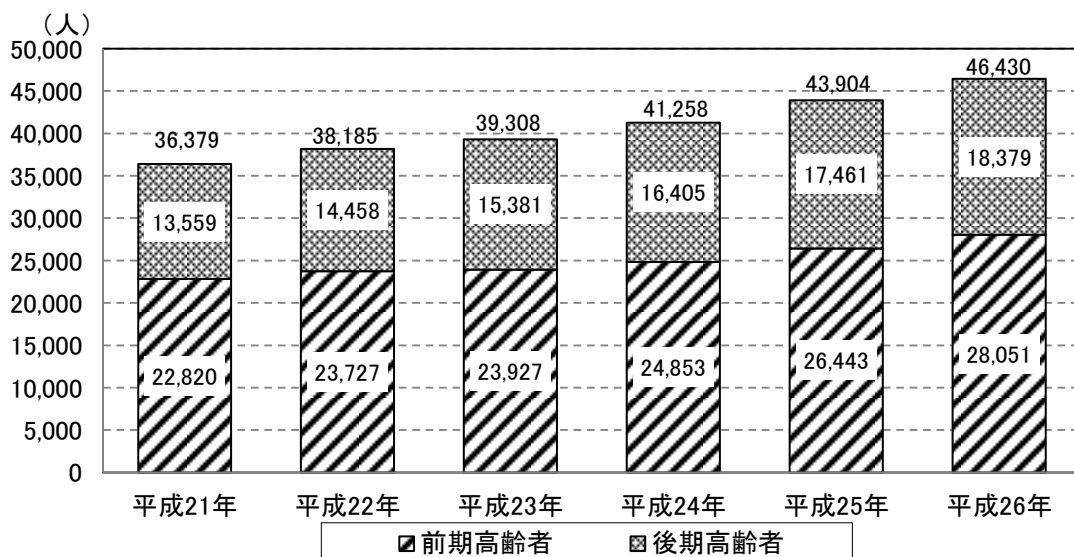
佐倉市の人口は、ほぼ横ばいで推移し、平成26年3月末現在（住民基本台帳）の人口数は、177,723人となっています。高齢者の人口数は、平成21年3月末現在36,379人から平成26年3月末現在46,430人へ約10,000人増加しています。

図1-2-1 人口等の推移・各年3月末現在（外国人含む）

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総人口(A)	177,515人	177,928人	178,199人	178,187人	177,740人	177,723人
40歳未満	76,854人	75,629人	74,248人	72,573人	70,775人	69,099人
40-64歳	64,282人	64,114人	64,643人	64,356人	63,061人	62,194人
65-69歳	13,515人	14,058人	13,675人	13,758人	14,651人	15,147人
70-74歳	9,305人	9,669人	10,252人	11,095人	11,792人	12,904人
75-79歳	6,068人	6,558人	7,069人	7,602人	8,135人	8,552人
80-84歳	4,075人	4,259人	4,399人	4,629人	4,899人	5,154人
85-89歳	2,187人	2,334人	2,498人	2,666人	2,842人	2,996人
90歳以上	1,229人	1,307人	1,415人	1,508人	1,585人	1,677人
40歳以上	100,661人	102,299人	103,951人	105,614人	106,965人	108,624人
高齢者人口(B)	36,379人	38,185人	39,308人	41,258人	43,904人	46,430人
前期高齢者※1(C)	22,820人	23,727人	23,927人	24,853人	26,443人	28,051人
前期高齢化率(C)／(A)	12.9%	13.3%	13.4%	13.9%	14.9%	15.8%
後期高齢者※2(D)	13,559人	14,458人	15,381人	16,405人	17,461人	18,379人
後期高齢化率(D)／(A)	7.6%	8.1%	8.6%	9.2%	9.8%	10.3%
高齢化率(B)／(A)	20.5%	21.5%	22.1%	23.2%	24.7%	26.1%

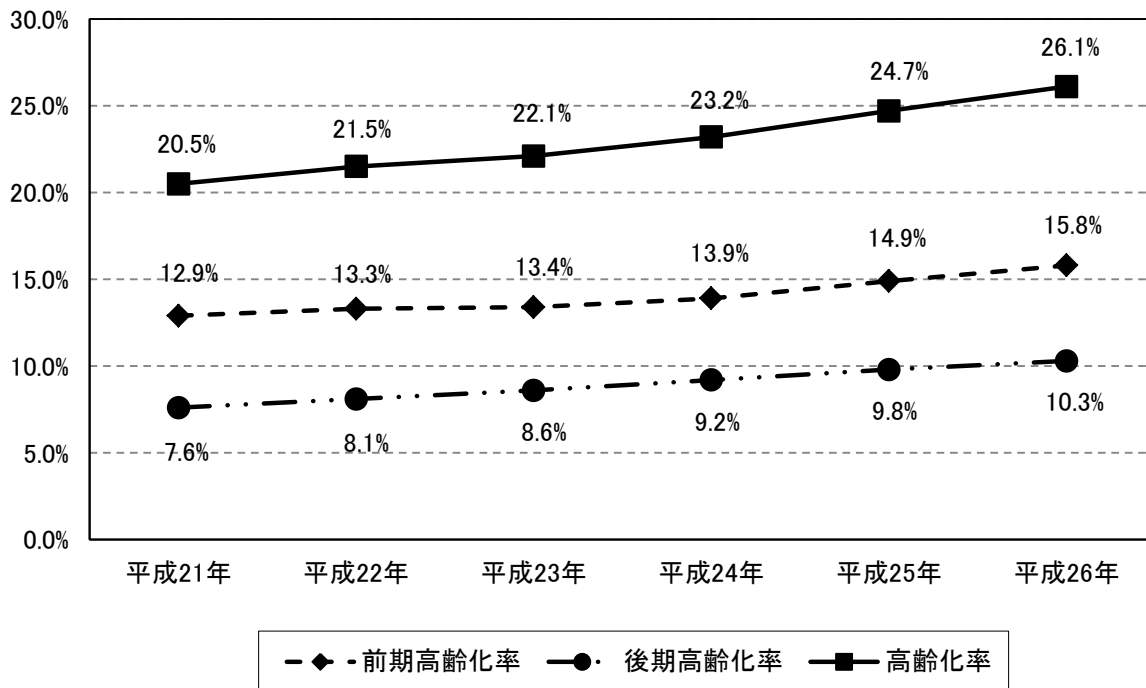
※1 前期高齢者：高齢者のうち65歳以上74歳以下

※2 後期高齢者：高齢者のうち75歳以上



佐倉市の人口構成では、平成21年3月末に20.5%であった高齢化率が、平成26年3月末には26.1%に達しています。

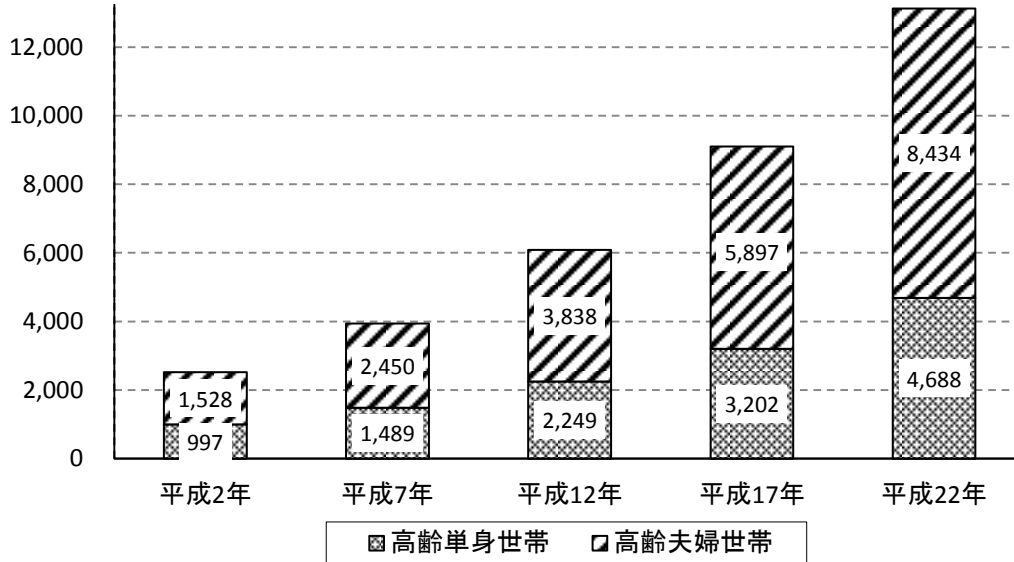
図 1-2-2 高齢化率の推移・各年3月末現在



2) 高齢世帯等の状況

国勢調査結果に基づく市の高齢世帯等の推移については、平成22年10月1日時点で、高齢単身世帯が4,688世帯、高齢夫婦世帯が8,434世帯となっており、20年前（平成2年10月1日）と比較すると、いずれも約5倍に増加しています。

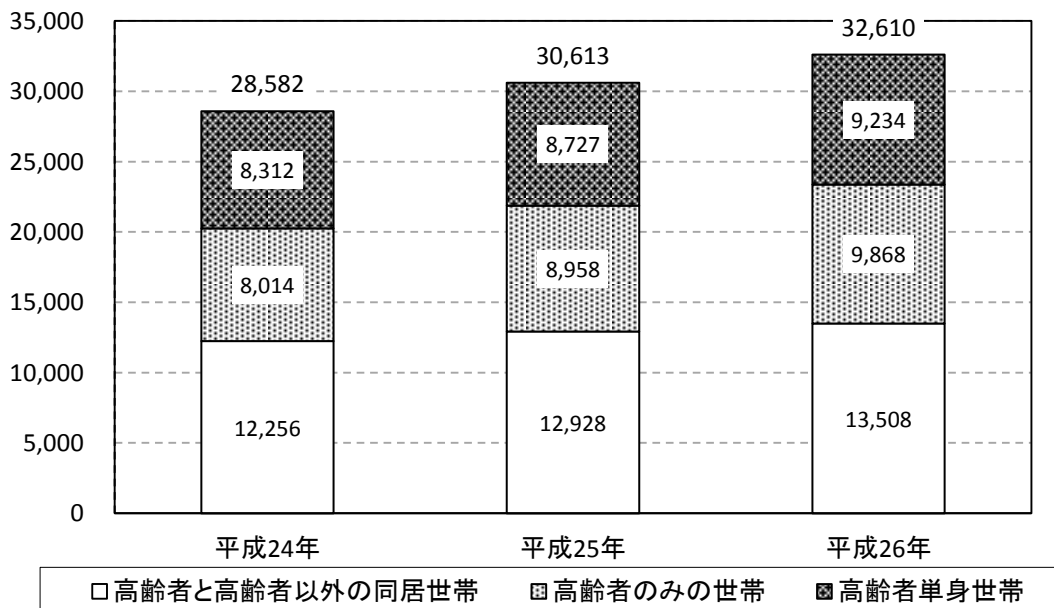
図1-2-3 高齢世帯等の推移・各年10月1日現在（国勢調査）



※高齢単身世帯とは65歳以上単身世帯
 ※高齢夫婦世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の1組のみの世帯

佐倉市の住民基本台帳に基づく、高齢世帯等の推移については、平成26年10月1日時点で、高齢者単身世帯が9,234世帯、高齢者のみの世帯が9,868世帯となっており、平成24年と比較するといずれも増加しています。

図1-2-4 高齢世帯等の推移・各年10月1日現在（住民基本台帳）



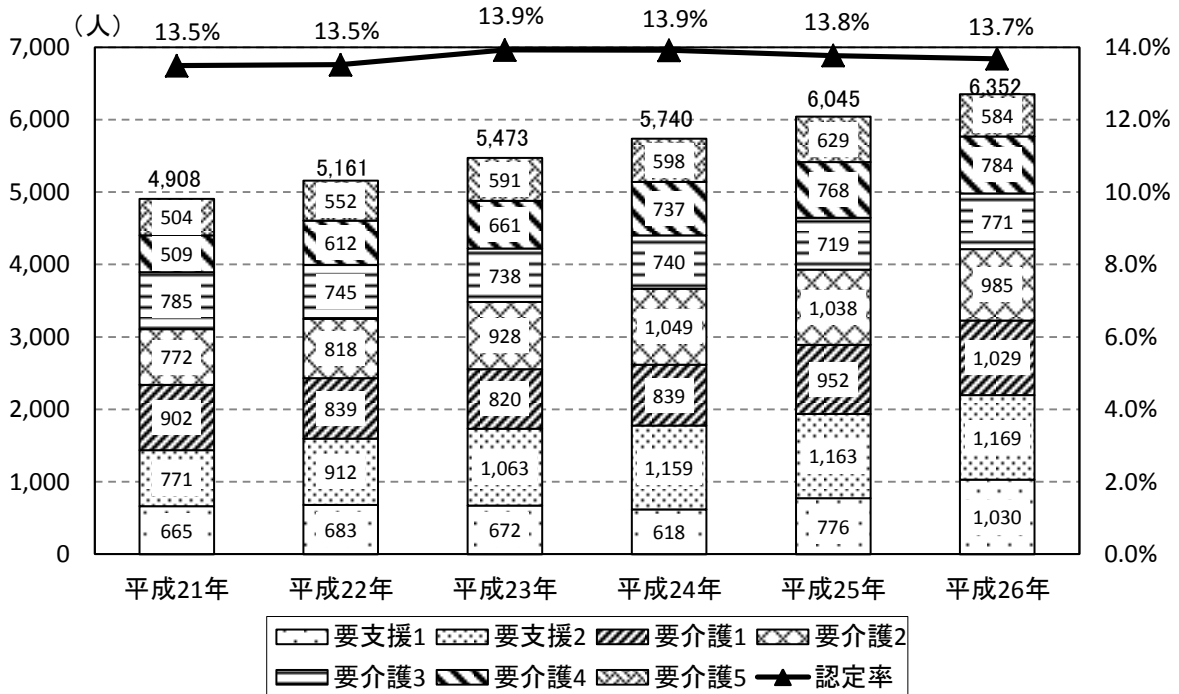
2. 介護保険の状況

1) 要支援・要介護認定者数等の推移

平成21年3月末現在、要支援・要介護認定を受けている方は、4,908人で、平成26年3月末現在は6,352人です。そのうち第1号被保険者は、6,122人です。平成26年3月末現在の65歳以上人口が46,430人ですから、約13%の高齢者が要支援・要介護認定を受けていることになります。

なお、平成26年3月末時点における、要支援・要介護認定者の内訳は、介護度が比較的軽い要支援1、要支援2、及び要介護1の合計が、3,228人（約51%）、中程度の要介護2及び要介護3の合計が、1,756人（約28%）、程度の重い要介護4及び要介護5の合計が、1,368人（約22%）となっています。

図 1-2-5 要支援・要介護認定者数等の推移・各年3月末現在



区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
65歳以上人口(A)	36,379人	38,185人	39,308人	41,258人	43,904人	46,430人
要支援1	665人	683人	672人	618人	776人	1,030人
要支援2	771人	912人	1,063人	1,159人	1,163人	1,169人
要介護1	902人	839人	820人	839人	952人	1,029人
要介護2	772人	818人	928人	1,049人	1,038人	985人
要介護3	785人	745人	738人	740人	719人	771人
要介護4	509人	612人	661人	737人	768人	784人
要介護5	504人	552人	591人	598人	629人	584人
要介護認定者(B)※1	4,908人	5,161人	5,473人	5,740人	6,045人	6,352人
認定率(B)/(A)	13.5%	13.5%	13.9%	13.9%	13.8%	13.7%

※1 第2号被保険者（40歳以上65歳未満）を含む

2) 介護サービスの受給状況

平成26年3月末現在、居宅介護（介護予防）サービスを受けている方は4,023人で、要支援・要介護認定を受けている方の約63%（受給率）となっており、特に要支援2、要介護1及び要介護2の割合が多く70%を超えています。

また、地域密着型（介護予防）サービスを受けている方は275人で、受給率は約4%です。さらに、施設介護サービスを受けている方は978人で、受給率は約15%ですが、要介護4の方では受給率が約38%、要介護5の方では受給率が約43%となっており、介護度が重くなるほど受給率が高くなっています。

図1-2-6 介護（予防）サービス受給状況・平成26年3月末現在

		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	
居宅介護(介護予防)サービス	受給者(A)	549人	825人	751人	763人	501人	380人	254人	4,023人	
	受給率(A)/(G)	53.3%	70.6%	73.0%	77.5%	65.0%	48.5%	43.5%	63.3%	
地域密着型(介護予防)サービス	受給者(B)	2人	1人	67人	78人	46人	35人	46人	275人	
	受給率(B)/(G)	0.2%	0.1%	6.5%	7.9%	6.0%	4.5%	7.9%	4.3%	
施設介護サービス	介護老人福祉施設	受給者(C)	0人	0人	31人	76人	143人	191人	162人	603人
		受給率(C)/(G)	0.0%	0.0%	3.0%	7.7%	18.5%	24.4%	27.7%	9.5%
	介護老人保健施設	受給者(D)	0人	0人	37人	66人	68人	93人	75人	339人
		受給率(D)/(G)	0.0%	0.0%	3.6%	6.7%	8.8%	11.9%	12.8%	5.3%
	介護療養型医療施設	受給者(E)	0人	0人	1人	0人	6人	14人	15人	36人
		受給率(E)/(G)	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.8%	1.8%	2.6%	0.6%
小計		受給者(F)	0人	0人	69人	142人	217人	298人	252人	978人
		受給率(F)/(G)	0.0%	0.0%	6.7%	14.4%	28.1%	38.0%	43.2%	15.4%
要支援・要介護認定者(G)		1,030人	1,169人	1,029人	985人	771人	784人	584人	6,352人	
介護サービス未利用者 G-(A+B+F)		479人	343人	142人	2人	7人	71人	32人	1,076人	

3. 高齢者の生活実態や制度に対する意向等について

1) 実態調査（アンケート調査）の実施概要

市では、第6期計画策定（第5期計画の見直し）のための基礎資料とすることを目的として、満65歳以上の市民を対象に、生活の実態や制度に対するご意見などを伺うアンケート調査を実施しました。

また、介護保険サービス提供事業者などを対象に、アンケート方式による実態調査を実施しました。

第6期計画策定のための調査

調査名	①一般高齢者調査	②介護保険サービス利用者調査	③介護保険サービス未利用者調査
調査方法	無作為抽出、郵送配布、郵送回収		
調査対象者	・平成26年6月末現在、佐倉市にお住まいの要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の方	・平成26年6月末現在、佐倉市にお住まいの要支援・要介護認定を受けた方で、介護保険サービスを利用された方	・平成26年6月末現在、佐倉市にお住まいの要支援・要介護認定を受けた方で、平成26年4月～6月に介護保険サービスを利用されていない方
調査期間	平成26年7月11日(金)～平成26年7月31日(木)	平成26年7月11日(金)～平成26年7月31日(木)	平成26年7月11日(金)～平成26年7月31日(木)
配布数及び有効回収率	・配布数：1,000枚 ・有効回収数：588枚 ・有効回収率：58.8%	・配布数：1,000枚 ・有効回収数：510枚 ・有効回収率：51.0%	・配布数：100枚 ・有効回収数：56枚 ・有効回収率：56.0%

調査名	④特別養護老人ホーム入所希望者調査	⑤介護保険サービス提供事業者調査	⑥地域包括支援センター・居宅介護支援事業所調査
調査方法	無作為抽出、郵送配布、郵送回収	全数調査、郵送配布、郵送回収	
調査対象者	・平成26年8月末現在、佐倉市にお住まいの要介護認定を受けた方で、特別養護老人ホームへ入所希望をされている方	・平成26年6月末現在、介護保険サービスを提供している市内の事業者	・平成26年6月末現在、要支援者のケアマネジメント業務を行う、地域包括支援センターの職員及び指定居宅介護支援事業所の職員
調査期間	平成26年9月12日(金)～平成26年9月30日(火)	平成26年7月15日(火)～平成26年8月15日(金)	平成26年7月15日(火)～平成26年8月18日(月)
配布数及び有効回収率	・配布数：100枚 ・有効回収数：46枚 ・有効回収率：46.0%	・配布数：211枚 ・有効回収数：167枚 ・有効回収率：79.1%	・配布数：55(事業所) ・有効回収数：101枚 ・有効回収率：—

調査名	⑦二次予防事業対象者把握調査
調査方法	郵送配布、郵送回収
調査対象者	要支援・要介護認定者を除く、志津地区に在住の65歳以上の方
調査期間	平成26年6月13日(金)～平成26年6月27日(金)
配布数及び有効回収率	・配布数：17,000枚・有効回収数：11,228枚・有効回収率：66.0%

2) 実態調査（アンケート調査）結果から見えてきたこと

実態調査（アンケート調査）結果から、以下の点が明らかになりました。

(注)単数回答の場合、構成比が100%にならないことがあります。

(注)複数回答の場合、回答者数を分母として割合(%)を計算しているため、各選択肢の割合の合計が100%を超過しています。

●ポイント1：介護保険料の負担と介護保険サービスについて

介護保険料の負担について、現在納付している介護保険料の家計に及ぼす影響について、一般高齢者、介護保険サービス利用者及び介護保険サービス未利用者を対象に伺ったところ、「大きい」と「やや大きい」と回答された方の割合が、高い結果となりました。

また、保険料の負担と介護保険サービスの充実度について意向を伺ったところ、「保険料があまり高くないように保険で提供するサービスを限定する」と回答された方の割合が、いずれも高い結果となりました。

次に、特別養護老人ホームの整備に関する意向について、一般高齢者、介護保険サービス利用者及び特別養護老人ホーム入所希望者を対象に伺ったところ、「保険料とのバランスをとって、必要最小限だけ施設を増やしてほしい」と回答された方の割合が、いずれも高い結果となりました。

第6期計画策定のための調査

質問内容	アンケート調査名					
	①一般高齢者調査		②介護保険サービス利用者調査		③介護保険サービス未利用者調査	
問. 介護保険料の家計への影響は？ 【1つのみ回答】	集計値	構成比	集計値	構成比	集計値	構成比
項目名						
全体	588	100.0%	510	100.0%	56	100.0%
大きい	240	40.8%	125	24.5%	23	41.1%
やや大きい	136	23.1%	121	23.7%	17	30.4%
適当である	105	17.9%	158	31.0%	8	14.3%
やや小さい	2	0.3%	2	0.4%	1	1.8%
小さい	10	1.7%	12	2.4%	0	0.0%
わからない	54	9.2%	61	12.0%	3	5.4%
無回答	41	7.0%	31	6.1%	4	7.1%
問. 介護保険料の負担と介護保険サービスについてどう思うか？【1つのみ回答】	集計値	構成比	集計値	構成比	集計値	構成比
項目名						
全体	588	100.0%	510	100.0%	56	100.0%
保険料が高くなっても、できるだけ多く介護サービスの充実を望む	70	11.9%	63	12.4%	2	3.6%
保険料があまり高くないよう、保険提供サービスを限定する	269	45.7%	218	42.7%	28	50.0%
現状のままがよい	57	9.7%	127	24.9%	10	17.9%
介護サービスは、保険提供を受けず家族介護や個人費用で賄えばよい	16	2.7%	2	0.4%	2	3.6%
その他	20	3.4%	20	3.9%	3	5.4%
わからない	107	18.2%	49	9.6%	5	8.9%
無回答	49	8.3%	31	6.1%	6	10.7%

第6期計画策定のための調査

質問内容	アンケート調査名					
	①一般高齢者調査		②介護保険サービス利用者調査		④特別養護老人ホーム入所希望者調査	
問. 特別養護老人ホームの整備に関する考え方は? 【1つのみ回答】	集計値	構成比	集計値	構成比	集計値	構成比
項目名						
全体	588	100.0%	510	100.0%	46	100.0%
保険料は高くなってもいいから、施設を増やしてほしい	58	9.9%	57	11.2%	6	13.0%
保険料とのバランスをとって、必要最小限だけ施設を増やしてほしい	340	57.8%	303	59.4%	33	71.7%
保険料が高くなるのは困るから、施設はあまり増やさないでほしい	38	6.5%	19	3.7%	3	6.5%
わからない	109	18.5%	83	16.3%	2	4.3%
無回答	43	7.3%	48	9.4%	2	4.3%

質問内容	アンケート調査名			
	①一般高齢者調査		②介護保険サービス利用者調査	
問. 施設に入所する場合に負担できる支払額は? 【1つのみ回答】	集計値	構成比	集計値	構成比
項目名				
全体 (1か月あたりの金額)	588	100.0%	510	100.0%
6万円以下	90	15.3%	122	23.9%
10万円以下	189	32.1%	165	32.4%
15万円以下	124	21.1%	105	20.6%
20万円以下	43	7.3%	27	5.3%
20万円を超えてもよい	6	1.0%	4	0.8%
わからない	103	17.5%	51	10.0%
無回答	33	5.6%	36	7.1%

●ポイント2：介護保険サービスの満足度について

介護保険サービスの計画（ケアプラン）の内容の満足度について、介護保険サービス利用者を対象に伺ったところ、「満足している」と「おおむね満足している」と回答された方の割合の合計は、80.6%でした。また、利用したサービスの満足度を伺ったところ「満足」と「やや満足」と回答された方の割合の合計は、いずれも高い結果となりました。

第6期計画策定のための調査

質問内容		アンケート調査名						
		②介護保険サービス利用者調査						
問. 介護サービスの計画（ケアプラン）の内容の満足度は？【1つのみ回答】		全体	満足	おおむね満足	やや不満	不満	どちらともいえない	無回答
介護サービスの計画（ケアプラン）	集計値	510	185	226	26	7	38	28
	構成比	100.0%	36.3%	44.3%	5.1%	1.4%	7.5%	5.5%

問. 利用したサービスの満足度は？【利用済サービスに満足度を1つのみ回答】		全体	満足	やや満足	やや不満	不満	無回答	
サービスの種類	訪問介護（ホームヘルプサービス）	集計値	116	61	43	5	2	5
		構成比	100.0%	52.6%	37.1%	4.3%	1.7%	4.3%
	夜間対応型訪問介護	集計値	13	6	4	2	—	1
		構成比	100.0%	46.2%	30.8%	15.4%	—	7.7%
	訪問入浴介護	集計値	32	23	7	2	—	—
		構成比	100.0%	71.9%	21.9%	6.3%	—	—
	訪問看護	集計値	30	19	5	1	2	3
		構成比	100.0%	63.3%	16.7%	3.3%	6.7%	10.0%
	訪問リハビリテーション	集計値	24	13	6	4	1	—
		構成比	100.0%	54.2%	25.0%	16.7%	4.2%	—
	居宅療養管理指導	集計値	17	12	4	—	1	—
		構成比	100.0%	70.6%	23.5%	—	5.9%	—
	通所介護（デイサービス）	集計値	256	145	85	17	1	8
		構成比	100.0%	56.6%	33.2%	6.6%	0.4%	3.1%
	通所リハビリテーション（デイケア）	集計値	90	50	31	6	2	1
		構成比	100.0%	55.6%	34.4%	6.7%	2.2%	1.1%
	認知症対応型通所介護	集計値	13	9	4	—	—	—
		構成比	100.0%	69.2%	30.8%	—	—	—
	短期入所生活介護（ショートステイ）	集計値	91	43	33	12	2	1
		構成比	100.0%	47.3%	36.3%	13.2%	2.2%	1.1%
短期入所療養介護（医療ショートステイ）	集計値	6	4	2	—	—	—	
	構成比	100.0%	66.7%	33.3%	—	—	—	
福祉用具貸与	集計値	185	137	34	7	—	7	
	構成比	100.0%	74.1%	18.4%	3.8%	—	3.8%	
福祉用具購入費の支給	集計値	91	62	20	3	2	4	
	構成比	100.0%	68.1%	22.0%	3.3%	2.2%	4.4%	
住宅改修費の支給	集計値	115	69	34	1	3	8	
	構成比	100.0%	60.0%	29.6%	0.9%	2.6%	7.0%	
小規模多機能型居宅介護	集計値	8	4	3	—	—	1	
	構成比	100.0%	50.0%	37.5%	—	—	12.5%	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	集計値	8	5	2	—	—	1	
	構成比	100.0%	62.5%	25.0%	—	—	12.5%	

●ポイント3：自宅で暮らし続けるためには、どのようなことが必要か

自宅で暮らし続けるためには、どのようなことが必要であるかについて伺ったところ、一般高齢者、介護保険サービス利用者、介護保険サービス未利用者の調査では、「住み続けられる住まいがある」が最も多く、次いで「家族が同居または近くにいる」、「日中に訪問介護や通所サービスなど、普段から利用できる介護サービスがある」、「身近に利用できる医療機関がある」という結果となりました。

第6期計画策定のための調査

質問内容	アンケート調査名					
	①一般高齢者調査		②介護保険サービス利用者調査		③介護保険サービス未利用者調査	
問. 自宅で暮らし続けるためには、どのようなことが必要であると思うか？ 【複数回答】	集計値	構成比	集計値	構成比	集計値	構成比
全体	588	100.0%	510	100.0%	56	100.0%
住み続けられる住まいがある	412	70.1%	357	70.0%	33	58.9%
家族が同居または近くにいる	359	61.1%	331	64.9%	31	55.4%
見守ってくれる友人・知人が近くにいる	168	28.6%	149	29.2%	7	12.5%
日中に訪問介護や通所サービスなど、普段から利用できる介護サービスがある	250	42.5%	282	55.3%	16	28.6%
必要に応じて、通ったり、宿泊することができるような介護サービスがある	218	37.1%	265	52.0%	11	19.6%
入浴のみ、食事のみ、リハビリのみなど、短時間の通所サービスが受けられる	188	32.0%	207	40.6%	9	16.1%
介護者の入院など緊急時に入所可能な短時間入所サービスが利用できる	209	35.5%	262	51.4%	15	26.8%
夜間にも訪問介護や訪問看護など、訪問してくれる介護サービスがある	169	28.7%	181	35.5%	8	14.3%
栄養の改善を目的として、配食を行う事業がある			140	27.5%		
身近に利用できる医療機関がある	230	39.1%	280	54.9%	16	28.6%
自宅に医師が訪問して診療してくれる	192	32.7%	238	46.7%	15	26.8%
自宅に歯科医師が訪問して診療してくれる	92	15.6%	136	26.7%	9	16.1%
いつでも利用（入所）できる施設が近くにある	187	31.8%	257	50.4%	13	23.2%
その他	9	1.5%	10	2.0%	1	1.8%
わからない	24	4.1%	9	1.8%	8	14.3%
無回答	36	6.1%	25	4.9%	5	8.9%

●ポイント4：介護保険サービスの利用状況について

介護保険サービスの利用状況について、介護保険サービス利用者を対象に伺ったところ、「通所介護(デイサービス)」が50.2%で最も多く、次いで「福祉用具貸与」が36.3%という結果になりました。また、特別養護老人ホーム入所希望者を対象に伺ったところ、「短期入所(療養含む)」が72.4%で最も多く、次いで「通所介護(通所リハ含む)」が65.5%という結果となりました。

一方、いずれの調査においても、小規模多機能型居宅介護と定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用割合が低い結果となりました。

第6期計画策定のための調査

質問内容		アンケート調査名			
		②介護保険サービス利用者調査		④特別養護老人ホーム入所希望者調査	
問. 介護保険サービスの利用状況は？ 【複数回答】		集計値	構成比	集計値	構成比
全体		510	100.0%	29	100.0%
サービスの種類	訪問介護（ホームヘルプサービス）	116	22.7%	6	20.7%
	夜間対応型訪問介護	13	2.5%	0	0.0%
	訪問入浴介護	32	6.3%	3	10.3%
	訪問看護	30	5.9%	3	10.3%
	訪問リハビリテーション	24	4.7%	2	6.9%
	居宅療養管理指導	17	3.3%	7	24.1%
	通所介護（デイサービス）	256	50.2%	19	65.5%
	通所リハビリテーション（デイケア）	90	17.6%		
	認知症対応型通所介護	13	2.5%	4	13.8%
	短期入所生活介護（ショートステイ）	91	17.8%	21	72.4%
	短期入所療養介護（医療ショートステイ）	6	1.2%		
	福祉用具貸与	185	36.3%		
	福祉用具購入費の支給	91	17.8%		
	住宅改修費の支給	115	22.5%		
	小規模多機能型居宅介護	8	1.6%	0	0.0%
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	8	1.6%	1	3.4%
	介護サービスを受けていない	—	—	1	3.4%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	

●ポイント5：介護が必要となった場合の介護を受ける場所の意向について

本人に介護が必要となった場合にどこで介護を受けたいかについて、一般高齢者を対象に伺ったところ、「自宅や親族の家など、在宅で介護を受けたい」が38.4%で最も多く、次いで「わからない」が21.4%、「介護保険施設（特別養護老人ホーム）」に入りたい」が13.6%という結果となりました。

また、家族に介護が必要となった場合にどこで介護を受けたいか伺ったところ、「自宅や親族の家など、在宅で介護を受けたい」が37.6%で最も多く、次いで「わからない」が18.9%、「介護保険施設（特別養護老人ホーム）」に入りたい」が13.8%という結果となりました。

次に、特別養護老人ホームへの入所についてどのように考えているかについて、特別養護老人ホーム入所希望者を対象に伺ったところ、本人、介護者共に「在宅での暮らしが望ましいが、やむを得ず入所する（させる）しかない」の回答割合が最も高く、次いで、「在宅介護を受けながら暮らしたい（できるだけ長く自宅で暮らしてもらいたい）」という結果となりました。

第6期計画策定のための調査

質問内容	アンケート調査名			
	①一般高齢者調査 (本人に介護が必要となった場合)		①一般高齢者調査 (家族に介護が必要となった場合)	
項目名	集計値	構成比	集計値	構成比
問. 介護が必要となった場合、どこで介護を受けたいと思うか？ 【1つのみ回答】	588	100.0%	588	100.0%
全体	588	100.0%	588	100.0%
自宅や親族の家など、在宅で介護を受けたい	226	38.4%	221	37.6%
主に介護サービスを利用して、高齢者向け住宅に住み替えて暮らしたい	63	10.7%	64	10.9%
数人で暮らせる、家庭的な介護付きホーム（施設）で暮らしたい	43	7.3%	27	4.6%
介護保険施設（特別養護老人ホーム）に入りたい	80	13.6%	81	13.8%
その他	18	3.1%	16	2.7%
わからない	126	21.4%	111	18.9%
無回答	32	5.4%	68	11.6%

第6期佐倉市高齢者福祉・介護計画策定のための調査（特別養護老人ホーム入所希望者調査・個別結果）

質問内容	アンケート調査名			
	④特別養護老人ホーム入所希望者調査（本人の意向）		④特別養護老人ホーム入所希望者調査（介護者の意向）	
項目名	集計値	構成比	集計値	構成比
問. 特別養護老人ホームへの入所について、どのように考えているか？ 【1つのみ回答】	46	100.0%	46	100.0%
全体	46	100.0%	46	100.0%
在宅介護を受けながら暮らしたい（介護者：できるだけ長く自宅で暮らしてもらいたい）	14	30.4%	10	21.7%
在宅での暮らしが望ましいが、やむを得ず入所する（介護者：入所させる）しかない	20	43.5%	15	32.6%
在宅でなく、施設への入所が望ましい	8	17.4%	8	17.4%
本人が希望しているので入所させたい			2	4.3%
その他			2	4.3%
無回答	4	8.7%	9	19.6%

第6期計画策定のための調査

質問内容	アンケート調査名	
問. 特別養護老人ホームに入所申込みをした最も大きな理由は？ 【1つのみ回答】	④特別養護老人ホーム 入所希望者調査	
項目名	集計値	構成比
全体	46	100.0%
専門的な介護が受けられて安心だから	2	4.3%
すぐには入所できないので、早めに申し込んでおきたいから	3	6.5%
在宅では施設より金銭的な負担が大きいため	0	0.0%
本人の身体状況が悪くなり、介護の必要性が大きくなったから	8	17.4%
本人が入所を希望しているから	2	4.3%
病院や施設を退院・退所する(予定)が、その後の住居が決まっていないから	1	2.2%
住まいの環境上、在宅での介護が難しいから	1	2.2%
家族等の介護者が高齢や病気、ストレス等により介護することが厳しいから	12	26.1%
家族等の介護者が仕事をしているから	2	4.3%
同居者の中に乳幼児や病気等の方がいて、介護に負担がかかるから	0	0.0%
その他	2	4.3%
無回答	13	28.3%

質問内容	アンケート調査名	
問. 特別養護老人ホームに入所申込みをした理由は？ 【複数回答】	④特別養護老人ホーム 入所希望者調査	
項目名	集計値	構成比
全体	46	100.0%
専門的な介護が受けられて安心だから	10	21.7%
すぐには入所できないので、早めに申し込んでおきたいから	21	45.7%
在宅では施設より金銭的な負担が大きいため	1	2.2%
本人の身体状況が悪くなり、介護の必要性が大きくなったから	13	28.3%
本人が入所を希望しているから	1	2.2%
病院や施設を退院・退所する(予定)が、その後の住居が決まっていないから	4	8.7%
住まいの環境上、在宅での介護が難しいから	9	19.6%
家族等の介護者が高齢や病気、ストレス等により介護することが厳しいから	18	39.1%
家族等の介護者が仕事をしているから	13	28.3%
同居者の中に乳幼児や病気等の方がいて、介護に負担がかかるから	2	4.3%
その他	2	4.3%
無回答	12	26.1%

(注) 複数回答の場合、回答者数を分母として割合(%)を計算しているため、各選択肢の割合の合計が100%を超過しています。

質問内容	アンケート調査名	
問. 特別養護老人ホームに入所したい時期は？ 【1つのみ回答】	④特別養護老人ホーム 入所希望者調査	
項目名	集計値	構成比
全体	46	100.0%
今すぐ入所したい	13	28.3%
3か月～半年くらい先に入所したい	2	4.3%
半年～1年先に入所したい	5	10.9%
当面は入所しなくてよいが、必要になったときに入所したい	21	45.7%
その他	2	4.3%
無回答	3	6.5%

●ポイント6：日常生活の中で手助けしてほしいことの意向について

日常生活の中で手助けしてほしいことについて、一般高齢者に伺ったところ「特になし」や「無回答」が多数を占め、手助けをしてほしい高齢者は少数でした。手助けしてほしいこととしては、「簡単な力仕事」「病院への送迎」「玄関前や庭などの家周りの掃除」がありました。同様の質問に対し、介護保険サービス利用者及び介護保険サービス未利用者では、「病院の送迎」がもっとも多く、ついで「買い物」や「病院への付き添いや薬の受け取り」が多い結果となりました。

第6期計画策定のための調査

質問内容	アンケート調査名					
	①一般高齢者調査		②介護保険サービス利用者調査		③介護保険サービス未利用者調査	
	集計値	構成比	集計値	構成比	集計値	構成比
問. 日常生活の中で手助けしてほしいことはありますか？ 【複数回答】	588	100.0%	510	100.0%	56	100.0%
集計値 全 体	588	100.0%	510	100.0%	56	100.0%
ごみ出し	15	2.6%	123	24.1%	8	14.3%
買い物	15	2.6%	147	28.8%	13	23.2%
調理	10	1.7%	116	22.7%	10	17.9%
洗濯や部屋の掃除	12	2.0%	157	30.8%	11	19.6%
玄関前や庭などの家周りの掃除	30	5.1%	137	26.9%	12	21.4%
簡単な力仕事	31	5.3%	148	29.0%	9	16.1%
病院への送迎	29	4.9%	217	42.5%	19	33.9%
病院への付添いや薬の受取	6	1.0%	162	31.8%	10	17.9%
病院以外の外出時の送迎	12	2.0%	114	22.4%	12	21.4%
病院以外の外出時の付添い	3	0.5%	89	17.5%	8	14.3%
声かけ・見守り	6	1.0%	97	19.0%	7	12.5%
日ごろの話し相手	15	2.6%	107	21.0%	8	14.3%
金銭管理・書類の確認	3	0.5%	56	11.0%	4	7.1%
市役所などでの手続き	12	2.0%	162	31.8%	7	12.5%
家電器具やパソコン等の操作	29	4.9%	58	11.4%	6	10.7%
代読・代筆	3	0.5%			2	3.6%
定期的な安否確認及び緊急時の対応			119	23.3%		
その他	6	1.0%	20	3.9%	0	0.0%
特になし	405	68.9%	53	10.4%	15	26.8%
無回答	71	12.1%	76	14.7%	10	17.9%

なお、元気な高齢者の社会参加に関し、お住まいの地域で他人の手助けや活動（ボランティアも含む）をしたいと思うかについて、一般高齢者を対象に伺ったところ、「思わない」が60.2%、「思う」が32.3%という結果となりました。

この内、「思わない」と回答した方を対象に、理由を伺ったところ、「健康や体力に自信がないから」が33.1%で最も多く、次いで「人間関係が面倒に思えるから」が20.9%、「仕事、家事、介護などで忙しいから」が18.6%、「趣味や他団体での活動で忙しいから」が17.8%の結果となりました。

また、「思う」と回答した方を対象に、その活動内容について伺ったところ、「声かけ・見守り」が50.5%で最も多く、次いで「日ごろの話し相手」が34.2%、「玄関前や庭などの家周りの掃除」が31.1%、「ごみ出し」が30.0%の結果となりました。

●ポイント7：要支援・要介護状態になった主な原因について

ご本人が要支援・要介護状態になった主な原因について、介護保険サービス利用者、介護保険サービス未利用者を対象に伺いました。

介護保険サービス利用者は、「転倒・骨折」が23.1%、「高齢による衰弱」が21.8%、「脳血管疾患」が20.0%で、「認知症」が17.8%という結果となりました。

また、介護保険サービス未利用者は、「高齢による衰弱」が19.5%、「脳血管疾患」が13.0%、「転倒・骨折」「関節疾患(リウマチなど)」がいずれも10.4%という結果となりました。

第6期計画策定のための調査

質問内容	アンケート調査名			
	②介護保険サービス利用者調査		③介護保険サービス未利用者調査	
項目名	集計値	構成比	集計値	構成比
問. ご本人が要支援・要介護状態になった主な原因は何ですか【1つのみ回答】				
全体	510	100.0%	77	100.0%
脳血管疾患	102	20.0%	10	13.0%
高齢による衰弱	111	21.8%	15	19.5%
転倒・骨折	118	23.1%	8	10.4%
認知症	91	17.8%	4	5.2%
関節疾患(リウマチなど)	65	12.7%	8	10.4%
心臓病	47	9.2%	5	6.5%
呼吸器疾患	25	4.9%	2	2.6%
糖尿病	38	7.5%	6	7.8%
パーキンソン病	21	4.1%	2	2.6%
その他	104	20.4%	12	15.6%
無回答	6	1.2%	5	6.5%

●ポイント8：生活機能の低下状況について

生活機能の低下がみられる高齢者（二次予防事業対象者）を把握するために、介護認定を受けていない方を対象に、「基本チェックリスト」を郵送し調査を行いました。「基本チェックリスト」は、高齢者の生活機能を評価し、要支援・要介護状態となるリスクの高い高齢者を拾い上げることを目的として、厚生労働省により開発された25項目の質問票で、全国統一のものです。

平成26年度は、志津地区の17,000人を対象に2回目の調査を実施した結果、回答者の22.6%にあたる2,536人が二次予防事業対象者に該当しました。

この内、生活機能の低下がみられた項目は、「口腔機能」が67.0%と最も多く、次いで「うつ」が52.9%、「認知機能」が49.9%、「運動機能」が48.1%という結果となりました。

なお、二次予防事業対象者の把握は、平成23～25年度にかけて市内全地区で実施していますが、今回の結果と同様の傾向でした。

⑦二次予防事業対象者把握調査

（平成26年度のデータは11月末時点、平成23～25年度のデータは各年度3月末時点）

		平成26年度 (志津地区2回目)	平成23～25年度 (全地区 合計)
チェックリスト配布数		17,000人	35,456人
有効回答数 (A)		11,228人	23,930人
回答率		66.0%	67.5%
二次予防事業対象者数 (B)		2,536人	5,721人
二次該当率 (B/A)		22.6%	23.9%
生活機能の低下がみられた項目 (重複あり)	運動 (C)	1,220人	2,937人
	二次予防対象者に占める割合 (C/B)	48.1%	51.3%
	栄養 (D)	127人	315人
	二次予防対象者に占める割合 (D/B)	5.0%	5.5%
	口腔 (E)	1,699人	3,643人
	二次予防対象者に占める割合 (E/B)	67.0%	63.7%
	生活全般 (F)	397人	1,072人
	二次予防対象者に占める割合 (F/B)	15.7%	18.7%
	閉じこもり (G)	274人	892人
	二次予防対象者に占める割合 (G/B)	10.8%	15.6%
	認知機能低下 (H)	1,265人	2,790人
	二次予防対象者に占める割合 (H/B)	49.9%	48.8%
	うつ (I)	1,341人	2,835人
二次予防対象者に占める割合 (I/B)	52.9%	49.6%	

●ポイント9：介護予防事業の参加経験と参加意向について

介護予防事業への参加の有無について、一般高齢者を対象に伺ったところ、「参加したことがない」と回答された方の割合は、88.4%でした。

この参加経験のない方を対象に、介護予防事業に参加しやすくなる条件について伺ったところ、「集会所等、歩いて行ける場所で開催されている」が35.0%と最も多く、次いで「自分に合った時間帯に参加できる」が24.0%、「保健センターや公民館等で定期的に事業が開催されている」が18.1%という結果となりました。

次に、介護予防事業に関して、参加したいと思う活動について意向を伺ったところ、「足腰の衰えなど筋力の低下を予防するための簡単な運動を行う教室」が42.3%と最も多く、次いで「認知症を予防するための教室」が32.5%、「心の健康づくりのための教室」が22.1%という結果となりました。

一方で、「住民主体で介護予防に取り組むための認知症予防や体操等のグループづくりを目的とした教室」が9.4%、「介護予防ボランティアを養成するための教室」が4.4%と低い結果となりました。

第6期計画策定のための調査

質問内容	アンケート調査名	
問. 介護予防事業への参加経験は？ 【1つのみ回答】	①一般高齢者調査	
項目名	集計値	構成比
全体	588	100.0%
参加したことがある	51	8.7%
参加したことがない	520	88.4%
無回答	17	2.9%

質問内容	アンケート調査名	
問. 介護予防事業に参加しやすくなる条件は？【3つまでの複数回答】 (介護予防事業に参加経験がない方に対する質問)	①一般高齢者調査	
項目名	集計値	構成比
全体	520	100.0%
集会所等、歩いて行ける場所で開催されている	182	35.0%
保健センターや公民館等で定期的に事業が開催されている	94	18.1%
特別養護老人ホーム等の施設で事業が開催されている	6	1.2%
プールやスポーツジムで事業が開催されている	48	9.2%
市民による自主的な介護予防活動が定期的に開催されている	21	4.0%
自分にあった時間帯に参加できる	125	24.0%
地域住民による声掛けや誘い合いがある	46	8.8%
参加者の体験談を聞ける機会がある	27	5.2%
教室の内容や効果がよくわかる説明資料がある	90	17.3%
市の歴史や文化、自然を活用した事業が開催されている	51	9.8%
往復の送迎がある	72	13.8%
その他	57	11.0%
無回答	106	20.4%

第6期計画策定のための調査

質問内容	アンケート調査名	
問. 介護予防事業に関して、参加したいと思う活動は？	①一般高齢者調査	
	【複数回答】	
項目名	集計値	構成比
全体	588	100.0%
足腰の衰えなど筋力の低下を予防するための簡単な運動を行う教室	249	42.3%
寝たきりにつながりやすい骨折や転倒を予防するための教室	103	17.5%
認知症を予防するための教室	191	32.5%
心の健康づくりのための教室	130	22.1%
栄養状態の低下を防ぐことにより、健康的な体を維持するための教室	58	9.9%
簡単に調理できる工夫等を学べる教室	94	16.0%
飲み込む力をアップしたり、歯や歯ぐき等、口の中の健康管理を学ぶ教室	35	6.0%
介護予防全般について学ぶ教室	116	19.7%
住民主体で介護予防に取り組むための認知症予防や体操等のグループづくりを目的とした教室	55	9.4%
介護予防ボランティアを養成するための教室	26	4.4%
その他	52	8.8%
無回答	151	25.7%

●ポイント10：家族支援として望むこと

介護者支援として望むことについて、介護保険サービス利用者、介護保険サービス未利用者、特別養護老人ホーム入所希望者の介護者を対象に意向を伺ったところ、すべてにおいて、「介護保険サービスの充実」と回答された方の割合が高い結果となりました。次いで、「特別養護老人ホーム等の施設整備」、「保健福祉サービスの充実」の回答が多かったほか、「介護者がリフレッシュできるような機会」、「公的な機関などの個人的な相談機関」の回答が多い結果となりました。

第6期計画策定のための調査

質問内容	アンケート調査名					
	②介護保険サービス利用者調査 (介護者の意向)		③介護保険サービス未利用者調査 (介護者の意向)		④特別養護老人ホーム入所希望者調査 (介護者の意向)	
項目名	集計値	構成比	集計値	構成比	集計値	構成比
問. 家族介護者の方が、介護者支援として充実を望むことは？ 【複数回答】						
全体	510	100.0%	56	100.0%	46	100.0%
介護者の会などの介護者同士の交流の場	45	8.8%	0	0.0%	3	6.5%
公的な機関などの個人的な相談機関	67	13.1%	7	12.5%	5	10.9%
介護教室などの介護技術が学べる機会	41	8.0%	3	5.4%	3	6.5%
介護者がリフレッシュできるような機会	87	17.1%	7	12.5%	11	23.9%
地域の方が認知症に学び、理解を深めるための認知症サポーターの養成講座	31	6.1%	1	1.8%	2	4.3%
隣近所の助け合いボランティア活動の支援	46	9.0%	2	3.6%	2	4.3%
保健福祉サービスの充実	100	19.6%	14	25.0%	17	37.0%
介護保険サービスの充実	159	31.2%	21	37.5%	23	50.0%
特別養護老人ホーム等の施設整備	142	27.8%	10	17.9%	22	47.8%
その他	13	2.5%	0	0.0%	2	4.3%
無回答	218	42.7%	28	50.0%	8	17.4%

●ポイント11：介護の負担や悩みを感じるときは

介護者が、介護の負担や悩みを感じることにについて、介護保険サービス利用者、介護保険サービス未利用者の介護者を対象に伺いました。

介護保険サービス利用者では「自分が急病・急用時に、代わってくれる人がいない」が28.4%で最も多く、次いで、「介護をすることが体力的に難しい」13.5%、「どんな福祉サービスが受けられるのかわからない」10.0%の結果となりました。

次に、介護保険サービス未利用者では、「介護をすることが体力的に難しい」と「自分が急病・急用時に、代わってくれる人がいない」がともに、42.9%で最も多い結果となりました。

第6期計画策定のための調査

質問内容	アンケート調査名			
	②介護保険サービス利用者調査 (介護者の意向)		③介護保険サービス未利用者調査 (介護者の意向)	
項目名	集計値	構成比	集計値	構成比
問. 介護をしている方が介護の負担や悩みを感じることは？ 【複数回答】				
全体	510	100.0%	28	100.0%
体位の交換、トイレの誘導など、介護のやり方にあまり自信がない	38	7.5%	2	7.1%
介護をすることが、体力的に難しい	69	13.5%	12	42.9%
介護を受けている方との体格の差があるために、介護が難しい	20	3.9%	3	10.7%
24時間目が離せないため、睡眠不足が続いている	26	5.1%	2	7.1%
介護を受けている方に対して、どう接してよいかわからなくなる	39	7.6%	6	21.4%
介護の大変さを理解し、介護に協力してくれる人が周囲にいない	31	6.1%	2	7.1%
自分が急病・急用時に、代わってくれる人がいない	145	28.4%	12	42.9%
介護のため就業・家事・子育て等、自分の時間が持てない	45	8.8%	5	17.9%
介護保険のサービスが十分でない	20	3.9%	4	14.3%
どんな福祉サービスが受けられるのかわからない	51	10.0%	6	21.4%
経済的な負担が大きい	46	9.0%	6	21.4%
その他	37	7.3%	1	3.6%
無回答	239	46.9%	0	0.0%

●ポイント12：介護保険制度で重点的に取り組むこと

介護保険制度にかかわる施策で重点的に取り組んでほしいものは何かについて、一般高齢者、介護保険サービス利用者を対象に意向を伺いました。

一般高齢者では、「家族の介護負担を軽減するための施策・事業の充実」が37.4%で最も多く、次いで、「介護保険制度のしくみや利用方法に関する情報提供の充実」が34.9%、「低所得者への負担軽減対策」が22.4%という結果となりました。

次に、介護保険サービス利用者では、「家族の介護負担を軽減するための施策・事業の充実」が32.4%で最も多く、次いで、「介護保険サービスの量や質の充実」が23.9%、「低所得者への負担軽減対策」が23.5%という結果となりました。

第6期計画策定のための調査

質問内容	アンケート調査名			
	①一般高齢者調査		②介護保険サービス利用者調査	
項目名	集計値	構成比	集計値	構成比
問. 介護保険制度にかかわる施策で重点的に取り組んでほしいものは何か？ 【3つまでの複数回答】				
全体	588	100.0%	510	100.0%
介護保険制度のしくみや利用方法に関する情報提供の充実	205	34.9%	89	17.5%
ケアマネジャーやサービス提供事業者に関する情報提供の充実	102	17.3%	58	11.4%
苦情・相談窓口の充実	31	5.3%	24	4.7%
介護専門職の資質の向上支援	79	13.4%	53	10.4%
認知症高齢者などの権利を守るための制度の充実	29	4.9%	22	4.3%
低所得者への負担軽減対策	132	22.4%	120	23.5%
介護予防や要介護度の進行防止のための介護予防事業の充実	68	11.6%	92	18.0%
家族の介護負担を軽減するための施策・事業の充実	220	37.4%	165	32.4%
介護保険サービスの量や質の充実	106	18.0%	122	23.9%
保健・医療・福祉機関との連携・協力	113	19.2%	103	20.2%
その他	7	1.2%	12	2.4%
特になし	49	8.3%	55	10.8%
無回答	97	16.5%	86	16.9%

第3章 基本理念

1. 計画の基本的な考え方

1) 計画の基本理念

この計画の基本理念を次のとおりとします。

**「みんなで支え合い、
よろこびが生まれる都市・佐倉」**

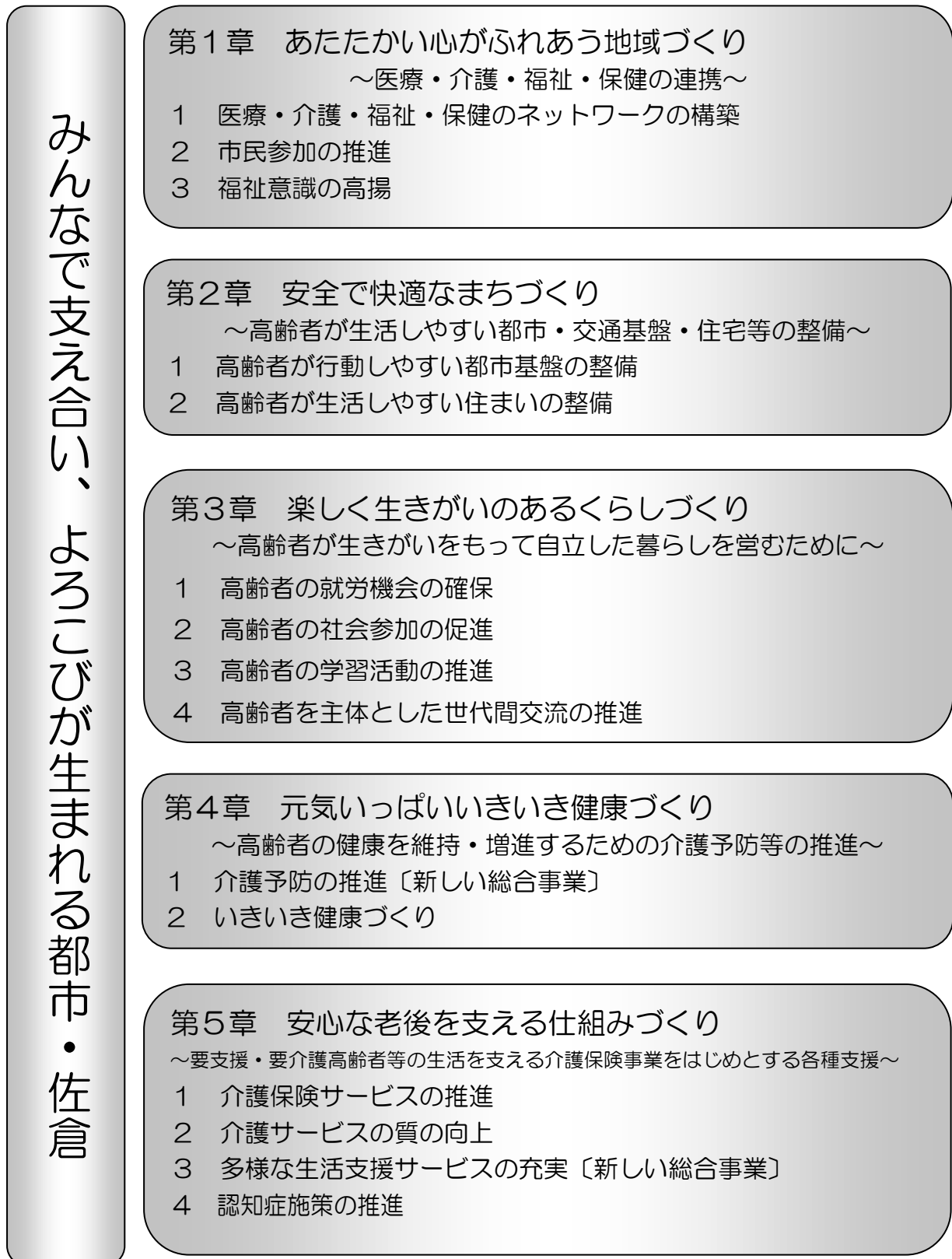
これは、市民と市民、市民と行政が支え合うことを基本に、市民一人ひとりの生活からまちづくりに至る、佐倉市の総合的な高齢者福祉・介護保険施策を推進する姿勢をあらわすものです。

みんなで支え合う都市を実現するため、とりわけ「高齢者の尊厳の尊重」、「高齢者の虐待防止」及び「高齢者の権利擁護」について十分配慮し、積極的に取り組んでいきます。

2) 高齢者施策の体系

高齢者が、住み慣れた地域でいきいきと暮らしていけるように、市では高齢者施策を以下の図のような体系で進めていきます。

図 1-3-1 高齢者施策の体系



3) 計画の重点施策

市では、早急な課題解決が望まれるものや、今後の佐倉市を見据える中で、取り組んでいかなければならないもの、また、実態調査（アンケート調査）から明らかになった意見や要望等を踏まえ、第6期計画において取り組む重点施策として、以下の6項目を掲げます。

●重点施策1：介護予防の推進〔新しい総合事業〕

☞ 高齢者が要介護状態になることを防ぎ、住み慣れた地域での自立した生活を維持するため、介護予防に関する知識の普及と地域における自主的な取り組みを推進する必要があります。【第2部 第4章1に記載】

●重点施策2：介護保険・福祉制度に関する情報提供の徹底化

☞ 介護保険制度のしくみや利用方法、福祉制度などについて分かりやすい情報の提示、助言が必要です。必要な情報を必要な人に届けるために、効果的な情報提供を検討し実施する必要があります。【第3部 第2章1に記載】

●重点施策3：多様な生活支援サービスの充実〔新しい総合事業〕

☞ 高齢者の生活のニーズに合わせた日常生活支援サービス等を提供できる体制を整備していく必要があります。また、高齢化の進行による要介護者の増加に伴い、在宅での家族介護も増えることから、介護の不安や孤立感を抱える在宅介護者に対する支援を充実する必要があります。【第2部 第5章3に記載】

●重点施策4：認知症施策の推進

☞ 認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、市民一人ひとりが認知症に関する正しい知識を持つとともに、地域全体で支えるための体制を整備していく必要があります。【第2部 第5章4に記載】

●重点施策5：介護保険制度の効率的運用

☞ 要支援・要介護認定申請者数、介護サービス利用者数が年々増加の一途をたどっている現状を踏まえ、適正に介護保険サービスの提供が行えるよう介護保険料の確保、認定事務の体制整備、適正なサービス費の給付を行う必要があります。【第3部 第1章1に記載】

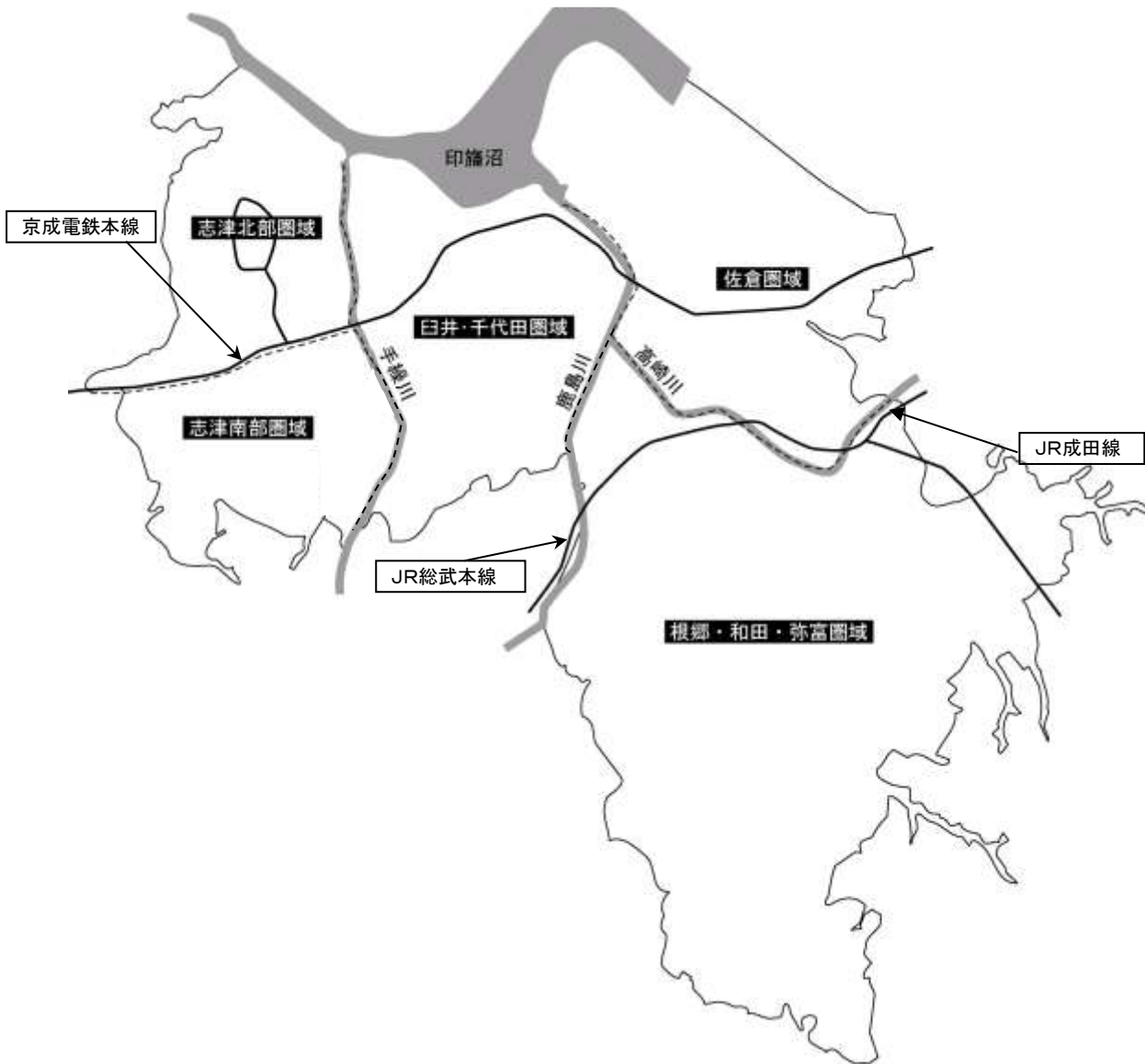
●重点施策6：医療・介護・福祉・保健のネットワークの構築

☞ 医療や介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、医療・介護・福祉・保健のネットワークの構築を推進する必要があります。【第2部 第1章1に記載】

2. 日常生活圏域の設定

第5期計画に引き続き、第6期計画でも佐倉市を5つの日常生活圏域に分け、介護施設等の配置・整備を行い、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らしていけるよう、ネットワークの形成を行います。

図 1-3-2 日常生活圏域図



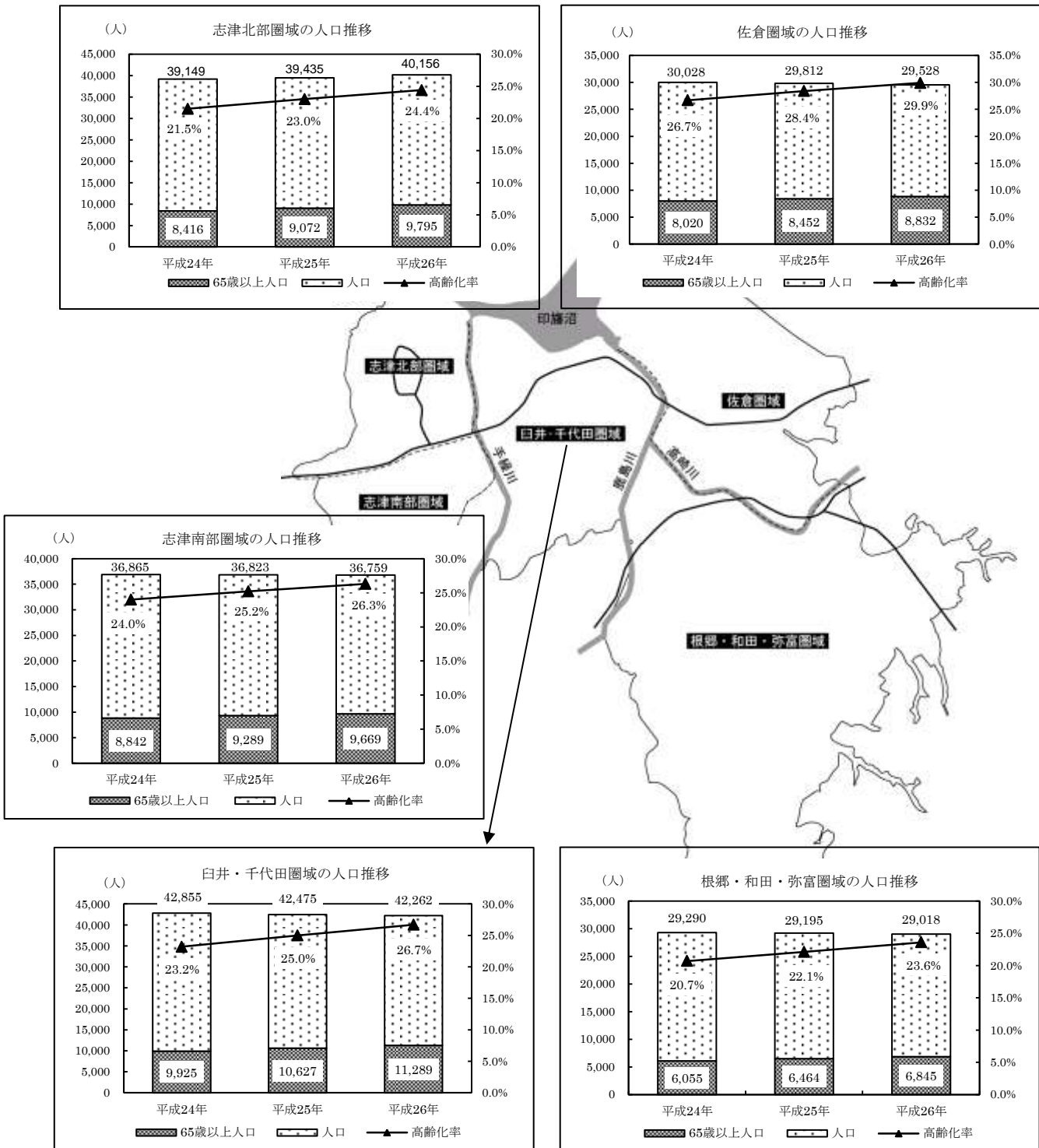
【佐倉市における日常生活圏域設定のポイント】

- 旧町村をベースにした既存コミュニティの形成
- 既存の介護施設等の整備状況と新規の介護施設等の配置・整備
- 各圏域の高齢者人口のバランス
- 身近な地域で福祉サービスを楽しむ範囲

◆日常生活圏域の高齢者人口の状況

平成26年3月末現在の住民基本台帳に基づく高齢者の状況を日常生活圏域別にみると、佐倉圏域の高齢化率が最も高く29.9%に、根郷・和田・弥富圏域の高齢化率が最も低く23.6%となっています。また、下記グラフで示すように、各圏域とも高齢化率は上昇しています。

図1-3-3 住民基本台帳に基づく圏域別データ・各年3月末現在





第2部 分野別計画

第1章 あたたかい心がふれあう地域づくり

医療・介護・福祉・保健の連携

1. 医療・介護・福祉・保健のネットワークの構築【重点施策】

【基本方針】

高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活ができるよう、介護・予防・医療・生活支援・住まいの5つのサービスを一体化していく「地域包括ケア」の考え方にに基づき、入院・退院・在宅復帰を通じて切れ目ないサービス提供を継続的に取り組むことが重要です。また、医療と介護の連携・介護サービスの充実強化を図る必要があります。

福祉は、地域住民をはじめ、自治会・町内会等、民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア（団体）、NPO法人、社会福祉法人、（地区）社会福祉協議会、社会福祉従事者、福祉関連民間事業所、医療機関、行政など、たくさんの人と組織・機関によって支えられています。

各組織・機関の活用を有効なものとして相乗効果を図るためには、このような多様な組織・機関の連携を強化して、医療・介護・福祉・保健の多様なサービスを総合的に提供できる体制を強化することが大きな課題です。

また、市内の企業等における福祉への積極的な取り組みを促すことも重要です。

【主な施策・サービス】

（1）地域包括支援センターの運営

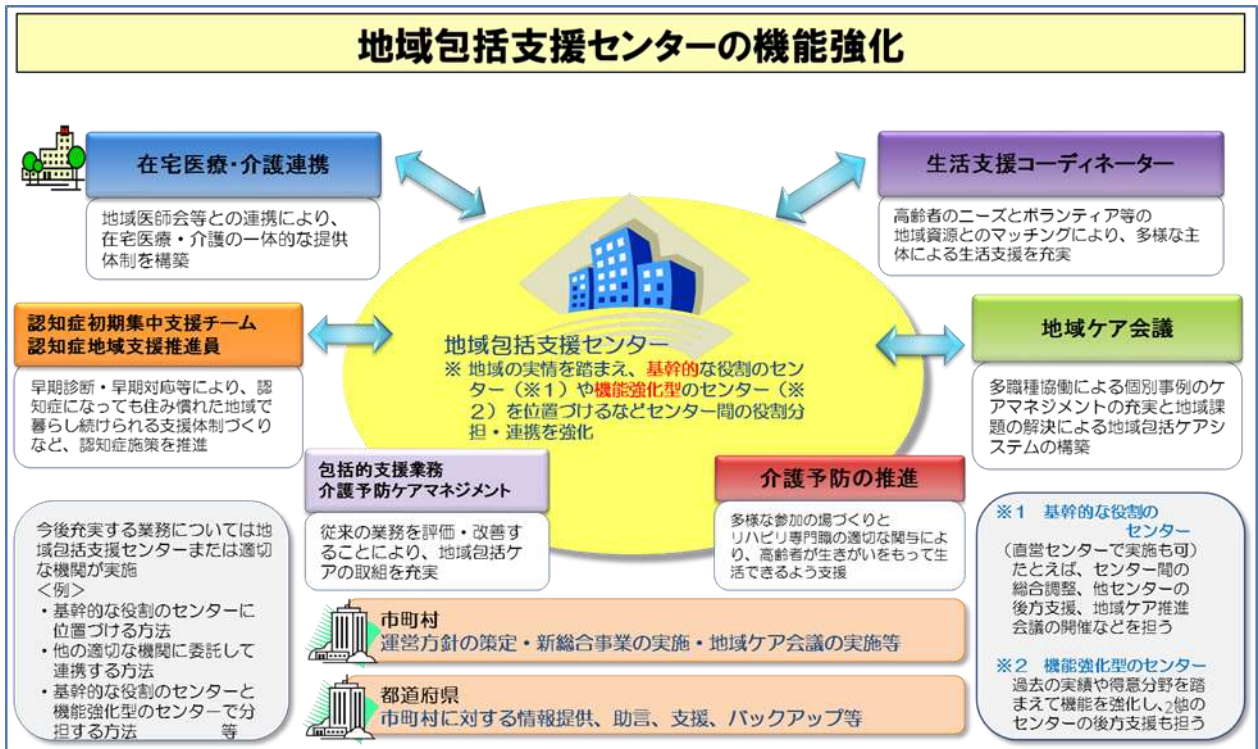
地域包括支援センターは、平成18年4月の介護保険法改正により、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、

- ①介護予防事業ケアマネジメント（二次予防事業対象者・要支援者）
- ②介護保険外のサービスを含む、高齢者や家族に対する総合的な相談・支援
- ③高齢者に対する虐待の防止、早期発見などの権利擁護事業
- ④ケアマネジャーへの支援をはじめとした地域ケア体制づくり

の4つの事業を地域において一体的に実施する役割を担う中核拠点として創設されました。

市では、平成18年4月から市直営で実施し、平成21年4月からは、日常生活圏域に委託型の地域包括支援センターを各1箇所（合計5箇所）設置して、高齢者やその家族などをより身近な地域でサポートし、安心して暮らすことのできる体制を整備しました。

今後は、高齢化の進展、要支援・要介護者の増加に伴い、相談件数の増加や困難事例への対応など、業務量の増加が予想されます。このことから、地域包括支援センターには、業務量に応じた適切な人員配置を行うとともに、地域包括支援センターの運営や活動に対する点検や評価を適切に行い、安定的・継続的な運営が行われるよう、市は、運営方針を定め、引き続き、体制強化及び機能強化に向けて施策を推進します。



●地域包括支援センターの体制

日常生活圏域名	地域包括支援センター名称
1 志津北部圏域	佐倉市 志津北部地域包括支援センター
2 志津南部圏域	佐倉市 志津南部地域包括支援センター
3 臼井・千代田圏域	佐倉市 臼井・千代田地域包括支援センター
4 佐倉圏域	佐倉市 佐倉地域包括支援センター
5 根郷・和田・弥富圏域	佐倉市 南部地域包括支援センター

●日常生活圏域の状況

平成26年3月末現在

日常生活圏域名	人口(人)	高齢者人口(人)	高齢化率	面積(ha)
1 志津北部圏域	40,156	9,795	24.4%	1,027
2 志津南部圏域	36,759	9,669	26.3%	825
3 臼井・千代田圏域	42,262	11,289	26.7%	1,856
4 佐倉圏域	29,528	8,832	29.9%	2,095
5 根郷・和田・弥富圏域	29,018	6,845	23.6%	4,556
市全域	177,723	46,430	26.1%	10,359

●地域包括支援センターの職員に係る基準及び職員数

①第1号被保険者（65歳以上高齢者）数が6,000人未満の場合

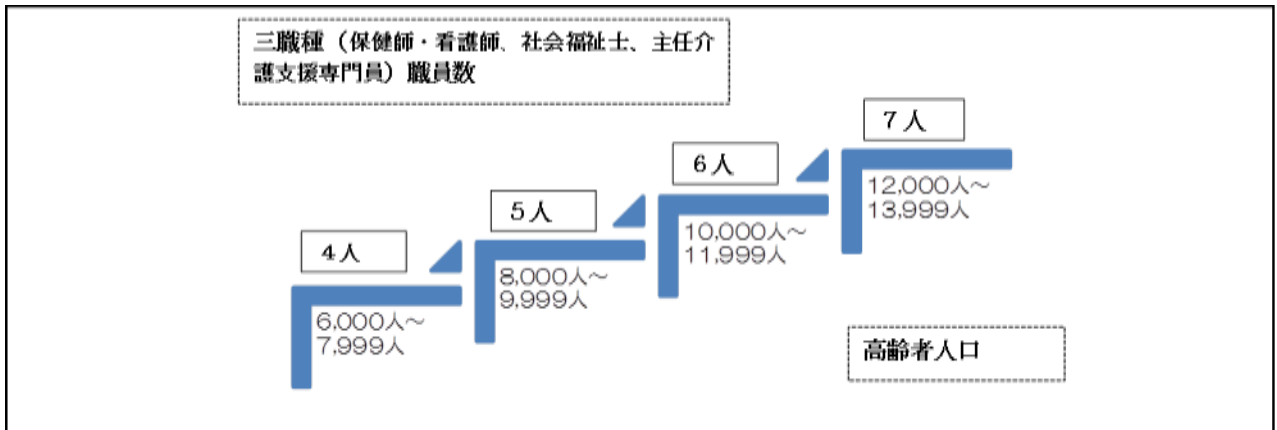
《職員配置基準》

第1号被保険者 (65歳以上高齢者)	職種及び職員数		
	保健師等	社会福祉士等	主任介護支援専門員等
概ね1,000人未満	3つの職種のうち1~2名		
1,000人~1,999人	3つの職種のうち2名		
2,000人~2,999人	1名	いずれか1名	
3,000人~5,999人	1名	1名	1名

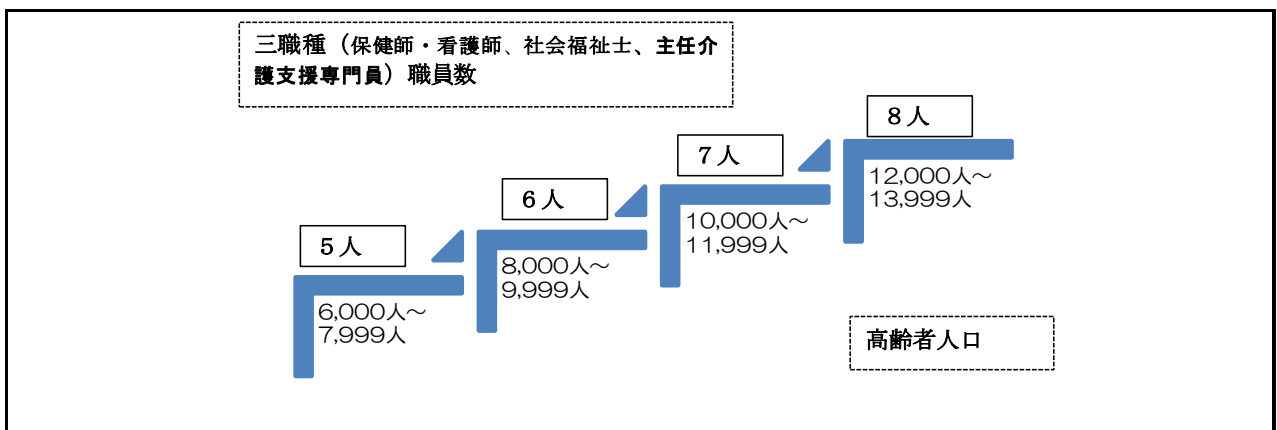
②第1号被保険者（65歳以上高齢者）数が6,000人以上の場合

①の基準に加えて、圏域の高齢者人口及び面積を考慮し、以下のとおりとします。

A. 志津北部、志津南部、臼井・千代田、佐倉圏域



B. 根郷・和田・弥富圏域

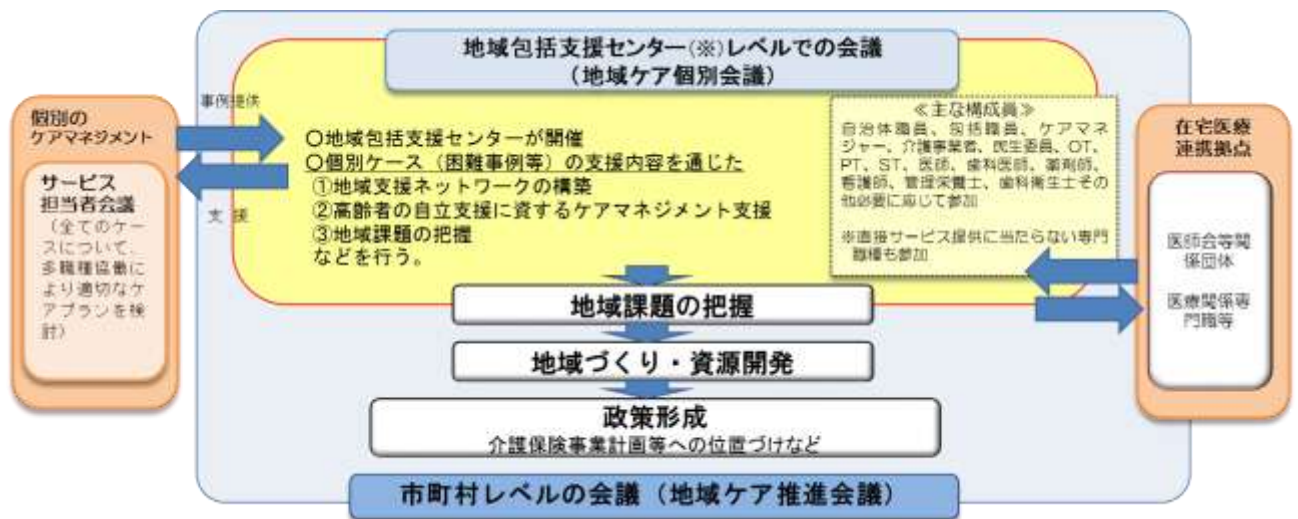


(2) 地域ケア会議の充実

地域ケア会議は、地域の支援者を含めた多職種による専門的視点を交え、ケアマネジャーのケアマネジメント支援を通じて、適切な支援につながっていない高齢者の支援を行うとともに、個別ケースの課題分析等を通じて地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくりを行うものです。

市においても、既に実施されている会議をベースとして、第6期計画期間中に地域ケア会議の体系を整理し、市の地域課題を解決するとともに、社会基盤の整備を推進します。

- 個別のケア会議（各種ケース会議等）の活用など
- 各地域包括支援センターの連携
- 市及び各地域包括支援センターによる定例会の活用
- 地域包括支援センター運営協議会（佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会）の協力



(3) 在宅医療・介護の連携推進

医療と介護の両方を必要とする状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続することができるように、住民に身近な行政が中心となって、国や県の支援の下、医師会・歯科医師会・薬剤師会などと連携し、在宅医療・介護連携の推進に取り組むものです。

市では、第6期計画期間中に下記事業の実施に向けた検討を行うとともに、体制の整備に努めます。

【国が掲げる事業例】

①地域の医療・介護サービス資源の把握	⑤在宅医療・介護関係者の研修
②在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議	⑥24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築
③在宅医療・介護連携支援センター(仮称)の運営等	⑦地域住民への普及啓発
④在宅医療・介護サービス等の情報の共有支援	⑧二次医療圏内・関係市区町村の連携

(4) 各種団体、組織、企業等との連携強化によるサービスの総合的提供

福祉の向上を図るため、自治会・町内会・区及び自治会・町内会等連合協議会をはじめ、新たな地域コミュニティの形態として小学校区を基準として設置された地域まちづくり協議会との連携を密にし、地域の様々な問題・課題などの解決に向けて取り組んでいく必要があります。

また、民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア（団体）、NPO法人、社会福祉法人、（地区）社会福祉協議会、社会福祉従事者、福祉関連民間事業所、医療機関などの個人・団体・組織との連携を強め、医療・介護・福祉・保健の各種サービスを総合的に提供していく必要があります。

- 自治会・町内会・区、自治会・町内会等連合協議会及び地域まちづくり協議会との連携
- 佐倉市民生委員・児童委員協議会との連携
- ボランティア（団体）、NPO法人、社会福祉法人との連携
- （福）佐倉市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会との連携
- 社会福祉従事者、福祉関連民間事業所、医療機関との連携など

2. 市民参加の推進

【基本方針】

社会福祉は、「自助」「互助」「共助」「公助」のバランスが大切です。多様化する市民のニーズに対応するには、市民参加による支援と協力をいただきながら、さまざまなサービスに取り組んでいくことが必要です。

自助	自分自身や家族でできることは自ら行う。
互助	自分だけでは解決できないことは、地域の中の助け合いや仲間の力を借りて解決をする。
共助	介護保険制度など制度化された相互扶助で解決をする。
公助	行政などが行う公的なサービスを活用して解決をする。

市では、平成18年9月に「佐倉市市民協働の推進に関する条例」を制定し、平成19年1月に施行いたしました。市民協働とは、市民、自治会・町内会・区、ボランティア団体、NPO法人、事業者、企業、市などのさまざまな主体が、公共の利益に資する同一の目的をもって取り組むまちづくり活動に対し、対等の立場で連携の上、協力し、及び協調して取り組むことをいいます。

【主な施策・サービス】

(1) 市民参加の体制づくり

ボランティアなどの社会活動が継続され、誰もが関わりや参加の機会を得られるように、各種の情報を発信し、市民が自主的に参加したくなるような意識の高揚を図るとともに、行政としても市民参加を受け入れるための仕組みづくりを進めます。

●市民公益活動サポートセンターとの連携

市民公益活動サポートセンターとは

市民、市民公益活動団体及び事業者が相互に連携し、自主的な市民公益活動団体の活動を支えるための拠点施設となっています。また、市民公益活動に関する情報収集・提供をはじめ、市民公益活動の推進に関する各種事業を実施し、市民公益活動が活性化することで、市民協働のまちづくりを進めるための運営の一端を担っています。

【主な事業】

- 市民活動団体のつどい
- 市民活動団体テーマ別・分野別交流会
- 市民公益活動ポスター展
- ボランティア・市民活動フェスタ
- ボランティアリーダー養成講座
- 市民公益活動相談事業

(2) ボランティア団体、NPO法人等の自主的活動に対する支援

市におけるボランティア活動は活発で、多くのグループがさまざまな活動を行っており、今後も、各種ボランティア活動の支援施策の充実に努めます。

また、(福)佐倉市社会福祉協議会(佐倉市ボランティアセンター)が行うボランティア団体の育成を支援します。

さらに、ボランティア活動への新たな市民参加を促すために、人材育成機能の充実に努め、活動に関する情報提供とPRに努めます。

●(福)佐倉市社会福祉協議会(佐倉市ボランティアセンター)への協力・支援・連携

佐倉市ボランティアセンターとは

ボランティア活動に対する理解と関心を深めるため、講座や研修会等を実施しています。また、ボランティアに関する相談や活動支援、福祉教育に関する相談を行うところです。さらに、ボランティアコーディネーターがボランティアの支援依頼とボランティアをつなぎ、市民相互の支えあいを推進する中間支援の拠点となっています。

◇佐倉市ボランティアセンター登録(団体)数

年 度	団体登録数(登録会員計)	個人ボランティア登録者数
平成21年度	101 団体(2,743 人)	142 人
平成22年度	102 団体(2,856 人)	151 人
平成23年度	101 団体(2,903 人)	132 人
平成24年度	91 団体(2,629 人)	128 人
平成25年度	93 団体(2,657 人)	124 人

◇登録ボランティアの活動状況

年 度	地域での活動	在宅障害者・高齢者にかかわる活動	施設での活動	子育てに関わる活動	ともに学びあう活動	環境に関する活動	趣味特技を生かした活動	その他の活動	グループ定例会	合 計
平成21年度	3,579	1,195	2,213	339	299	449	575	677	1,252	10,578
	7,524	6,289	5,328	1,070	1,502	3,178	1,500	2,221	12,308	40,920
平成22年度	1,962	779	1,307	341	296	545	143	354	1,387	7,114
	10,737	6,377	4,919	1,367	1,797	4,812	721	2,230	18,340	51,300
平成23年度	1,858	1,069	1,576	580	319	377	235	826	1,226	8,066
	6,377	5,703	4,533	2,172	2,320	1,891	497	3,779	16,083	43,355
平成24年度	2,308	960	1,747	478	272	262	367	671	1,303	8,368
	7,864	6,060	4,733	2,453	2,114	2,578	692	3,159	16,885	46,538
平成25年度	1,992	1,299	1,819	617	309	803	442	983	1,269	9,533
	7,054	6,528	5,875	1,839	2,566	2,963	1,379	5,303	14,604	48,111

上段：活動実数(日) 下段：延べ人数(人)

(3) 行政への協力活動を行うボランティア活動等の支援

民生委員・児童委員の活動を支援するとともに自治会等のコミュニティ活動と各種団体のボランティア活動への協力・支援を推進します。

- 佐倉市民生委員・児童委員協議会への協力・支援
- 地域まちづくり協議会への協力・支援
- 自治会・町内会・区が行うコミュニティ活動への協力・支援
- 行政への協力活動を行う各種ボランティア団体への協力・支援など

3. 福祉意識の高揚

【基本方針】

市では多様な方法により、市民に対する福祉意識の高揚を図ってきました。

また、市職員についても福祉に関する認識を深め、より質の高い市民サービスを提供できるように研修等を実施してきました。

今後も、福祉意識の高揚のための施策を推進していきます。

【主な施策・サービス】

(1) 福祉に関する学習機会の提供

① 佐倉市民カレッジ等の実施

佐倉市民カレッジなど生涯学習の場である公民館活動等で、福祉に関する学習機会を提供します。

② 小・中学生を中心とした福祉に関する学習活動の実施

福祉推進校をはじめとする市内小・中学校において、福祉施設等での交流や各種地域行事への参加、介護体験活動を通して、福祉に関する学習活動を実施します。

(2) 啓発活動の実施

① 市民への啓発活動

市の広報紙「こうほう佐倉」やホームページ、ケーブルテレビ等の広報番組、公民館だより等への掲載、生涯学習活動における展示・発表等を活用し、市民に対する福祉意識の啓発活動を推進します。

◆平成 21～25 年度共通実績

- ア. 広報紙「こうほう佐倉」による普及・啓発
- イ. 各種チラシ、リーフレットによる普及・啓発
- ウ. 市のホームページによる普及・啓発
- エ. ケーブルテレビによる広報番組の活用

(3) 敬老事業の推進

①敬老会の実施

市では、市内在住の75歳以上の高齢者を対象に、各小・中学校の体育館などを会場として敬老会を開催し、高齢者に対する敬愛の念を込めて、地域住民とともに地域ぐるみの福祉を推進する行事（会食、演芸会等）や記念品贈呈などの事業を実施しています。

◆敬老会実績				
年 度	対象者数 (75歳以上)	参加者数	参加率 (参加者数/対象者数)	贈呈記念品
平成21年度	14,429人	新型インフルエンザの流行により中止 (記念品のみ贈呈)		タオルセット
平成22年度	15,480人	4,795人	31.0%	梅干し献上茶セット
平成23年度	16,463人	5,066人	30.8%	ご長寿逸品セット
平成24年度	17,535人	5,343人	30.5%	膳工房ご用達セット
平成25年度	18,215人	5,111人	28.4%	佐倉市地域商品券

②敬老祝金の贈呈

市では、当該年度内に満99歳及び満100歳の年齢に達する高齢者に対し、長年にわたり社会に尽くしてきた高齢者の長寿を祝うとともに、敬老思想の高揚を図ることを目的とする敬老祝金を贈呈しています。

◆敬老祝金贈呈事業実績				
年 度	贈 呈 対 象 者 数			
	祝80歳 (贈呈金額1万円)	祝88歳 (贈呈金額3万円)	祝99歳 (贈呈金額5万円)	祝100歳以上 (贈呈金額10万円)
平成21年度	979人	439人	28人	48人
平成22年度	1,071人	438人	36人	50人
平成23年度	1,158人	485人	36人	68人
平成24年度	1,274人	489人	47人	72人
年 度	祝80歳 (廃止)	祝88歳 (廃止)	祝99歳 (贈呈金額2万円)	祝100歳 (贈呈金額5万円)
平成25年度	—	—	45人	41人

※平成25年度から、

- ・満80歳、満88歳、満101歳以上の方への贈呈を廃止
- ・満99歳 5万円→2万円 満100歳 10万円→5万円へ贈呈金額を変更

第2章 安全で快適なまちづくり

高齢者が生活しやすい都市・交通基盤・住宅等の整備

1. 高齢者が行動しやすい都市基盤の整備

【基本方針】

高齢者がまちを歩いたり、施設を利用したりする際に、階段、段差、自動車・自転車の通行等、危険な場所や障害となる場所、不都合な場所が多くあります。

市では、高齢者が安心・安全に行動できるまちづくりを推進しています。今後も、市民、民間事業者等との連携を強化し、計画的な「福祉のまちづくり」を推進します。

【主な施策・サービス】

(1) 福祉のまちづくりの推進

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（通称：バリアフリー新法※）や「千葉県福祉のまちづくり条例」を準拠し、公共施設のバリアフリー化、安全で快適な歩行環境整備など各種事業を推進します。

※バリアフリー新法…平成18年に制定。平成6年に制定された「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法）、平成12年に制定された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）を統合するとともに、施策の拡充を図り、新たに「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」として制定されたものです。

(2) 高齢者が安心して利用できる交通基盤の整備

① 高齢者等に配慮した道路整備

高齢者等が快適に行動できるように、道路沿いの土地所有者や居住者等の理解と協力を得ながら、市街地における歩道の整備、視覚障害者用誘導ブロックの整備、車いすに対応した歩道幅員確保や勾配と段差の解消を進めます。また、主要な道路における電線類の地中化等による電柱などの障害物の排除、坂道や階段における手すりの設置、休憩用スペースの確保等、高齢者等の負担を軽減するための整備を進めます。

② 公共交通機関の整備

高齢者等の社会参加を促進するため、高齢者をはじめ市民の基礎的な交通機関については、路線バスの生活交通路線の確保に資する助成を行うほか、佐倉市循環バスや南部地域デマンド交通の運行維持に努めます。

また、公共交通機関の存続が懸念される地域などについては、その存続について必要な支援等を実施するとともに日常生活に必要な交通手段の確保について検討します。鉄道駅では、バリアフリー新法の対象駅（1日の乗降客数が3,000人を超える駅）のエレベーターまたはエスカレーター及び車いす対応トイレの設置について、

おおむね完了しています。未整備部分については、対象駅の利用状況等を踏まえつつ、今後も整備を推進するため、関係機関と協議します。

（3）高齢者が安心して活動できる公共公益施設等の整備

①公共公益施設整備におけるユニバーサルデザイン化※の推進

高齢者等の社会参加を促進するために、公共公益施設などの整備においては、高齢者が円滑に利用できる施設づくりを行います。

また、公共公益施設について、「バリアフリー新法」や「千葉県福祉のまちづくり条例」に該当するものについては、高齢者・障害者等が円滑に利用できる施設整備をするよう要請します。

②開発行為、商業施設等の整備におけるユニバーサルデザイン化の推進

「バリアフリー新法」や「千葉県福祉のまちづくり条例」に該当するものについては、事前協議の段階で、高齢者・障害者等が円滑に利用できる施設整備をするよう要請します。

※ユニバーサルデザイン…普遍的な、全体の、という意味が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初から出来るだけ多くの人利用可能であるようにデザインすること。

（4）交通安全の推進

①交通安全施設の整備

高齢者が安心して歩行できる空間づくりを目指し、信号機や標識などの交通安全施設の整備について、関係機関に要請します。

②交通安全教育の充実

市民に対する交通マナー教育や啓発活動を進めるとともに、高齢者に対しても自らの安全を守るよう啓発資料等を配布して安全対策を呼びかけます。

また、高齢者が安全にかつ安心して外出や移動ができるように、市民に対し、高齢者に配慮した自転車・自動車の走行や、駐輪・駐車に関する啓発活動を行います。

（5）移動が困難な高齢者に対する支援

社会福祉協議会等の移動サービス、タクシー会社やNPO等の福祉タクシーによる外出支援サービスを実施しています。

介護保険サービス利用者及び介護保険サービス未利用者のアンケート調査の結果から、病院の送迎や買い物など移動に困難をきたしている方の割合が高い状況が伺えました。このことから、外出支援サービスや宅配サービスを行う事業者等の内容をわかりやすく情報提供します。

2. 高齢者が生活しやすい住まいの整備

【基本方針】

一般の住宅には高齢者が生活するうえで、危険な箇所や不便な箇所が少なくありません。このことから、高齢者が暮らしやすい住まいの整備を図るとともに、情報提供に努めます。

また、在宅で介護が必要になった方には、住宅改修に関する相談窓口の設置や、増改築に対する助成等を行ってきました。今後も、介護保険による住宅改修への給付を実施することにより、高齢者等が安心・安全で快適に生活することができる住宅づくりに努めます。

【主な施策・サービス】

（1）高齢者が生活しやすい公営住宅の供給

市営住宅の建設及び建て替えの必要が生じた際には、高齢者等が生活しやすい構造・設備等を導入するなど、高齢者の円滑な利用に配慮した住宅づくりを進めます。

（2）高齢者に配慮したまちづくり・住宅づくりの誘導

「バリアフリー新法」や「千葉県福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者等に配慮したまちづくり・住宅づくりを推進するよう、事業者（開発事業者・建築主等）に対して要請・指導を行います。また、高齢期になっても住み続けることのできる高齢者の住まいの整備も必要であることから、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に位置づけられた、サービス付き高齢者向け住宅の整備に努めます。

なお、「佐倉市都市マスタープラン」では、歩いて暮らせるまちを目指すものとし、駅前商業地は、商業集積に加え、高齢者等の生活様式に応じた居住地の選択肢を確保するための共同住宅や企業・NPO等が運営する公益施設等の誘導を図るとしてあります。

そのため、サービス付き高齢者向け住宅等は、入居者である高齢者が長期間にわたって生活する場であることから、通院や買い物等に不便が生じないよう配慮した考え方に基づく立地とします。

（3）高齢者の住まいに関する増改築に対する支援

高齢者等と同居または同居を予定している方が、高齢者等の専用居室等を増改築または改造するための資金融資を、（福）千葉県社会福祉協議会から受けた場合に、「佐倉市高齢者及び重度障害者居室等増改築、改造資金利子補給金交付事業」として、市が利子補給金を交付し、経済的負担の軽減に努めます。また、要支援・要介護の認定を受けている方には、介護保険サービスによる住宅改修費の支給を行います。

(4) 高齢者の住まいに関する情報提供、相談活動

市では、市民のライフステージに応じた住み替えや増改築等に関して、情報提供や相談への対応を行うとともに、空き家の利活用にも寄与する「空き家バンク」制度についても周知を図ります。

また、佐倉市住宅相談協議会と連携して住宅の増改築や耐震に関する相談に対応します。

(5) 高齢者向け住宅の整備について

市では、地域包括ケアシステムの構築に向けて、各日常生活圏域に施設配置をいたしました。第6期計画の施設整備の基本方針として、地域密着型サービスの内容の充実を掲げています。

このため、特定施設入居者生活介護の指定を受ける下記施設の施設整備計画は、予定していません。

施設種別 (根拠法)	説明
①有料老人ホーム (老人福祉法第29条)	<p>有料老人ホームとは、住むための「居住機能」と日常生活に必要な利便を提供する「サービス機能」の2つの機能が一体として提供される高齢者向けの住居のことで、食事や掃除、洗濯、健康管理などのサービスが利用できます。 (下記3種類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●介護付・・・介護が必要となっても、ホームが提供する特定施設入居者生活介護や外部サービスを利用しながら生活を継続することが可能です。 ●住宅型・・・生活支援等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。介護が必要となった場合、入居者自身の選択により、地域の訪問介護等の介護サービスを利用しながらホームの居室での生活を継続することが可能です。 ●健康型・・・食事等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。介護が必要となった場合には、契約を解除し退去しなければなりません。
②養護老人ホーム (老人福祉法第20条の4)	65歳以上で環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な方を入所させる施設
③軽費老人ホーム (老人福祉法第20条の6)	<p>65歳以上で環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な方を入所させる施設(下記3種類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●軽費老人ホームA型・・・家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅で生活することが困難な高齢者を対象に、低額な料金で給食、その他日常生活に必要な便宜を図る施設です。 ●軽費老人ホームB型・・・家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅で生活することが困難な高齢者を対象に、低料金で入所できる施設です。B型は自炊し、日常生活は自分で行うことが原則です。 ●ケアハウス・・・年齢が60歳以上で、身体的には比較的自立しているものの、自炊できない程度の機能低下があり、高齢や健康面から独立した生活をするには不安があるという人で、利用料の負担能力がある人が入居できる施設です。居室は原則個室で、トイレなどが完備されています。
④サービス付高齢者向け住宅(高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条)	高齢者世帯や要介護者等の増加に対応し、高齢者が安心して生活することができる住まい・住環境の整備により、その居住の安定確保を図ることを目的としています。(関係法令：住生活基本法)

※①の施設を市内に設置をする場合、千葉県と市へ事前協議が必要です。

※②③の施設を市内に設置をする場合、千葉県の整備方針に沿って協議いたします。

※④の施設を市内に設置する場合、千葉県への登録が必要です。

第3章 楽しく生きがいのあるくらしづくり

高齢者が生きがいをもって自立した暮らしを営むために

1. 高齢者の就労機会の確保

【基本方針】

高齢者の就労は、老後の生計を安定させるとともに、社会参加による生きがいや健康の維持・増進にもつながるため、関係機関との連携を充実させ、支援策を強化していくように努めます。

【主な施策・サービス】

(1) 高齢者の就労機会の拡大

① 高齢者福祉作業所の活用

レインボープラザ佐倉〔佐倉市鎗木町〕内に設置された高齢者福祉作業所では、市内在住の60歳以上の方を対象に、高齢者の知識と経験を活かした就労や収入などにつながる技術の習得を目的とした籐工芸、七宝工芸、刺繍、竹工芸、園芸の各種講座を開催しています。

今後も、受講後の成果を社会に還元できる方策を検討するなど、継続的に高齢者の就労機会の拡大に寄与します。

◆高齢者福祉作業所における各種講座の開催実績						
年 度	籐工芸	七宝工芸	刺繍	竹工芸	園芸	合計
平成21年度	35回 (235人)	29回 (168人)	35回 (320人)	39回 (141人)	43回 (328人)	181回 (1,192人)
平成22年度	36回 (337人)	34回 (203人)	35回 (552人)	39回 (176人)	45回 (608人)	189回 (1,876人)
平成23年度	36回 (375人)	36回 (216人)	36回 (462人)	39回 (286人)	41回 (490人)	188回 (1,829人)
平成24年度	37回 (411人)	38回 (267人)	30回 (477人)	39回 (492人)	38回 (506人)	182回 (2,153人)
平成25年度	36回 (421人)	36回 (280人)	36回 (493人)	39回 (664人)	41回 (489人)	188回 (2,347人)

② (公社) 佐倉市シルバー人材センターへの支援

レインボープラザ佐倉2階にある(公社)佐倉市シルバー人材センターは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律※」に基づく高年齢者就業援助法人です。

入会している会員に対して就業機会の提供を図り、就労による高齢者の社会参加の促進及び地域社会に貢献することを目的として設立され、会員による自主的・自

立的運営を図り、協働・共助（会員がお互いに協力し合いながら働くこと）のもとに働くことを基本としています。

今後も、高齢者の就業機会の安定的な確保を図るため、（公社）佐倉市シルバー人材センターに対し支援します。

◇（公社）佐倉市シルバー人材センターにおける実績			
年 度	会員数	就業延数	受注件数
平成 21 年度	1,196 人	124,016 人	12,476 件
平成 22 年度	1,195 人	120,156 人	12,590 件
平成 23 年度	1,130 人	105,408 人	12,498 件
平成 24 年度	1,038 人	87,794 人	12,651 件
平成 25 年度	1,013 人	87,890 人	13,669 件

※高齢者等の雇用の安定等に関する法律…定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高齢者の安定した雇用確保の促進、高齢者等の再就職の促進、定年退職者その他の高齢退職者に対する就業機会の確保等の措置を総合的に講じ、高齢者等の職業安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする法律です。なお、この法律による高齢者とは、45歳以上の求職者及び55歳以上の高齢者全般を対象としています。

（2）高齢者のための就業相談

①（公社）佐倉市シルバー人材センターによる就業相談

（公社）佐倉市シルバー人材センターでは、佐倉市在住のおおむね60歳以上で就業意欲のある方を対象として同センターへの入会者を募集しています。

今後も、高齢者の社会参加を促すため、継続的に会員の拡充を図ります。

●（公社）佐倉市シルバー人材センターとの連携・協力・支援

②佐倉市地域職業相談室による就業相談等

ミレニアムセンター佐倉〔佐倉市宮前3丁目〕3階にある佐倉市地域職業相談室は、地域住民の就業促進及び利便性向上を図るため、市とハローワーク成田が協力して設置運営するもので、タッチパネル方式の求人情報自己検索システムの端末機を導入し、職業相談・職業紹介を実施しています。

今後も、継続的に高齢者の就業相談等を実施し、高齢者の就業機会の提供に寄与します。

（3）市のホームページによる就業に関する情報提供

市のホームページでは、就業に関する各種機関を紹介しています。今後も、継続的に高齢者等の就労機会の確保に向けた情報提供を行います。

2. 高齢者の社会参加の促進

【基本方針】

市では、高齢者の社会参加の観点から、高齢者クラブ活動への支援をしています。今後も、高齢者が増加していく中で、高齢者クラブ活動をはじめとする、各種高齢者ボランティア活動への参加を奨励します。

【主な施策・サービス】

(1) 高齢者クラブ活動の支援

佐倉市の高齢者クラブは、市内在住のおおむね60歳以上の会員で構成され、さまざまな社会貢献活動を通じて生きがいを高めるとともに、会員相互の健康の維持・増進、地域社会活動への参加・貢献などを自主的に実施している団体です。

また、組織は、町内会ごとなどに地域で結成されている個々のクラブによる単位クラブを基本とし、この各単位クラブを総括的に充実・強化、相互連絡、育成・指導などを行う、佐倉市高齢者クラブ連合会により成り立っています。

今後も、広報活動や文化活動・スポーツイベントなどを通じて、高齢者クラブへの加入を呼びかけるとともに、地域社会との協働等による高齢者クラブの各種活動を支援します。

<高齢者クラブの主な活動内容>

①健康づくり活動と会員相互の親睦・交流の促進

各種スポーツ大会（ボウリング、グラウンドゴルフ、軽スポーツなど）、運動会、体力測定、芸能大会、作品（書道、絵画、手工芸、写真）展示会、レクリエーション活動など

②地域社会活動への参加促進

次世代を担う子どもたちとのふれあい事業の開催、社会奉仕活動及び友愛訪問の実施など

③交通事故防止・防犯活動等の啓発

交通安全指導體制の強化と事故防止の徹底、交通事故等防止活動や防犯・振り込め詐欺等に関する啓発活動の実施など

④新規会員の加入促進と組織の充実

広報紙の発行（「市高連さくら」の発行、「こうほう佐倉」の活用）、研修の充実、女性部組織の充実と単位クラブ後継者の育成など

◆佐倉市高齢者クラブの単位クラブ数と会員数の推移					
年 度	60歳以上人口	単位クラブ数	会員数	うち75歳未満	うち75歳以上
平成21年度	54,574人	67	2,992人	1,328人	1,664人
平成22年度	56,480人	65	2,966人	1,331人	1,635人
平成23年度	58,513人	64	2,880人	1,229人	1,651人
平成24年度	59,963人	64	2,889人	1,180人	1,709人
平成25年度	61,345人	64	2,868人	1,125人	1,743人

(2) 老人憩の家の管理・運営

老人憩の家は、昭和40年の厚生省社会局長通知に基づき、市では、昭和50年代に老人の健全なる心身の健康保持及び地域社会における社会福祉の増進を図る目的で設置いたしました。

現在も、高齢者クラブの活動拠点として、また、地域福祉の活動拠点や世代間交流の場所として広く利用されています。

◆佐倉市老人憩の家利用実績						
年 度	うすい荘		千代田荘		志津荘	
	利用件数	延べ利用者数 (うち60歳以上)	利用件数	延べ利用者数 (うち60歳以上)	利用件数	延べ利用者数 (うち60歳以上)
平成21年度	530件	7,480人 (6,024人)	270件	4,571人 (2,551人)	818件	11,929人 (11,071人)
平成22年度	582件	7,096人 (6,140人)	281件	5,156人 (2,829人)	1,064件	13,981人 (13,119人)
平成23年度	597件	7,490人 (6,606人)	296件	5,045人 (2,867人)	1,104件	13,916人 (12,983人)
平成24年度	586件	7,420人 (6,569人)	384件	5,546人 (3,112人)	1,043件	11,062人 (10,529人)
平成25年度	603件	7,985人 (7,075人)	327件	4,629人 (2,738人)	864件	12,781人 (12,084人)

(3) ボランティア活動への参加促進

高齢者がボランティア活動を通して積極的な社会参加ができるように、(福)佐倉市社会福祉協議会、既存のボランティアグループ、関係機関等との連携を図りながら、今後も継続的に助成等の支援を図ります。

- (福) 佐倉市社会福祉協議会 (佐倉市ボランティアセンター) への協力・支援・連携

3. 高齢者の学習活動の推進

【基本方針】

高齢者が参加可能な学習活動等（公民館活動、学校・教育機関による公開講座、保健・福祉施設における実践型の学習活動等）を推進します。

【主な施策・サービス】

（1）公民館活動における生涯学習等の推進

公民館活動において、高齢者が参加しやすく、魅力ある学習を高齢者自らが企画・運営していく生涯学習活動を推進します。また、世代間交流を図るとともに、習得した知識を生活や地域等へ還元できる各種講座についても推進します。

（2）保健・福祉施設における実践型学習活動等の推進

健康管理センター〔佐倉市江原台2丁目〕、西部地域福祉センター〔佐倉市中志津2丁目〕、南部地域福祉センター〔佐倉市大篠塚〕、老人憩の家（うすい荘〔佐倉市臼井田〕、千代田荘〔佐倉市生谷〕、志津荘〔佐倉市中志津4丁目〕）などの保健・福祉施設において、知識や技能の習得、趣味や創作活動など、高齢者のニーズを踏まえた実践型学習活動等を推進します。

◆南部地域福祉センター（老人福祉センター※1）における教養教室の開催実績					
年度	延 べ 生 徒 数				
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
手芸教室	131人	40人	—	—	—
七宝焼き教室	168人	157人	168人	177人	—
カラオケ教室	963人	959人	922人	881人	698人
踊り教室	610人	657人	422人	437人	472人
劇団教室	443人	339人	304人	342人	237人
民謡教室	332人	294人	221人	190人	213人
尺八教室	135人	115人	184人	177人	182人
大正琴教室	267人	280人	261人	255人	202人
書道教室	338人	274人	356人	347人	298人
いけばな教室	—	—	—	—	59人
太極拳教室	—	—	—	—	101人
合 計	3,387人	3,115人	2,838人	2,806人	2,462人

※1「老人福祉センター」は、平成25年4月から「佐倉市南部地域福祉センター」に統合されました。

(3) 教育機関による多様な学習機会の提供

生涯大学校等、多様な学習機会を提供します。

(4) 市政理解のための各種「出前講座」の実施

市では、地域などからの要請に応じて、担当部署の職員が地域に出向き、市政の内容を紹介する各種「出前講座」を実施しています。今後も、市政をよりよく理解してもらうための活動を積極的に実施します。

4. 高齢者を主体とした世代間交流の推進

【基本方針】

高齢者の経験・知識を学校教育や地域活動の中で活かすため、機会や場を創出し、今後も継続して世代間交流が活発化するような各種事業を推進します。

【主な施策・サービス】

(1) 学校教育における高齢者の経験・知識の活用

戦争体験、農業の体験学習、伝承遊び、郷土の祭りなど、高齢者の体験や代々培われてきた暮らしの知恵などを次世代に伝えていく活動を推進します。

(2) 世代間交流を深めるふれあいの場づくり

①各施設における世代間交流の推進

児童センター、老幼の館、保育園などにおいて、地域コミュニティ活動の場を提供し、遊びや各種行事を通じて、子どもとその保護者等と高齢者が場をともにすることで、ふれあいと交流を深める活動を活発化させます。

②敬老会の実施〔再掲〕

市では、市内在住の75歳以上の高齢者を対象に、各小・中学校の体育館などを会場として敬老会を開催し、高齢者に対する敬愛の念を込めて、地域住民とともに地域ぐるみの福祉を推進する行事（会食、演芸会等）や記念品贈呈などの事業を実施しています。

③生涯学習活動等における高齢者の経験・知識の活用

小・中学校公開講座や公民館活動等で、高齢者の経験や知識を活用する事業を推進します。

第4章 元気いっぱい いきいき健康づくり

高齢者の健康を維持・増進するための介護予防等の推進

1. 介護予防の推進〔新しい総合事業〕【重点施策】

【基本方針】

高齢者が要支援または要介護の状態にならずに、元気で活動的な生活を続けることができるよう、これまで培われてきた地域資源を活かしつつ、自ら行う介護予防を支援する取り組みを進める必要があります。このため、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民自らの運営による通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて生きがいや役割を持つことができ、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。

また、介護予防と生活習慣病予防を地域で総合的に展開することで、健康寿命を延伸し、生活の質を高めることができます。このため、「健康増進法」に基づき策定された「健康日本21」及び佐倉市健康増進計画「健康さくら21（第2次）」とも整合性を図りながら、介護予防事業を推進します。

【主な施策・サービス】

平成26年度の介護保険制度改正により、介護予防事業が見直され平成27年度から新しい介護予防事業となります。

これまでの介護予防事業は、全ての高齢者及びその支援のための活動に関わる方を対象とした一次予防事業と、要支援・要介護状態となるおそれの高い状態にあると認められる高齢者を対象とした二次予防事業とに区分して進められてきました。

新しい介護予防事業は、地域の実情に応じた効果的、効率的な介護予防の取り組みを推進する観点から見直され、一次予防事業と二次予防事業を区別せずに、全ての高齢者及びその支援のための活動に関わる方を対象とした、下記の一般介護予防事業になります。

なお、市では、平成27年度、平成28年度は、これまでの介護予防事業を継続しつつ、平成29年度から新しい介護予防事業へ移行します。

	事業	内容
一般介護予防事業	(1) 介護予防把握事業	収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる
	(2) 介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う
	(3) 地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う
	(4) 一般介護予防事業評価事業	目的や目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行う
	(5) 地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の取り組みを機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等による助言等を実施

(1) 介護予防把握事業の推進

【平成28年度までの取り組み】

●二次予防事業対象者の把握事業

二次予防事業対象者把握事業は、生活機能が低下し、要支援・要介護状態となるリスクの高い高齢者（以下、「二次予防事業対象者」という。）を拾い上げ、介護予防事業につなぐことを目的に実施しています。この事業の対象者は、要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の方です。

二次予防事業対象者の把握は、日常生活に必要な機能の状態を確認するための「基本チェックリスト」を活用して、民生委員・児童委員、主治医、関係機関等からの情報提供により行っています。

市では、二次予防事業対象者を把握するため、今後も、民生委員・児童委員、主治医、関係機関等との連携を強化します。

◆二次予防事業対象者の把握状況				
年 度	65歳以上人口(A) (要介護認定者等を除く)	基本チェックリスト の実施者数(B)	二次予防事業 対象者数(C)	介護予防事業 参加者数(D)
		(B) / (A)	(C) / (A)	(D) / (A)
平成21年度	33,256人	7,142人 21.48%	568人 1.71%	42人 0.13%
平成22年度	34,077人	8,220人 24.12%	838人 2.46%	86人 0.25%
平成23年度	35,753人	11,215人 31.37%	2,313人 6.47%	114人 0.32%
平成24年度	38,093人	6,928人 18.19%	1,389人 3.65%	101人 0.27%
平成25年度	40,394人	8,381人 20.75%	2,151人 5.33%	156人 0.39%

平成23～26年度にかけて「基本チェックリスト」の郵送による二次予防事業対象者の把握を行いました。

【平成29年度からの取り組み】

●介護予防把握事業

閉じこもり等の何らかの支援を要する高齢者を民生委員・児童委員、主治医、関係機関等からの情報提供により把握し、その情報提供等に基づき介護予防活動へつなげられるよう推進します。

(2) 介護予防普及啓発事業の推進

【平成28年度までの取り組み】

介護予防講演会や教室、各種団体を対象とした出前講座等を実施し、介護予防に関する知識の普及啓発を推進します。

特に、運動器の機能向上を図るため、佐倉ふるさと体操等を普及啓発します。

また、これらの体操ができるだけ多くの場所で行われるように、さまざまな地区組織に働きかけ、住民主体の通いの場づくりを推進します。口腔機能の向上や低栄養の予防についても、これらの活動に合わせて普及啓発します。住民主体の場づくりを推進することで、日常生活の活動を高め、それによって一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを支援します。

認知症予防については、知的活動※と生活習慣を組み合わせたプログラムを実施しながら、普及啓発を強化します。

※知的活動の例：旅行を計画して楽しむ、新しい料理に挑戦する、日記をつけるなど体験したことを思い出す、簡単な読み書き・計算、人との交流等

●一次予防事業：介護予防普及啓発事業

◆介護予防講演会等の実績		
年 度	実施回数	延べ参加者数
平成21年度	0回	0人
平成22年度	3回	763人
平成23年度	3回	578人
平成24年度	3回	359人
平成25年度	3回	621人

※新型インフルエンザ流行により中止

◆介護予防に関する出前講座や教室等の実績		
年 度	実施回数	延べ参加者数
平成21年度	69回	1,700人
平成22年度	62回	2,529人
平成23年度※	508回	10,679人
平成24年度※	962回	13,918人
平成25年度※	1,677回	17,280人

※平成23年度より地域包括支援センター実施分を含む

◆佐倉市としとらん塾※の実績		
年 度	実施回数	延べ参加者数
平成 21 年度	46 回	705 人
平成 22 年度	59 回	842 人
平成 23 年度	60 回	1,124 人
平成 24 年度	59 回	1,036 人
平成 25 年度	60 回	1,174 人

※佐倉市としとらん塾は、市内5箇所の地域包括支援センターにおいて実施している介護予防に関する基礎的な学習や体操等を行なう教室です。

◆市民への普及啓発活動

市の広報紙「こうほう佐倉」やホームページ、ケーブルテレビ等の広報番組、公民館だより等への掲載等を活用し、市民に対して介護予防に関する知識の普及啓発を推進します。

平成 21～25 年度共通実績

- ア. 広報紙「こうほう佐倉」による普及啓発
- イ. 各種チラシ、リーフレットによる普及啓発
- ウ. 市のホームページによる普及啓発
- エ. ケーブルテレビによる広報番組の活用

●二次予防事業：通所型介護予防事業（各種介護予防教室）

二次予防事業対象者等に対し、運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能の向上・認知症予防などに関する各種介護予防教室への参加を促し、個々の状態にあった各種プログラムを提供することにより、生活機能の維持・向上を図ります。

◆通所型介護予防事業の実績（一次予防事業対象者を含む。）						
分類	平成21年度			平成22年度		
	実施回数	実参加者数	延べ参加者数	実施回数	実参加者数	延べ参加者数
運動器の機能向上	18回	28人	226人	20回	65人	347人
栄養改善	18回	10人	92人	18回	11人	80人
口腔機能の向上	18回	18人	155人	18回	18人	126人
認知症予防	41回	49人	743人	41回	49人	732人
介護予防全般	8回	41人	101人	—	—	—
合計	103回	146人	1,317人	97回	143人	1,285人
分類	平成23年度			平成24年度		
	実施回数	実参加者数	延べ参加者数	実施回数	実参加者数	延べ参加者数
運動器の機能向上	16回	38人	247人	16回	38人	261人
栄養改善	16回	10人	72人	8回	9人	66人
口腔機能の向上	17回	45人	130人	16回	20人	136人
認知症予防	40回	52人	784人	38回	49人	759人
介護予防全般	6回	45人	115人	5回	34人	80人
合計	95回	190人	1,348人	83回	150人	1,302人
分類	平成25年度					
	実施回数	実参加者数	延べ参加者数			
運動器の機能向上	14回	41人	255人			
栄養改善	一回	一人	一人			
口腔機能の向上	14回	32人	187人			
認知症予防	39回	48人	749人			
介護予防全般	8回	95人	151人			
合計	75回	216人	1,342人			

●二次予防事業：訪問型介護予防事業

通所型形態による教室への参加が困難な二次予防事業対象者について、保健師等専門職が居宅を訪問し、生活機能に関する問題を総合的に把握し、適切な相談、指導等の実施に努めます。

◆訪問型介護予防事業の実績		
年 度	実施回数	実利用者数
平成 21 年度	21 回	1 人
平成 22 年度	2 回	1 人
平成 23 年度	0 回	0 人
平成 24 年度	0 回	0 人
平成 25 年度	0 回	0 人

【平成 29 年度からの取り組み】

介護予防講演会や教室、各種団体を対象とした出前講座等を実施し、介護予防に関する知識の普及啓発を推進します。

また、全ての高齢者を分け隔てなく、住民自身が運営する集いなどの活動を地域に展開し、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場がさらに継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。

(3) 地域介護予防活動支援事業の推進

【平成 28 年度までの取り組み】

介護予防に関する取り組みが広く実施されるよう、地域における自主的な介護予防活動を行う人材の育成、支援を推進します。

●地域介護予防活動支援事業

◆地域介護予防活動支援事業実績		
年 度	実施回数	延べ参加者数
平成 21 年度	11 回	192 人
平成 22 年度	10 回	220 人
平成 23 年度	8 回	70 人
平成 24 年度	10 回	133 人
平成 25 年度	20 回	329 人

●介護予防リーダーの養成

地域における自主的な介護予防に資する活動が広く実施されるよう、介護予防リーダーを養成します。

●「佐倉ふるさと体操※1」と「いきいき百歳体操（仮称）※2」サポーターの養成

佐倉ふるさと体操に加え、住民主体の場づくりとして成果を上げ、全国で展開されている「いきいき百歳体操（仮称）」をサポートするボランティアを養成します。

※1 佐倉ふるさと体操は、順天堂大学の監修及び市内に活動拠点を置くNPO法人、市民ボランティアの皆さんの協力により平成21年度に作成した佐倉市独自の「ご当地体操」です。

※2 いきいき百歳体操（仮称）は、米国国立老化研究所が推奨する運動プログラムを参考に、高知市が開発した重りを使って筋力を鍛える運動です。

年 度	介護予防リーダー登録者数
平成21年度	30人
平成22年度	32人
平成23年度	31人
平成24年度	47人
平成25年度	31人

●学習サポーターの養成

通所型介護予防（認知症予防教室）の実施にあたり、教室の参加者とコミュニケーションを図り、明るい学習場面づくりや、学習のサポートを行う学習サポーターを養成します。

年 度	学習サポーター登録者数
平成21年度	18人
平成22年度	15人
平成23年度	17人
平成24年度	14人
平成25年度	18人

●認知症予防活動支援員の養成

地域における自主的な認知症予防活動の支援をするボランティアを養成します。

年 度	認知症予防活動支援員登録者数
平成23年度	4人
平成24年度	4人
平成25年度	3人

【平成29年度からの取り組み】

引き続き前述の事業の推進を継続して実施します。

(4) 一般介護予防事業評価事業の実施

【平成28年度までの取り組み】

介護予防は、「要介護状態の発生をできる限り防ぐことや遅らせること、そして要介護状態にあってもその悪化をできる限り防ぐことや、さらには軽減を目指すこと。」という目的のもとに行われています。このため、目標の達成状況について、一次予防事業評価事業、二次予防事業評価事業を実施します。

事業評価する際には、以下の3段階の評価指標を設定します。

- ① プロセス指標：事業を効果的、効率的に実施するための事業の企画立案、実施過程等に関する指標
- ② アウトプット指標：事業成果の目標を達成するために必要となる事業の実施量に関する指標
- ③ アウトカム指標：事業成果の目標に関する指標

【平成29年度からの取り組み】

一般介護予防事業評価事業として、引き続き事業評価を実施します。

(5) 地域リハビリテーション活動支援事業の実施

【平成28年度までの取り組み】

平成29年度からの実施に向けて、実施体制を検討していきます。

【平成29年度からの取り組み】

リハビリテーション専門職等が、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけ、介護予防を強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民運営の通いの場等の介護予防の取り組みを総合的に支援します。

2. いきいき健康づくり

【基本方針】

高齢者単身世帯と高齢者のみの世帯は年々増加しており、今後も増加が見込まれることから、健康維持などを目的としたサービス等を提供し、住み慣れた地域で、いつまでもいきいきと健康に安心した生活を送ることができるよう支援します。

【主な施策・サービス】

(1) はり、きゅう、マッサージ等利用支援

市内に居住している60歳以上の方や身体障害者手帳等を所持している18歳以上のはり、きゅう、マッサージ等の施術を受ける方を対象に、「はり、きゅう、マッサージ等施設利用助成券」を交付し、費用の一部を助成し、健康の保持・増進を図ります。

◆はり、きゅう、マッサージ等利用助成実績			
年 度	申請者数	交付枚数	利用枚数
平成21年度	4,297人	86,576枚	32,680枚
平成22年度	4,294人	87,498枚	32,765枚
平成23年度	4,464人	89,620枚	35,341枚
平成24年度	4,576人	93,414枚	35,849枚
平成25年度※	4,327人	48,768枚	22,630枚

※平成25年度に交付枚数の見直しを行いました。

変更前 申請月から当該年度末までについて、月あたり2枚を一括交付

変更後 4～9月の申請は12枚、10～3月の申請は6枚交付

(2) 健康づくりの推進

市では、平成25年2月に健康増進計画「健康さくら21（第2次）」を策定し、“心もからだも健やかで、幸福な生活が送れること”を基本理念に掲げ、市民の健康づくりと健やかな親子づくりを推進しており、以下の施策やサービス等を実施しています。

また、「佐倉市歯科口腔保健基本計画」を平成26年2月に策定し、市民の歯と口腔の健康づくりも計画的に推進しています。

【主な施策・サービス】

- がん検診や特定健診(健康診査)の重要性について普及啓発し、受診勧奨します。
- 生活習慣病について、正しい知識を普及啓発します。
- 健診の結果を健康づくりに役立てられるよう支援します。
(健康教育、健康相談、訪問指導、特定保健指導)
- 日常生活の中で、歩数を増やす方法や必要性について普及啓発します。
(出前健康講座、運動教室、ウォーキング教室、運動指導事業、メタボリックシンドローム予防講演会、健康相談、特定保健指導)

- 運動を始め、運動を習慣にできるよう環境の整備を推進します。
(歩数の記録表やウォーキングマップの配布、玄米ダンベル体操講習会、運動器具トレーニング講習会、サーキットトレーニング講習会及び自由開放日の開催)
- ロコモティブシンドロームの予防について普及啓発します。
(出前健康教育、ウォーキング教室、運動事業)
- 一緒に運動し励まし合うことができる仲間づくりを支援します。
(関係各課・地域の健康増進施設やスポーツ団体等と連携して運動に関する事業や運動している市民団体の情報発信、健康達人の養成)
- 生活習慣病予防のために、野菜を多くとれるメニューを広めます。
(食生活改善推進員地区活動、出前健康講座、多様な広報媒体の活用)
- 歯・口腔と生活習慣病との関係、かむことの効果の普及啓発を行います。
- 歯科医師会と連携し、歯と口腔の健康づくりの取り組みを推進します。
(歯ッピーかみんぐフェア、よい歯のコンクール、市民公開講座)
- こころの健康に関する正しい知識の啓発、相談窓口等を情報提供します。
(出前健康講座、講演会、広報、ホームページ、リーフレット)

(3) 高齢者のスポーツ活動の推進

市では、文部科学省が策定した「スポーツ基本計画」、千葉県が策定した「第11次千葉県体育・スポーツ推進計画」を参考に、「第4次佐倉市スポーツ推進計画」を策定し、その取り組みを示すアクションプランとして取り組んでいます。

- 高齢者の生きがいづくりや仲間づくりなどにつながるよう、高齢者を対象とした各種スポーツ大会を開催する団体への支援を行います。
- 高齢者が無理なく、楽しみながら日常生活の一部として健康づくりや介護予防を行えるよう、体操教室や学習会などを開催し、普及に努めます。
また、佐倉ふるさと体操などの高齢者でも気軽に行える体操を指導し、広めていくボランティアの育成支援に努めます。

第5章 安心な老後を支える仕組みづくり

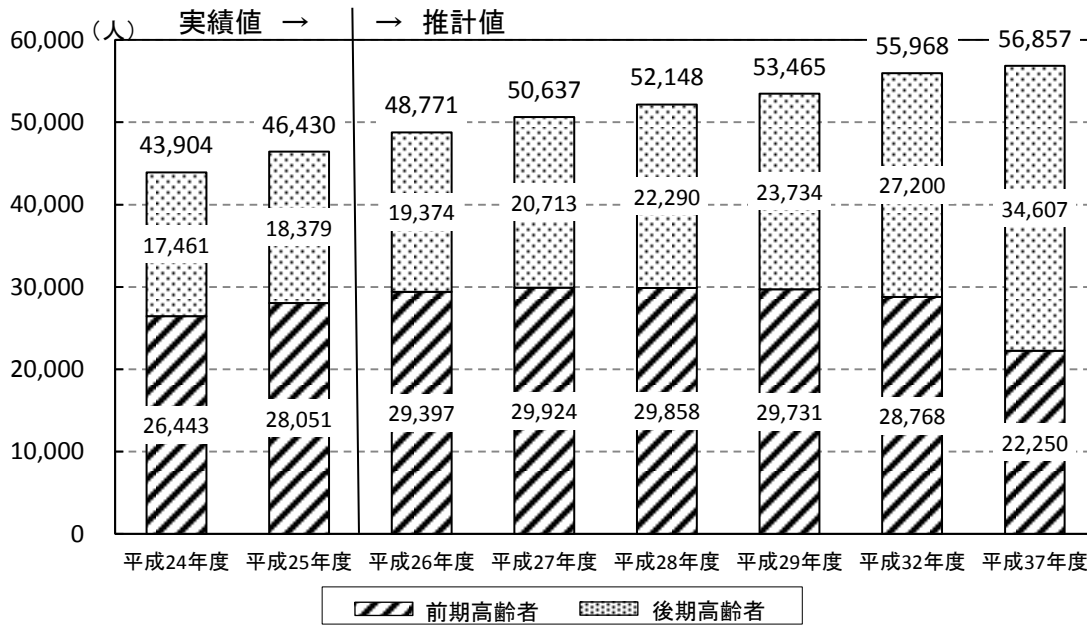
要支援・要介護高齢者等の生活を支える
介護保険事業をはじめとする各種支援

【介護保険被保険者数の推計】

佐倉市の介護保険第1号被保険者数は、今後も増加する見込みです。平成24年度末には43,904人でしたが、平成29年度末には、53,465人、平成37年度末には、約1.3倍の56,857人になると推計されます。

(人口推計は、佐倉市人口推計(平成26年11月)より算出)

図2-5-1 第1号被保険者数の推計・各年度3月末時点



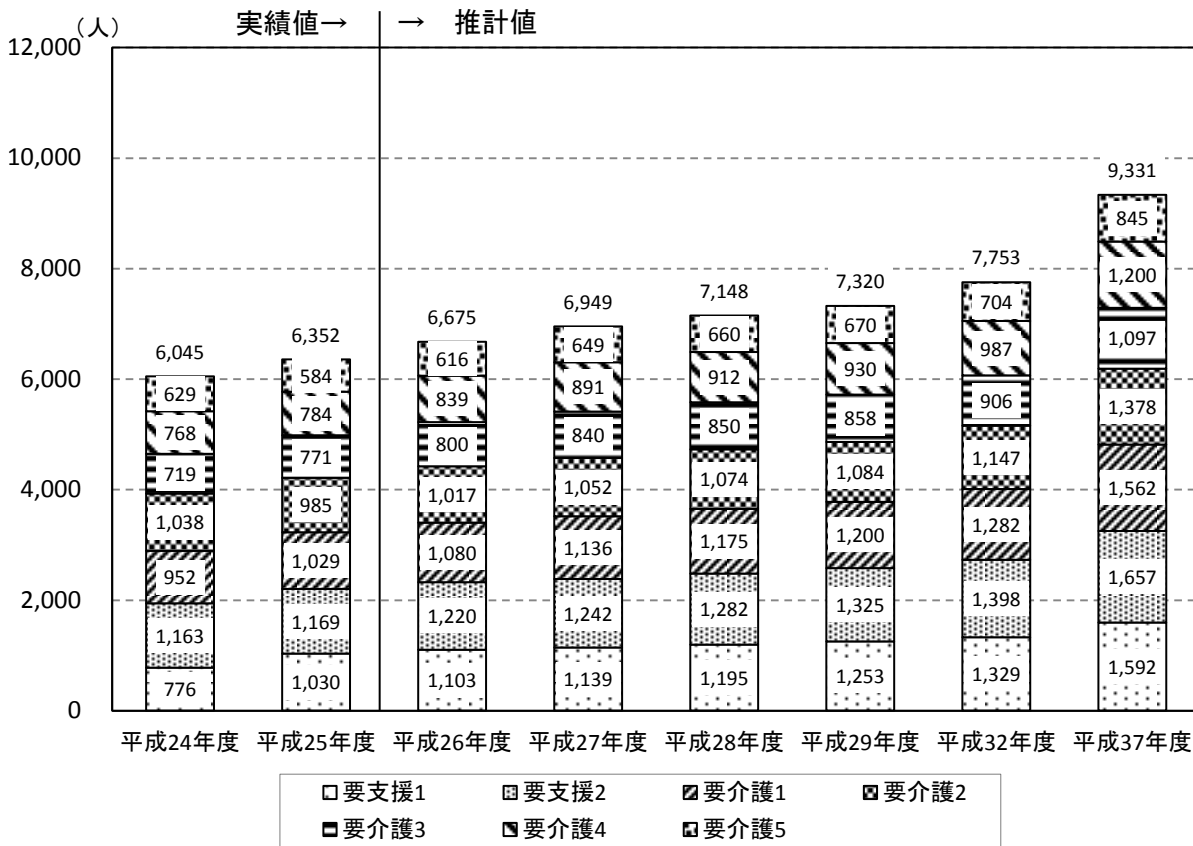
(単位:人)

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
区分	実績		推計値	推計値			推計値	
計画期間	第5期			第6期			第7期	第9期
総人口(A)	177,740	177,723	177,500	177,192	176,773	176,257	174,075	168,244
40歳未満	70,775	69,099	67,470	65,975	64,632	63,300	59,432	53,484
40-64歳	63,061	62,194	61,259	60,580	59,993	59,492	58,675	57,903
65-69歳	14,651	15,147	15,983	16,877	16,743	15,718	12,662	10,172
70-74歳	11,792	12,904	13,414	13,047	13,115	14,013	16,106	12,078
75-79歳	8,135	8,552	8,943	9,509	10,296	10,918	12,069	14,921
80-84歳	4,899	5,154	5,572	6,100	6,611	7,102	8,288	10,474
85-89歳	2,842	2,996	3,080	3,190	3,337	3,561	4,399	5,931
90歳以上	1,585	1,677	1,779	1,914	2,046	2,153	2,444	3,281
40歳以上	106,965	108,624	110,030	111,217	112,141	112,957	114,643	114,760
高齢者人口(B)	43,904	46,430	48,771	50,637	52,148	53,465	55,968	56,857
前期高齢者(C)	26,443	28,051	29,397	29,924	29,858	29,731	28,768	22,250
前期高齢化率(C)÷(A)	14.9%	15.8%	16.6%	16.9%	16.9%	16.9%	16.5%	13.2%
後期高齢者(D)	17,461	18,379	19,374	20,713	22,290	23,734	27,200	34,607
後期高齢化率(D)÷(A)	9.8%	10.3%	10.9%	11.7%	12.6%	13.5%	15.6%	20.6%
高齢化率(B)÷(A)	24.7%	26.1%	27.5%	28.6%	29.5%	30.3%	32.2%	33.8%

【要支援・要介護認定者数の推計】

佐倉市の介護保険の要支援・要介護認定者数は、平成24年度末には、6,045人でした。今後も増加を続け、平成29年度末には、7,320人、平成37年度末には、9,331人と、約1.5倍となる見込みです。

図2-5-2 要支援・要介護認定者数の推計・各年度3月末時点



(単位:人)

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
区分	実績値		推計値	推計値			推計値	
計画期間	第5期			第6期			第7期	第9期
要支援1	776	1,030	1,103	1,139	1,195	1,253	1,329	1,592
要支援2	1,163	1,169	1,220	1,242	1,282	1,325	1,398	1,657
要介護1	952	1,029	1,080	1,136	1,175	1,200	1,282	1,562
要介護2	1,038	985	1,017	1,052	1,074	1,084	1,147	1,378
要介護3	719	771	800	840	850	858	906	1,097
要介護4	768	784	839	891	912	930	987	1,200
要介護5	629	584	616	649	660	670	704	845
合計	6,045	6,352	6,675	6,949	7,148	7,320	7,753	9,331

※要支援・要介護認定者数には第2号被保険者（40歳以上65歳未満）を含む

1. 介護保険サービスの推進

【基本方針】

介護保険事業において必要となるサービス量を、事業計画に基づき確保してまいります。訪問看護や訪問リハビリテーションなどの在宅生活を支える居宅サービス、小規模な特別養護老人ホームや小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスについて、介護保険事業全体のバランスを考慮した上で内容の充実に努めます。

また、市で実施したアンケート調査の結果では、保険料とバランスを取って必要最小限の施設を増やして欲しいとの意見が約60%でした。このことから、原則、市民のみが利用できる地域密着型サービスを基本とし、介護保険料とのバランスを取りながら、限られた財源の中で計画的に介護保険サービスの整備を目指します。

【主な施策・サービス】

(1) 居宅サービス

居宅サービスについて、これまでの給付実績をもとに、今後の高齢者人口、要支援・要介護認定者の推計を踏まえて、サービス利用見込量を算出しました。

介護給付	予防給付
①訪問介護	①介護予防訪問介護
②訪問入浴介護	②介護予防訪問入浴介護
③訪問看護	③介護予防訪問看護
④訪問リハビリテーション	④介護予防訪問リハビリテーション
⑤居宅療養管理指導	⑤介護予防居宅療養管理指導
⑥通所介護	⑥介護予防通所介護
⑦通所リハビリテーション	⑦介護予防通所リハビリテーション
⑧短期入所生活介護	⑧介護予防短期入所生活介護
⑨短期入所療養介護	⑨介護予防短期入所療養介護
⑩特定施設入居者生活介護	⑩介護予防特定施設入居者生活介護
⑪福祉用具貸与	⑪介護予防福祉用具貸与
⑫特定福祉用具販売	⑫介護予防福祉用具販売
⑬住宅改修	⑬介護予防住宅改修
⑭居宅介護支援	⑭介護予防支援

【居宅サービス サービス別見込量】（平成24・25年度は実績、26年度以降は見込み）

①（介護予防）訪問介護（ホームヘルプ）

■（介護予防）訪問介護は、ホームヘルパーや介護福祉士が要支援・要介護者の居宅を訪問し、食事・入浴・排泄等の身体介護や、調理・掃除・洗濯等の家事、生活等に関する相談・助言等、日常生活上の必要な世話をを行うサービスです。

実績及び見込量(月間)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護給付	回数	12,891	13,358	21,603	21,855	24,064	26,783
	人数	995	993	840	849	895	944
予防給付	人数	480	492	549	566	587	315

②（介護予防）訪問入浴介護

■（介護予防）訪問入浴介護は、要支援・要介護者の居宅を移動入浴車等で訪問し、居宅内に浴槽を設置して入浴の介護を行うサービスです。

実績及び見込量(月間)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護給付	回数	516	488	465	422	443	460
	人数	108	107	90	94	101	108
予防給付	回数	6	18	5	5	8	9
	人数	2	4	3	4	5	6

③（介護予防）訪問看護

■（介護予防）訪問看護は、訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が、要支援・要介護者の居宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。

実績及び見込量(月間)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護給付	回数	1,344	1,754	1,999	2,101	2,294	2,515
	人数	189	224	220	226	230	237
予防給付	回数	156	318	614	704	760	792
	人数	25	39	69	74	76	78

④（介護予防）訪問リハビリテーション

■（介護予防）訪問リハビリテーションは、病院及び介護老人保健施設の理学療法士等が、要支援者・要介護者の居宅を訪問して、理学療法、作業療法、その他の必要なリハビリテーションを行うサービスです。

実績及び見込量(月間)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護給付	回数	371	345	442	537	675	853
	人数	40	33	39	44	51	60
予防給付	回数	85	46	53	75	82	89
	人数	9	5	6	9	9	10

⑤（介護予防）居宅療養管理指導

■（介護予防）居宅療養管理指導は、要支援・要介護者に対して、病院、診療所または薬局の医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士が居宅を訪問し、療養上の管理や指導等を行うサービスです。

実績及び見込量(月間)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護給付	人数	736	860	633	652	689	728
予防給付	人数	92	108	77	79	82	86

⑥（介護予防）通所介護（デイサービス）

■（介護予防）通所介護は、要支援・要介護者が通所介護施設（デイサービスセンター）等に通い、食事、入浴、排泄等の支援・介護や日常生活上の世話、及び機能訓練を受けるサービスです。一般的に、居宅から通所介護施設等への送迎がっています。

実績及び見込量(月間)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護給付	回数	12,574	13,650	14,304	15,300	16,274	17,255
	人数	1,377	1,444	1,347	1,404	1,459	1,513
予防給付	人数	606	646	754	797	835	413

⑦（介護予防）通所リハビリテーション（デイケア）

■（介護予防）通所リハビリテーションは、要支援・要介護者が医師の指示に基づき、介護老人保健施設、病院、診療所などに通い、一定期間にわたり、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行うサービスです。

実績及び見込量(月間)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護給付	回数	2,789	2,812	2,607	2,572	2,576	2,607
	人数	329	334	307	309	317	320
予防給付	人数	91	92	95	98	102	107

⑧ (介護予防) 短期入所生活介護 (ショートステイ)

■ (介護予防) 短期入所生活介護は、要支援・要介護者が老人短期入所施設や介護老人福祉施設等に短期間入所し、その施設で、食事、入浴、排泄等の支援・介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けるサービスです。

(対象者は、在宅生活で心身の状態が虚弱化した場合、または家族が疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により介護ができなくなった場合、または家族介護者の身体的、精神的な負担を軽減するために休養が必要になった場合等において、一時的に居宅において日常生活を営むことに支障が生じた方です。)

実績及び見込量(月間)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護給付	日数	3,908	4,437	4,568	4,930	5,408	5,986
	人数	410	453	427	445	470	499
予防給付	回数	132	169	185	188	206	209
	人数	28	32	38	41	48	53

⑨ (介護予防) 短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)

■ (介護予防) 短期入所療養介護は、要支援・要介護者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所して、看護、医学的管理下の支援・介護、機能訓練等の必要な医療や日常生活上の世話を受けるサービスです。

実績及び見込量(月間)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護給付	日数	367	381	269	292	312	369
	人数	49	52	37	42	44	50
予防給付	日数	5	5	3	4	6	8
	人数	1	1	1	2	3	4

⑩（介護予防）特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）

■（介護予防）特定施設入居者生活介護は、特定施設（有料老人ホーム等）に入居している要支援・要介護者に対して提供される食事、入浴、排泄等の支援・介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話といったサービスを介護保険の給付とするものです。特定施設自体は在宅ではありませんが、介護保険上、そこで提供される介護やリハビリサービスは、居宅サービスとして位置付けられています。

なお、対象となる施設は、指定基準に合致する施設として、都道府県知事の指定を受けた有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）、サービス付き高齢者向け住宅のうち、十分な居住水準を満たすものが対象となります。

実績及び見込量(月間)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護給付	人数	217	228	266	352	355	357
予防給付	人数	103	111	104	108	112	126

⑪（介護予防）福祉用具貸与

■（介護予防）福祉用具貸与は、要支援・要介護者に対し日常生活の便宜を図り、機能訓練や介護者の負担軽減のための福祉用具を貸与するサービスです。貸与の対象となる用具は、歩行器、歩行補助つえ等があります。

なお、車いすや特殊寝台等については、要支援と要介護1の方は原則、介護給付の対象となりません。しかし、特に必要性が認められる場合に限り、例外的に対象となる場合があります。

実績及び見込量(月間)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護給付	人数	1,363	1,427	1,350	1,392	1,428	1,452
予防給付	人数	389	454	513	596	686	754

⑫（介護予防）特定福祉用具販売

■（介護予防）特定福祉用具販売は、原則的に、介護保険で貸与される福祉用具において、衛生上、貸与が困難なために購入が認められる福祉用具のことです。排泄や入浴にかかわる用具で、腰掛便座や特殊尿器、簡易浴槽、入浴補助用具、移動用リフトのつり具の部分がこれに当たります。

なお、指定福祉用具販売事業者から購入した福祉用具に対する支給額については、実際の購入費用で支給基準額（同一年度で10万円）の9割を上限としています。

実績及び見込量(月間)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護給付	人数	35	28	32	40	46	50
予防給付	人数	18	16	17	21	24	29

⑬ (介護予防) 住宅改修

■ (介護予防) 住宅改修は、居宅で生活している要支援・要介護者が、居宅内での生活に支障が無いように、対象となる改修を行った場合に改修費用の一部を給付することで、居宅での自立生活を支援する制度です。

対象となるものは、(1)手すりの取り付け、(2)段差の解消、(3)滑りの防止・移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更、(4)引き戸等への扉の取り替え、(5)洋式便器等への便器の取り替え、(6)その他(1)～(5)の住宅改修に付帯して必要な住宅改修、となっており、支給額は実際の改修費の相当額で支給基準額(同一住宅で20万円)の9割を上限としています。

実績及び見込量(月間)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護給付	人数	25	22	21	27	39	54
予防給付	人数	21	25	28	43	56	64

⑭ (介護予防) 居宅介護支援

■ (介護予防) 居宅介護支援は、居宅で生活している要支援・要介護者が、介護保険の給付サービスやさまざまな医療・福祉サービスなどをスムーズに利用できるよう、本人や家族の依頼を受けて、介護予防支援計画・居宅サービス計画(ケアプラン)を作成し、サービス事業者などとの連絡・調整等を行う支援です。

実績及び見込量(月間)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護給付	人数	2,275	2,318	2,237	2,279	2,314	2,356
予防給付	人数	1,112	1,198	1,373	1,526	1,720	958

(2) 地域密着型サービス

地域密着型サービスについては、これまでの給付実績をもとに、今後の高齢者人口、要支援・要介護認定者の推計を踏まえて、サービス利用見込量を算出しました。

介護給付	予防給付
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	—
②夜間対応型訪問介護	—
③認知症対応型通所介護	③介護予防認知症対応型通所介護
④小規模多機能型居宅介護	④介護予防小規模多機能型居宅介護
⑤認知症対応型共同生活介護	⑤介護予防認知症対応型共同生活介護
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	—
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	—
⑧複合型サービス	—
⑨地域密着型通所介護（新規）※	—

※⑨地域密着型通所介護：※平成28年度より新設される定員18人以下の通所介護（デイサービス）です。

【地域密着型サービス サービス別見込量】（平成24・25年度は実績、26年度以降は見込み）

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

■定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、適切なアセスメントとマネジメントに基づいて、介護サービスと看護サービスが連携を図りつつ、「短時間の定期訪問」「随時対応」といった手段を適宜・適切に組み合わせて、1日複数回、「必要なタイミング」で「必要な量と内容」のケアを一体的に提供するものです。

実績及び見込量(月間)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護給付	人数	0	9	23	28	42	49

②夜間対応型訪問介護

■夜間対応型訪問介護は、居宅の要介護者のうち、比較的、中・重度の方を対象に、ホームヘルパーが利用者のニーズに応じて、夜間の定期巡回訪問と、利用者からの要請に応じて随時訪問する、24時間体制の訪問介護サービスです。随時訪問では、緊急時などに利用者が専用の端末を使ってオペレーターに通報することで、ホームヘルパーが訪問する仕組みになっています。

実績及び見込量(月間)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護給付	人数	29	29	25	27	27	27

③（介護予防）認知症対応型通所介護

■（介護予防）認知症対応型通所介護は、居宅の認知症高齢者を対象に、通所介護施設（デイサービスセンター）等で食事、入浴、排泄等の介護、機能訓練等を提供するサービスです。

実績及び見込量（月間）		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護給付	回数	464	458	517	550	580	600
	人数	55	51	51	51	51	51
予防給付	回数	1	15	14	32	35	46
	人数	0	3	4	9	10	13

④（介護予防）小規模多機能型居宅介護

■（介護予防）小規模多機能型居宅介護は、通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊まりのサービスを組み合わせて提供するサービスです。通所、訪問、宿泊といった複数のサービスを利用する時でも共通のスタッフが対応するため、個々の利用者に対して目が行き届くとともに、よりきめ細かなケアを受けられる利点があります。

（介護予防）小規模多機能居宅介護を提供する施設は、1事業所当たりの定員が29人以下、1日当たりの定員が通所の場合最大18人、宿泊の場合最大9人と定められています。

実績及び見込量（月間）		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護給付	人数	23	22	27	31	141	148
予防給付	人数	0	0	1	2	3	4

⑤（介護予防）認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

■（介護予防）認知症対応型共同生活介護は、認知症の高齢者が、グループホームと呼ばれる施設で少人数による家庭的な共同生活をしながら食事、入浴、排泄等の介護、機能訓練等のサービスが受けられる施設です。入居対象は、介護度が要支援2以上で認知症の65歳以上の方です。

ほかの利用者との共同生活を営むことに支障がないことなどの条件があります。

実績及び見込量（月間）		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護給付	人数	109	134	140	142	142	142
予防給付	人数	1	1	2	2	2	2

⑥地域密着型特定施設入居者生活介護

■地域密着型特定施設入居者生活介護は、入居定員が29人以下の小規模な介護専用型特定施設をいいます。特定施設入居者生活介護の指定を受けた小規模な有料老人ホームや軽費老人ホームなどが該当します。

実績及び見込量(月間)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護給付	人数	24	24	29	30	30	30

⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

■地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、要介護者を対象に、定員29人以下の小規模な特別養護老人ホームで、入浴、排泄、食事などの介護、機能訓練、健康管理などの支援を行うサービスです。

実績及び見込量(月間)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護給付	人数	0	1	30	49	136	136

⑧複合型サービス

■複合型サービスは、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを複合的に組み合わせて提供するサービスです。現在、国から示されているのは、看護小規模多機能型居宅介護（訪問看護と小規模多機能型居宅介護との組み合わせ）です。

1つの事業所からサービスが組み合わせられて提供されるため、サービス間の調整が行いやすく、柔軟なサービス提供が可能で、医療ニーズの高い要介護者への支援を充実することが可能となります。

なお、複合型サービスの整備は見込んでおりませんが、複合型サービスが小規模多機能型居宅介護を内包したサービスであることから、整備意向があった場合には、小規模多機能型居宅介護の整備と整合性を図ったうえで、整備を検討します。

⑨地域密着型通所介護

■地域密着型通所介護は、通所介護（デイサービス）のうち、定員が18人以下の小規模なサービスを指します。

既存の通所介護のうち、小規模な通所介護事業所が地域密着型サービス等へ移行する時期については、平成28年4月からとなりますが、市における運営基準等の条例制定については、施行から1年間の経過措置が設けられています。

なお、第6期計画においては、既存事業所の移行期間であるため、サービス利用見込量は見込むことができません。

(3) 施設サービス

施設サービスについては、これまでの給付実績をもとに、今後の高齢者人口、要支援・要介護認定者の推計を踏まえて、サービス利用見込量を算出しました。

介護給付	予防給付
①介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	—
②介護老人保健施設	—
③介護療養型医療施設	—

【施設サービス サービス別見込量】 (平成24・25年度は実績、26年度以降は見込み)

①介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

■介護老人福祉施設は、寝たきりや認知症のために、日常生活において常時介護を必要とする人で、居宅での生活が困難な人に生活全般にわたって介護を行う施設です。従来から老人福祉法で特別養護老人ホームとして整備されましたが、介護保険法では、このうち都道府県知事の指定を受けたものを指定介護老人福祉施設として、保険給付の対象としています。

特別養護老人ホームは、老人福祉法で高齢者を入所対象としていますが、介護保険法では、特定疾病により要介護状態にある第2号被保険者も利用できます。

なお、改正介護保険法の施行により、平成27年4月からは、新たに入所する方について、原則、要介護3以上に限定することとなります。ただし、やむを得ない事情により本施設以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、市の適切な関与の下、特例的に入所が認められます。

実績及び見込量(月間)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護給付	人数	604	599	657	767	767	767

②介護老人保健施設

■介護老人保健施設は、慢性期医療と機能訓練によって居宅への復帰を目指す施設であり、自立支援、家庭復帰、家庭的雰囲気及び地域・家庭との結び付きが重視されます。その点で、介護老人保健施設は、介護老人福祉施設と病院の中間的な役割を担う施設といえます。

もともとは、昭和61年(1986年)の老人保健法の改定で老人保健施設として制度化され、これまでは病状が安定期にあり、治療の必要が無いにもかかわらず、家庭の事情等のために入院を続けざるを得ない高齢者に対して、医療ケアと生活サービスを一体的に提供することにより、居宅復帰の促進に貢献してきました。そのため、介護保険法において、施設サービスを担う介護老人保健施設として位置付けられ、保険給付の対象となったものです。

実績及び見込量(月間)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護給付	人数	337	340	360	450	450	450

③介護療養型医療施設

■介護療養型医療施設は、脳卒中や心臓病などの急性期の治療が終わり、病状が安定期にある要介護の高齢者のための長期療養施設です。介護療養型医療施設では、療養上の管理、看護、医学的管理下の介護等の世話、機能訓練等の必要な医療が行われています。

実績及び見込量(月間)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護給付	人数	46	42	32	0	0	0

※介護療養型医療施設は、平成26年9月末に医療療養病床へ転換されたため、平成27年度以降の見込みはありません。

(4) 第5期計画までの施設整備達成状況

指定年月日基準

	第4期計画終了時点 (平成23年度末)	第5期計画(平成24年度～平成26年度)	
		計画数	整備結果
施設サービス			
①介護老人福祉施設	8施設(630床)	1施設(150床)	1施設(150床)
②介護老人保健施設	4施設(376床)	1施設(100床)	1施設(100床)
③介護療養型医療施設	1施設(36床)	0施設	0施設(▲36床)
地域密着型サービス			
①定期巡回・随時対応型 訪問介護看護		1箇所	1箇所
②夜間対応型訪問介護	1箇所(300人)	0箇所	0箇所
③認知症対応型通所介護	3箇所(34人)	2箇所(24人)	0箇所
④小規模多機能型居宅介護	1箇所(25人)	4箇所(100人)	1箇所(25人)
⑤認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	6施設(105床)	2施設(36床)	2施設(36床)
⑥地域密着型特定施設 入居者生活介護	2施設(27床)		
⑦地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活介護	0施設	5施設(145床)	2施設(49床)
⑧複合型サービス			
居住系サービス			
①特定施設入居者生活介護	1施設(485床)	(440床)※	4施設(231床)

※施設数は定めず、総床数のみを決めました。

(5) 日常生活圏域別の施設整備状況

平成27年3月末現在（見込みを含む）

	佐倉	志津 北部	志津 南部	臼井・ 千代田	根郷・和 田・弥富	合 計
施設サービス						
①介護老人福祉施設	3施設 280床	1施設 90床	1施設 60床	1施設 100床	3施設 250床	9施設 780床
②介護老人保健施設	1施設 80床	1施設 96床	1施設 100床	1施設 100床	1施設 100床	5施設 476床
③介護療養型医療施設						
地域密着型サービス						
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1箇所					1箇所
②夜間対応型訪問介護		1箇所 300人				1箇所 300人
③認知症対応型通所介護	1箇所 12人		1箇所 10人	1箇所 12人		3箇所 34人
④小規模多機能型居宅介護			1箇所 25人	1箇所 25人		2箇所 50人
⑤認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	1施設 15床	2施設 36床	2施設 36床	2施設 36床	1施設 18床	8施設 141床
⑥地域密着型特定施設 入居者生活介護				2施設 27床		2施設 27床
⑦地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護		1施設 20床	1施設 29床			2施設 49床
⑧複合型サービス						
その他						
①介護付き有料老人ホーム等 (一般型特定施設入居者生活介護)	1施設 485床	2施設 146床		1施設 25床	1施設 60床	5施設 716床
②ケアハウス			1施設 50床	1施設 60床		2施設 110床

(6) 第6期計画期間中の施設整備計画

市では、地域包括ケアシステムの構築に向けて、各日常生活圏域に施設配置をいたしました。第6期計画の施設整備の基本方針として、地域密着型サービスの内容の充実を掲げています。

このため、市民の入所率等を総合的に勘案する中で、公募について実施するものとします。

	佐 倉	志津 北部	志津 南部	臼井・ 千代田	根郷・和 田・弥富	第6期 合 計	第6期末 累 計
施設サービス							
①介護老人福祉施設							9施設 780床
②介護老人保健施設							5施設 476床
③介護療養型医療施設							
地域密着型サービス							
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護							1箇所
②夜間対応型訪問介護							1箇所 300人
③認知症対応型通所介護							3箇所 34人
④小規模多機能型居宅介護		1箇所 25人	1箇所 25人	1箇所 25人		3箇所 75人	5箇所 125人
⑤認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)							8施設 141床
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護							2施設 27床
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		1施設 29床	1施設 29床	1施設 29床		3施設 87床	5施設 136床
⑧複合型サービス							
⑨地域密着型通所介護							
その他							
①特定施設入居者生活介護 (介護付き有料老人ホーム等)			1施設 60床			1施設 60床 ※	6施設 776床

※特定施設入居者生活介護については、第5期計画の繰越事業のみを見込んでいます。[50頁参照]

2. 介護保険サービスの質の向上

【基本方針】

介護保険制度への信頼を維持していくとともに、多様化するニーズに対応した質の高いサービスを提供するため、介護給付適正化事業の実施や介護相談員派遣事業の実施等により、介護保険サービスの質の向上に努めます。

【主な施策・サービス】

(1) 介護給付等費用適正化事業の推進

介護給付等費用適正化事業は、利用者に対する適切な介護サービスを確保するとともに、介護報酬請求内容の点検等の実施により介護給付等に要する費用が適正なものとなることを目的としています。同時に、介護保険料の増大を抑制することにも通じ、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

市では、国の指針に基づき千葉県が示す「千葉県における介護給付適正化の取扱方針」に沿って実施し、より一層の推進を図ります。

①ケアプランの点検

利用者の状況を把握した適切なアセスメントを実施したうえで、ケアプランが作成されているか点検を行い、サービスの質の向上を目指します。

②医療情報との突合

医療給付と介護給付状況の突合や被保険者ごとの介護給付状況確認から、誤った請求や重複請求等を調査し、過誤調整等を行います。

③介護給付費通知

介護保険サービス利用者に、利用したサービス事業所・種類、利用日数や回数、介護保険給付額、利用者負担額を通知し、利用者の介護サービス利用の意識を高め、また、事業所の架空請求や過剰請求の防止・抑止につなげます。

(2) 介護相談員派遣事業の実施

介護相談員は、介護サービス事業所を定期的に訪問し、利用者やその家族等から介護サービスに対する不安や日常的な不平・不満を聞き、サービス提供事業者との調整を行うことで、苦情に至る事態を未然に防止することなど、事業所における介護サービスの質の向上を図ります。

(3) 介護人材の確保に関する取組みと介護従事者への支援

介護を必要とする高齢者が増加していく中で、介護を担う人材の確保は重要な課題となっています。千葉県では、福祉・介護人材の確保及び定着に向けた取組みのひとつとして、地域の実情にあった福祉・介護人材の確保・定着対策を効果的に実施することを目的とした「千葉県福祉人材確保・定着地域推進協議会」を設置しており、市においてもこの協議会に参加し、課題等を検討しています。

3. 多様な生活支援サービスの充実【重点施策】

【基本方針】

要支援・要介護の高齢者、虚弱高齢者、ひとり暮らし等の高齢者などに対して、在宅での生活を支援するサービスの提供を推進します。高齢者単身世帯と高齢者のみの世帯の増加、認知症の増加を踏まえ、様々な生活支援（配食などの生活支援や見守り、財産管理などの権利擁護事業）サービスの提供を推進します。

また、要介護者等を支える家族の心身両面への支援をはじめとする各種サービスを推進し、介護家族の負担が軽減できるよう努めます。

【主な施策・サービス】

（1）生活支援・介護予防サービスの基盤整備

高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けていくためには、多様な生活上の困りごとや外出に対する支援が必要です。そのため、ボランティア団体、NPO 法人、民間企業、協同組合、高齢者等の地域住民の力など、多様なサービス提供体制を構築することが重要です。

また、高齢者がその担い手となることで高齢者自身の介護予防の効果も期待されます。今後、高齢者の生活を支援する介護予防・生活支援サービスの基盤整備を推進するため、下記について検討します。

●協議体の立ち上げ

協議体とは、介護予防・生活支援サービスの体制整備に向けて、多様な主体の参画が求められることから、市町村が主体となって、「定期的な情報の共有・連携強化の場」とされており、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進することを目的とするものです。

●生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）とは、高齢者の介護予防・生活支援サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たすものです。

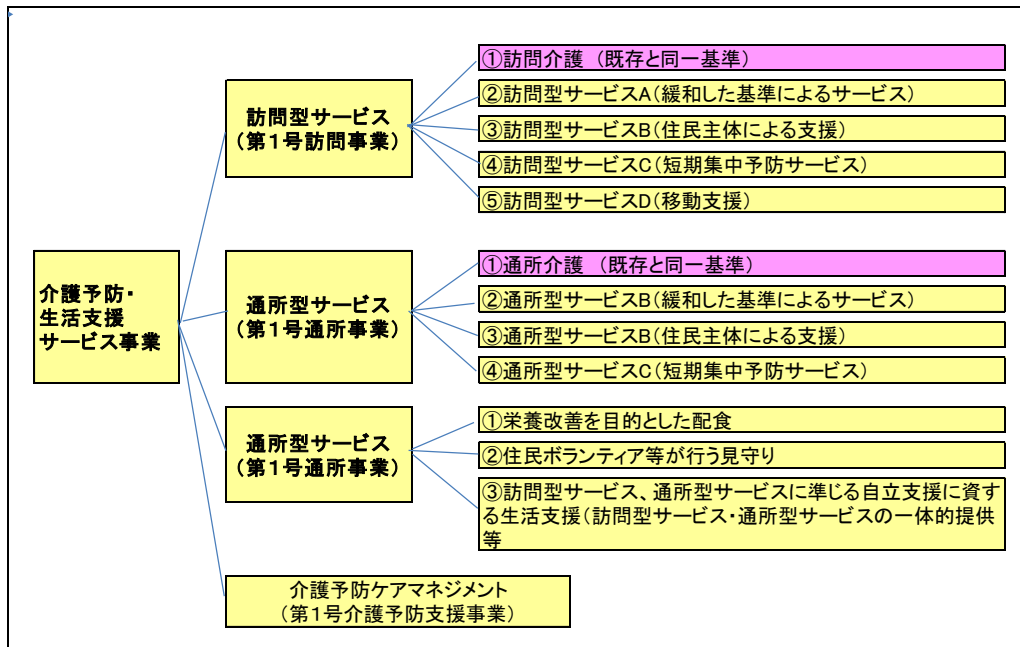
(2) 介護予防・生活支援サービスの充実〔新しい総合事業〕

介護予防給付のうち訪問介護と通所介護については、市が地域の実情に応じた取り組みを行うことをはじめ、市が実施主体となる介護予防・生活支援サービス事業の中で実施することになります。

この事業の実施にあたっては、既存のサービス（予防給付による訪問介護・通所介護）を活用しながら、多様な担い手が行うサービスも含め充実させる必要があります。このことから、国が示したサービス類系を参考に、市における体制について検討するとともに、各種サービスごとに、その内容に応じた基準やサービス単価、利用者負担（利用料）の設定を行います。

また、事業対象者（要支援者等）に対し、その状態やおかれている環境等に応じて本人が自立した生活を送ることができるようケアプランを作成する、介護予防ケアマネジメントの充実に努めます。

【国が示したサービス類型】



(3) 高齢者の地域における自立した生活を継続させるための事業

①配食サービス

高齢者単身世帯や高齢者のみ世帯などで、心身の障害等の理由で調理や買い物が困難な方を対象に、年始を除く月曜日から金曜日までの週1回～5回、夕食を直接手渡しで届けます。なお、配達時に連絡なく不在の場合、緊急連絡先などに連絡を取り安否を確認し、居宅での生活を支援します。

◆配食サービス事業実績		
年 度	登録者数	延べ配食数
平成21年度	222人	24,605食
平成22年度	177人	22,812食
平成23年度	160人	19,778食
平成24年度	151人	18,693食
平成25年度	134人	17,621食

②緊急通報装置貸与

ひとり暮らしの高齢者等の居宅に緊急通報装置を設置（貸与）し、疾病・災害等の緊急時に迅速かつ適切に対応するものです。利用者が、緊急もしくは相談事があった場合、通報装置本体や附属しているペンダントのボタンを押すことにより、市が委託している受信センターに通報されます。原則として、事前に登録されている協力員により安否の確認がされますが、必要に応じて市が委託している受信センターより「119番通報」をし、救急隊の出動を要請します。

◆緊急通報装置貸与実績	
年 度	延べ設置台数
平成21年度	197台
平成22年度	215台
平成23年度	190台
平成24年度	175台
平成25年度	169台

③訪問理美容出張費用助成

高齢者および障害者のみの世帯に属する居宅の65歳以上かつ介護度が要支援2以上の方で、疾病等の理由で外出が困難な方を対象に、居宅で理容または美容のサービスを受ける際の出張費用の一部を助成します。

◆訪問理美容出張費用助成事業実績			
年 度	申請者数	交付枚数	利用枚数
平成 21 年度	7 人	25 枚	6 枚
平成 22 年度	7 人	22 枚	13 枚
平成 23 年度	6 人	20 枚	7 枚
平成 24 年度	11 人	36 枚	11 枚
平成 25 年度	7 人	26 枚	12 枚

④生活管理指導短期宿泊事業（ショートステイ）

基本的な生活習慣の欠如や対人関係が成立していないなど、社会的対応が困難で、介護保険で自立と判定され又は介護保険対象外の高齢者に対して、養護老人ホームにおける短期間の宿泊により日常生活に対する指導・支援を行い、基本的な生活習慣の確立が図られるように援助し、要介護状態への進行を予防することに寄与します。

◆生活管理指導短期宿泊事業実績		
年 度	登録者数	利用日数
平成 21 年度	3 人	137 日
平成 22 年度	0 人	0 日
平成 23 年度	0 人	0 日
平成 24 年度	0 人	0 日
平成 25 年度	2 人	16 日

⑤2市1町SOSネットワーク

佐倉市、八街市、酒々井町の2市1町と、佐倉警察署、佐倉警察署管内防犯組合連合会、佐倉市八街市酒々井町消防組合を構成団体として連絡協議会を組織し、認知症の高齢者等が徘徊などで行方不明になった場合、迅速な発見ができるよう、FAXや防災無線等を利用した情報提供を行い、捜索への協力を呼びかけます。また、GPSを利用した位置情報検索システムの利用支援を行うことにより、徘徊する高齢者を抱える家族を支援します。

⑥高齢者台帳への登録

ひとり暮らしの高齢者、認知症、寝たきりの方等を対象に、緊急時の対応や、各種在宅福祉サービスをご利用いただくための「高齢者台帳」を作成し、担当の民生委員・児童委員、地域包括支援センター、市が共有し、高齢者を見守ります。

⑦佐倉市高齢者見守り協力事業者ネットワーク事業

市では、平成 25 年 3 月より、高齢者を地域においてさりげなく見守るため、各家庭を事業対象に業務を行っている新聞販売店、電力会社、ガス会社、上下水道検針・徴収業務事業者、生活協同組合、弁当宅配事業者、乳酸菌販売事業者、郵便事業者と見守り活動に関する協定を締結しています。

事業者が日常業務を行う中で高齢者の異変等を発見した場合に市もしくは、地域包括支援センターに通報する等、連携を図りながら高齢者を見守っています。

(4) 高齢者の権利擁護

自分の意思でサービス利用等を決定したり、財産管理などの権利を十分に主張することが困難な認知症高齢者等が、権利を侵害されることなく地域で自立した生活が送れるよう、権利擁護事業の利用を促進します。

①成年後見制度利用支援

成年後見制度とは、認知症などにより判断能力が不十分な方に対し、家庭裁判所が本人のために援助者を選び、この援助者が財産の管理、介護などのサービスや施設への入所に関する契約の締結など法律行為を行う制度です。

市では、市内5箇所の「地域包括支援センター」のほか、佐倉市成年後見支援センター事業を実施して、成年後見制度に関する相談に応じ、手続きを支援します。

②成年後見審判請求事務等

成年後見制度の利用が必要にもかかわらず、親族による申立期待できない状況にある高齢者に対し、市長が家庭裁判所へ審判の請求を行います。

また、成年後見制度にかかる費用を負担することが困難である者に対して、後見人等への報酬の助成を行います。

◆成年後見制度（市長申立て）実績	
年 度	支援者数
平成 21 年度	0 人
平成 22 年度	1 人
平成 23 年度	1 人
平成 24 年度	5 人
平成 25 年度	1 人

③地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

認知症などで判断能力が不十分なため、福祉サービスの利用契約を結ぶことが困難な人が安心して適切なサービスを利用できるよう、佐倉市社会福祉協議会で利用手続きの代行や日常的な金銭管理・書類預かりサービスなどの援助を行っています。

事業の実施主体である佐倉市社会福祉協議会と連携し、生活上に何らかの問題を抱え、解決できずに困難な状況にある高齢者に対し、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を送ることができるよう、専門的・継続的な視点から権利擁護として支援を行います。

(5) 高齢者の虐待防止

平成17年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が制定（平成18年4月施行）されました。

高齢者虐待には、問題が深刻化する前に生活の変化を発見すること（早期発見）と再発防止のための地域住民、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会等による「地域での見守り」と、現に虐待にあっている事例に対して、専門的な支援を行っていく専門機関で構成される「虐待防止ネットワーク」で対応していきます。

① 高齢者を取りまく地域における見守り意識の高揚

佐倉市に住む高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域住民の協力により高齢者を見守り、困っている高齢者やその家族を一刻も早く発見し、各地域包括支援センターや市へつなげていくことが大切です。

これまで、自治会組織や地区社会福祉協議会の地域での活動から、地区の民生委員・児童委員を経由し、市などへつなげる仕組みがありました。今後はさらに、住民1人ひとりに対する虐待防止への協力意識の高揚を図り、地域を見守っていただくとともに、住民同士や住民と行政等との連携をより強化することで、高齢者の虐待防止に努めます。

② 佐倉市高齢者虐待防止ネットワークの活用

佐倉市高齢者虐待防止ネットワークは、高齢者虐待の防止と早期発見・早期対応・再発防止を図り、高齢者の平穏な生活を確保することを目的として、市内の関係機関・団体等が各々の役割を明確にし、その連携を強化するために設置した組織です。

高齢者本人、介護者、地域住民、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会等から、各地域包括支援センターや市へ虐待の届出・相談・通報があると、調査や実態把握をした後、生命や身体に関わる危険があると判断された場合に、佐倉市虐待防止ネットワークの緊急ケース検討会が開催され、専門機関による様々な支援が実施されます。

また、その結果、改善が見られない場合には、支援方法を再検討し、解決につなげます。

さらに、佐倉市高齢者虐待防止ネットワークの定例会では、実施された支援内容について評価をし、解決した虐待事例のノウハウ等を活かして地域に対して虐待防止や虐待予防（再発防止）を呼びかけるなど、地域への反映にも寄与しています。

今後も、佐倉市高齢者虐待防止ネットワークを活用し、高齢者の虐待防止に努めます。

(6) 養護老人ホームへの適切な入所措置

老人福祉法第11条の規定による養護老人ホームへの入所等の措置は、在宅において日常生活を営むのに支障がある65歳以上の方に対して、心身の状況、その置かれている環境の状況等を総合的に勘案して、適切に行います。

(7) 高齢者の日常生活における安全性の向上

①高齢者安心カード交付事業

市内に居住している60歳以上の方を対象に、本人またはその家族からの申請に基づき、名刺サイズの高齢者安心カードを発行します。このカードには、氏名、住所、緊急連絡先、かかりつけの医療機関等が記載されているため、外出時に携行することで、万一の救急時や災害時に備えるものです。

◆高齢者安心カード交付実績	
年 度	高齢者安心カード発行枚数
平成21年度	29枚
平成22年度	13枚
平成23年度	146枚
平成24年度	214枚
平成25年度	100枚

②救急医療情報キット給付事業

居宅で暮らしている75歳以上の方を対象に、救急医療情報キットを給付しています。

この救急医療情報キットは、対象者本人の必要な情報（かかりつけの医療機関、持病・服薬情報、緊急連絡先等）を冷蔵庫内に保管しておくことで、万一の救急時や災害時における医療・救護活動に備えるものです。

ただし、75歳未満の方でも、高齢者のみの世帯、日中高齢者のみになってしまう方など（認知症の高齢者や障害者の方も含む）で希望される方には、給付します。

◆救急医療情報キット給付実績	
年 度	救急医療情報キット給付数
平成25年度	21,209個

(8) 家族介護支援事業

①介護者教室

現在、介護中の方、これから介護を行う予定の方を対象に、「介護者教室」を開催し、基本的な介護に関する学習及び実習、並びに介護相談を行い、介護家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

◆介護者教室開催実績		
年 度	実施回数	延べ参加者数
平成 21 年度	20 回	266 人
平成 22 年度	9 回	98 人
平成 23 年度	10 回	119 人
平成 24 年度	10 回	135 人
平成 25 年度	10 回	139 人

②紙おむつ等購入助成

紙おむつまたは尿取りパッド等が必要な介護度が要介護3以上の居宅の高齢者等に対して、紙おむつ等の購入費用の一部を助成し、介護家族に対する経済的負担の軽減に努めています。今後も、紙おむつ等購入助成を推進します。

◆紙おむつ等購入助成事業実績			
年 度	申請者数	交付枚数	利用枚数
平成 21 年度	862 人	17,358 枚	13,005 枚
平成 22 年度	964 人	19,196 枚	13,496 枚
平成 23 年度	1,032 人	20,728 枚	14,024 枚
平成 24 年度	972 人	19,524 枚	13,958 枚
平成 25 年度	1,010 人	20,274 枚	14,807 枚

③介護者のつどい

「介護者のつどい」を開催し、介護に関する学習、介護者自身の健康管理、情報交換等を通じて、精神面を含めた支援を行い、介護家族の精神的負担の軽減を図ります。

◆介護者のつどい開催実績		
年 度	実施回数	延べ参加者数
平成 21 年度	18 回	138 人
平成 22 年度	34 回	273 人
平成 23 年度	40 回	305 人
平成 24 年度	40 回	317 人
平成 25 年度	40 回	333 人

④介護マークの交付

介護をする方が、介護中であることを周囲に理解していただくための、介護マークを交付します。また、公共施設やスーパーマーケット等に、介護マークの周知に関するポスターを掲示し、普及啓発に努めます。

◆介護マーク交付（介護者・施設）実績	
年 度	交付件数
平成 23 年度	3 件
平成 24 年度	27 件
平成 25 年度	7 件

4. 認知症施策の推進【重点施策】

【基本方針】

高齢者の増加とともに、認知症高齢者も増えて行くことが見込まれるため、出来るだけ早期に発見し、適切な対応をすることが大切です。

「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会」の実現のために、各種施策を推進します。

【主な施策・サービス】

(1) 認知症の理解促進

市民を対象に、認知症への正しい理解と、認知症と疑われる症状が発生した場合に、適切かつ早期に対応するため、知識の普及に努めます。

① 広報、リーフレット等による啓発

本人やその家族が、認知症と疑われる症状に気づいたときから、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受けたらよいのか、その情報を広報やリーフレットの配布等を通じて周知します。

また、ホームページや地域資源マップ等の各種媒体を通じて情報発信に努めます。

② 認知症サポーターの養成

認知症に関する正しい知識や接し方等を学び、認知症の方とその家族を見守る応援者となる認知症サポーターを養成します。

また、平成37年度までに3万人の養成を目指します。

◆認知症サポーター養成講座実績			
年 度	実施回数	受講者数	累計受講者数
平成21年度	16回	707人	2,264人
平成22年度	54回	2,079人	4,343人
平成23年度	40回	1,947人	6,290人
平成24年度	49回	2,028人	8,318人
平成25年度	36回	1,560人	9,878人

※平成26年6月15日に、「認知症サポーター1万人」を達成しました。

(2) 医療と介護の連携強化とネットワークの形成及び資質の向上

福祉、医療、介護従事者等を中心に、認知症に係る人々のネットワークづくりを行い、継続的で一体的な支援を推進します。

① 認知症地域支援推進員及び千葉県認知症コーディネーターの配置

介護と医療の連携を強化するため、認知症施策の推進役を担う認知症地域支援推進員を各地域包括支援センターに配置します。また、病院・介護施設等には、千葉県が実施する「千葉県認知症コーディネーター養成研修」を受講するよう働きかけ、関係機関の連携の充実に努めます。

②医療・介護の連携の充実

認知症に係る医療介護分野との「連携推進会議」を開催し、認知症の早期診断、治療からケアまでスムーズにつなげるためのネットワーク形成に取り組みます。

③認知症連携のための「さくらパス」の活用促進

認知症の人と家族を支える多職種が連携し情報を共有するため、認知症連携パス「さくらパス」を標準的な連携ツールとして活用できるよう普及を促進します。

④多職種協働研修会の開催

多職種協働で認知症ケアに携わる重要性を習得するため、合同研修会や会議を開催し、連携した支援体制づくりを進めます。

(3) 認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築

対応の遅れから認知症の症状の悪化を防ぐため、認知症の人や家族に早期に関わる仕組みを構築します。

①認知症初期集中支援チームの配置

認知症が疑われる人や認知症の人で、適切な医療・介護サービスを受けていない人に、複数の専門職が訪問等による支援を包括的・集中的に行う、認知症初期集中支援チームを設置します。また、認知症連携パス「さくらパス」を活用し、専門医、かかりつけ医、歯科医師、薬剤師、地域包括支援センター、ケアマネジャー等との情報の共有により、地域での支援連携体制を整えます。

②物忘れ相談

物忘れや認知症についての不安がある方及びその家族を対象に、専門医等による物忘れ相談を実施します。受診の必要性を判断したり、軽度認知障害（MCI）の早期発見により、認知症予防の支援につなげます。

◆物忘れ相談実績		
年 度	実施回数	相談件数
平成 21 年度	9 回	30 件
平成 22 年度	9 回	25 件
平成 23 年度	9 回	25 件
平成 24 年度	9 回	21 件
平成 25 年度	7 回	25 件

③早期相談のためのチェックリストの配布

本人又は家族が、認知症の症状に早く気が付き相談ができるよう、広報やパンフレット等に、早期相談のためのチェックリストを掲載します。

(4) 認知症の方と家族への支援体制の充実

認知症の方と家族が、住み慣れた地域で安心した暮らしが継続できるための支援体制の充実を図ります。

①認知症カフェの開設

認知症の方と家族、地域住民、専門職が集う「認知症カフェ」を開設し、認知症の人を支えるつながりと、認知症の方の家族の介護負担の軽減を図ります。

②認知症高齢者声かけ訓練の実施

地域の人と協力し認知症高齢者等への徘徊搜索模擬訓練を実施することにより、地域での見守り支援体制の構築と、搜索のためのSOSネットワークが有効に機能しているかの検証を行います。

③2市1町SOSネットワーク [再掲]

佐倉市、八街市、酒々井町の2市1町と、佐倉警察署、佐倉警察署管内防犯組合連合会、佐倉市八街市酒々井町消防組合を構成団体として連絡協議会を組織し、認知症高齢者等が徘徊などで行方不明になった場合、迅速な発見ができるよう、FAXや防災無線等を利用した情報提供を行い、搜索への協力を呼びかけます。また、GPSを利用した位置情報検索システムの利用支援を行うことにより、徘徊する高齢者を抱える家族を支援します。

◆SOSネットワーク実績（市民・高齢者のみ）			
年 度	搜索回数	実搜索者数	GPS初期費用助成
平成21年度	14回	11人	1人
平成22年度	19回	18人	3人
平成23年度	19回	16人	1人
平成24年度	21回	19人	2人
平成25年度	23回	13人	2人

④SOS高齢者事前登録

認知症等により行方不明となるおそれのある高齢者等の身体的特徴及び家族等の連絡先を市に事前に届出てもらい、靴のかかと部分に貼る「SOSステッカー」（登録番号入りの反射ステッカー）を交付することで、行方不明となったときの早期発見及び安全の確保と、地域での見守り支援体制を促進します。

◆SOS高齢者事前登録者数実績	
年 度	登録者数
平成24年度	1人
平成25年度	34人

⑤介護マークの交付〔再掲〕

介護をする方が、介護中であることを周囲に理解していただくための、介護マークを交付します。また、公共施設やスーパーマーケット等に、介護マークの周知に関するポスターを掲示し、普及啓発に努めます。

◆介護マーク交付（介護者・施設）実績	
年 度	交付件数
平成 23 年度	3 件
平成 24 年度	27 件
平成 25 年度	7 件

⑥成年後見制度利用支援〔再掲〕

成年後見制度とは、認知症などにより判断能力が不十分な方に対し、家庭裁判所が本人のために援助者を選び、この援助者が本人のために、財産の管理、介護などのサービスや施設への入所に関する契約の締結など法律行為を行う制度です。

市では、市内5箇所の「地域包括支援センター」のほか、佐倉市成年後見支援センター事業を実施して、成年後見制度に関する相談に応じ、手続きを支援します。

⑦成年後見審判請求事務等〔再掲〕

成年後見制度の利用が必要にもかかわらず、親族による申立が期待できない状況にある高齢者に対し、市長が家庭裁判所へ審判の請求を行います。

また、成年後見制度にかかる費用を負担することが困難である者に対して、後見人等への報酬の助成を行います。

◆成年後見制度（市長申立て）実績	
年 度	支援者数
平成 21 年度	0 人
平成 22 年度	1 人
平成 23 年度	1 人
平成 24 年度	5 人
平成 25 年度	1 人

⑧地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）〔再掲〕

認知症などで判断能力が不十分なため、福祉サービスの利用契約を結ぶことが困難な方が安心して適切なサービスを利用できるよう、佐倉市社会福祉協議会で利用手続きの代行や日常的な金銭管理・書類預かりサービスなどの援助を行っています。

事業の実施主体である佐倉市社会福祉協議会と連携し、生活上に何らかの問題を抱え、解決できずに困難な状況にある高齢者に対し、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を送ることができるよう、専門的・継続的な視点から権利擁護として支援を行います。



第3部 計画の推進方策

※「第3部 計画の推進方策」の「第1章 事業費と保険料(99頁～103頁)」に記載の内容は、意見募集時点で作成したものです。

制度改正に関する政令等の一部が未決定であり、また、介護報酬の改定が予定されていることから、今後、変更内容により、数値が変動する可能性があります。

第1章 事業費と保険料

1. 介護保険制度の効率的運用【重点施策】

(1) 介護保険制度の費用負担

介護保険制度の費用は、介護サービスの1割※1を利用者が負担し、残りの9割を第1号被保険者（65歳以上）、第2号被保険者（40歳以上65歳未満）、国・県・市によって負担する仕組みとなっています。

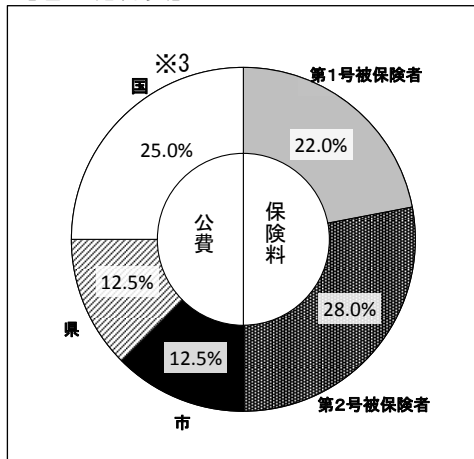
第6期計画期間の基本的な負担割合は、以下のとおりとなります。

保険料の負担割合※2

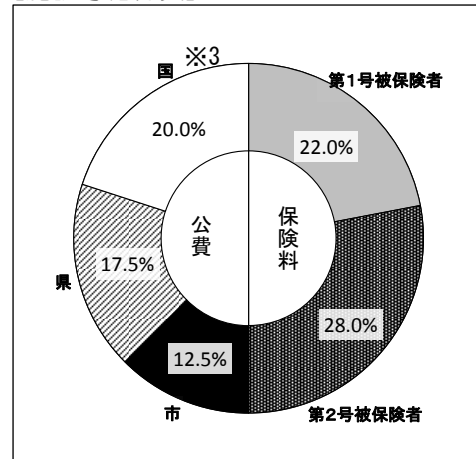
	第4期	第5期	第6期
1号	20%	21%	22%
2号	30%	29%	28%

<標準給付費>※4

【居宅給付費】

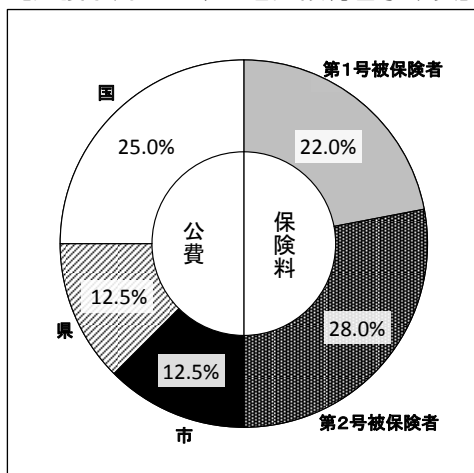


【施設等給付費】

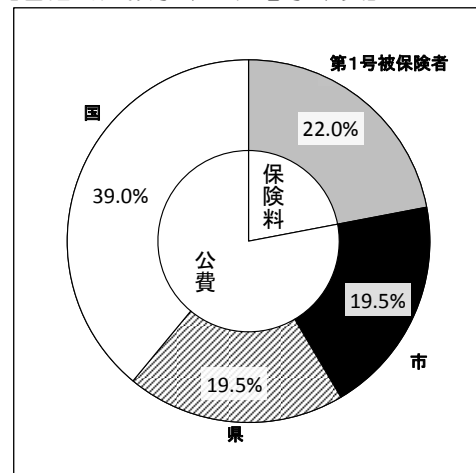


<地域支援事業費>※5

【介護予防・日常生活支援総合事業費】



【包括的支援事業・任意事業費】



※1 平成27年8月から、一定以上の所得がある方は、自己負担割合が2割になります。

※2 居宅給付費と施設等給付費の第1号被保険者及び第2号被保険者の保険料の負担割合は、計画期間ごとに全国ベースの第1号被保険者及び第2号被保険者の人口比率で決定されます。

※3 調整交付金相当額（標準給付費見込額の5%）から、実際の交付見込額を差し引いた分も第1号被保険者の保険料により負担することになります。

※4 標準給付費…介護保険の各サービスの見込額にその他諸費用を加えたものです。

※5 地域支援事業費…介護予防事業や生活支援サービスなどにかかる費用です。

(2) 介護保険事業費の見込み

第2部の第5章で見込んだサービス量に基づく第6期計画期間内の総費用は、以下のようになります。

①介護給付費の推移と見込み（平成24・25年度は実績、平成26年度以降は見込み）

（単位:千円）

種別	計画期間		第5期			第6期	
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
(1) 居宅サービス	3,717,630	3,959,405	4,127,705	4,619,517	4,878,682	5,175,948	
(2) 地域密着型サービス	486,519	571,944	812,815	972,483	1,759,085	1,789,294	
(3) 施設サービス	2,997,135	2,978,148	3,323,963	3,985,818	3,985,818	3,985,818	
(4) 居宅介護支援	354,727	374,365	375,925	399,649	404,629	412,572	
介護給付費計(a)	7,556,011	7,883,862	8,640,408	9,977,467	11,028,214	11,363,632	

②予防給付費の推移と見込み（平成24・25年度は実績、平成26年度以降は見込み）

（単位:千円）

種別	計画期間		第5期			第6期	
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
(1) 介護予防サービス	626,694	649,141	733,109	815,434	862,424	※ 670,756	
(2) 地域密着型介護予防サービス	1,723	3,648	6,727	8,520	10,566	14,003	
(3) 介護予防支援	57,641	62,231	71,847	83,634	94,168	※ 52,427	
予防給付費計 (b)	686,058	715,020	811,683	907,588	967,158	737,186	

※平成29年度の「介護予防サービス」と「介護予防支援」の見込みは、平成28年度まで「介護予防サービス」で提供されていた「通所介護」と「訪問介護」、「介護予防支援」の一部が平成29年度から順次、地域支援事業の「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行されるため、見込みが前年度を下回っています。

③介護給付費と予防給付費の合計（平成24・25年度は実績、平成26年度以降は見込み）

（単位:千円）

種別	計画期間		第5期			第6期	
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
介護給付費計(a)	7,556,011	7,883,862	8,640,408	9,977,467	11,028,214	11,363,632	
予防給付費計(b)	686,058	715,020	811,683	907,588	967,158	737,186	
総給付費(A)=(a)+(b)	8,242,069	8,598,882	9,452,091	10,885,055	11,995,372	12,100,818	

④標準給付費の見込額

(単位:円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
総給付費(A)	10,885,055,000	11,995,372,000	12,100,818,000	34,981,245,000
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額(B) ※1	78,168,559	129,102,196	131,343,565	338,614,320
①総給付費(一定以上所得者負担の調整後)(A)-(B)	10,806,886,441	11,866,269,804	11,969,474,435	34,642,630,680
②特定入所者介護サービス費等給付額 ※2	417,391,953	382,160,374	376,912,034	1,176,464,361
③高額介護サービス費等給付額 ※3	180,483,888	199,465,152	201,267,789	581,216,829
④高額医療合算介護サービス費等給付額 ※4	24,603,874	27,191,433	27,437,171	79,232,478
⑤算定対象審査支払手数料 ※5	8,728,057	8,979,209	9,194,903	26,902,169
標準給付費(C)=①+②+③+④+⑤	11,438,094,213	12,484,065,972	12,584,286,332	36,506,446,517

- ※1 一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額…総給付費(A)は、利用者負担割合を一律1割で計算していますが、平成27年8月から、一定以上の所得がある方は自己負担割合が2割になるため、増加した自己負担額を総給付費から差し引いています。
- ※2 特定入所者介護サービス費…居住費及び食費について、所得に応じた負担限度額を定め、限度額を超えた部分については、介護保険から補足的給付を行うものです。居住費と食費を保険給付の対象外とする施設給付の見直しに伴って創設された制度で、施設に入所等している低所得者の負担軽減を図るものです。
- ※3 高額介護サービス費…サービス利用者負担の月額と世帯の所得に応じた限度額を比較し、限度額を超えた場合に支給するものです。
- ※4 高額医療合算介護サービス費…医療保険と介護保険の両方のサービスを利用した世帯の自己負担額の年間合計が医療・介護合算の限度額を超えた場合、介護利用分の超えた金額を高額医療合算介護サービス費として支給するものです。
- ※5 審査支払手数料…介護保険事業を円滑かつ効率的に行うため、介護保険サービスにかかる費用の請求に対する審査や支払事務について、国民健康保険団体連合会への委託に要する費用です。

⑤地域支援事業費の見込額

(単位:円)

	平成27年度※6	平成28年度※6	平成29年度※7	合計
介護予防・日常生活支援総合事業費	114,293,661	124,750,867	466,907,953	705,952,481
包括的支援事業・任意事業費	228,587,323	249,501,735	258,915,938	737,004,996
地域支援事業費(D)	342,880,984	374,252,602	725,823,891	1,442,957,477

- ※6 平成27・28年度は国が定める法定割合((標準給付費-算定対象審査支払手数料)×3%以内)
- ※7 平成29年度は、介護予防・日常生活支援総合事業費は、既存の介護予防事業費と予防給付から移行される訪問介護サービス費等の前年実績等から、包括的支援事業・任意事業費は、国の制度改革を受けて積算しています。

⑥介護保険事業費総見込額

(単位:円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
標準給付費(C)	11,438,094,213	12,484,065,972	12,584,286,332	36,506,446,517
地域支援事業費(D)	342,880,984	374,252,602	725,823,891	1,442,957,477
介護保険事業費総額(C)+(D)	11,780,975,197	12,858,318,574	13,310,110,223	37,949,403,994

【参考】現行制度のまま推移した場合の介護保険事業費総見込額

平成32年度 14,911,546 千円 平成37年度 17,505,749 千円

(3) 第1号被保険者保険料の算出

介護保険事業費総見込額（標準給付費の見込額と地域支援事業費の見込額との合計額）の22%に、国の調整交付金相当額（標準給付費見込額の5%）から実際の交付見込額を差し引いた分を加えて、3年間の保険料収納必要額を算定します。

保険料収納必要額を予定保険料収納率で割った保険料必要額を、所得段階を考慮して補正した高齢者人口で割り、更に12ヶ月で割って求めた額が、第1号被保険者の保険料の基準月額となります。

なお、第1号被保険者の負担割合の改正や、介護報酬改定、地域区分の見直し等による保険料増加を緩和するために、第5期計画までの介護給付費準備基金から、5億6,000万円を取り崩すことにより、1人あたりの保険料基準年額は、56,400円（月額4,700円）としました。

【参考】現行制度のまま給付金額が推移した場合の保険料推計金額

平成32年度 保険料基準年額約65,100円（月額 5,425円）

平成37年度 保険料基準年額約73,700円（月額約6,140円）

(4) 第1号被保険者の保険料設定の考え方

国では、第1号被保険者の保険料段階について、所得水準に応じてきめ細かな設定を行うため、また、多くの自治体で特例第3・特例第4段階の設置や、本人課税所得層の多段階化をしている現状を踏まえ、標準の段階設定を、現行の6段階から9段階に見直されました。

市では、国の標準による保険料段階設定に準じることを基本に、より被保険者の負担能力に応じた設定とするため、第5期で行った保険料の多段階化を継続し、10段階設定とします。

＜第5期と第6期の保険料段階・保険料率の比較＞

第5期 平成24年度～平成26年度（特例第3・4段階を含む8段階10区分設定）国の保険料の段階：6段階				第6期 平成27年度～平成29年度（10段階設定）国の保険料の段階：9段階			
所得段階	対象者	基準月額 (円)	基準額に対する比率	月額 (円)	年額 保険料 (円)	年額 保険料 に対する比率	被保険者 構成割合
第1段階	・生活保護を受けている ・老齢福祉年金の受給者で世帯員全員が市民税非課税	2,350	0.50	2,115	25,400	0.45	14.1%
第2段階	・世帯員全員が市民税非課税で、本人の前年中の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下	2,350	0.50	3,525	42,300	0.75	4.4%
特例 第3段階	・世帯員全員が市民税非課税で、本人の前年中の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円以下で、第2段階に該当しない	3,055	0.65	3,525	42,300	0.75	4.4%
第3段階	・世帯員全員が市民税非課税で、本人の前年中の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円を超える	3,525	0.75	4,250	50,800	0.90	19.1%
特例 第4段階	・世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で、本人の前年中の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下	3,995	0.85	4,700	56,400	1.00	12.4%
第4段階	・本人が市民税非課税で世帯に市民税課税者がいて、特例第4段階に該当しない	4,700	1.00	4,700	56,400	1.00	12.4%
第5段階	・本人が市民税課税で本人の前年中の合計所得金額が125万円未満	5,405	1.15	5,640	67,700	1.20	10.2%
第6段階	・本人が市民税課税で本人の前年中の合計所得金額が125万円以上、190万円未満	5,875	1.25	6,110	73,300	1.30	15.0%
第7段階	・本人が市民税課税で本人の前年中の合計所得金額が190万円以上、400万円未満	7,050	1.50	7,050	84,600	1.50	10.1%
第8段階	・本人が市民税課税で本人の前年中の合計所得金額が400万円以上	8,225	1.75	7,990	95,900	1.70	4.7%
第9段階	・本人が市民税課税で本人の前年中の合計所得金額が400万円以上	9,870	2.25	8,930	107,200	1.90	5.6%

◆被保険者構成割合については、平成26年4月1日の被保険者の所得情報をもとに算定したものです。

第6期では、消費増税分を財源とした「介護保険の第1号保険料の低所得者軽減強化」により、第1段階～第3段階の基準額に対する比率が次のとおり引き下げとなります。これにより、第1段階～第3段階の年額保険料は、上記表の枠内のとおりとなります。

第4段階以上の保険料は、平成27年度から平成29年度まで変わりありません。

平成29年度の基準額に対する割合	
第1段階	0.45から0.30へ引き下げ
第2段階	0.75から0.50へ引き下げ
第3段階	0.75から0.70へ引き下げ

平成27年度～平成28年度の基準額に対する割合	
第1段階	0.50から0.45へ引き下げ

【主な変更点】

- ①第5期の第1段階と第2段階が統合されて第6期の第1段階となります。基準額に対する比率である保険料負担割合は、第5期に据え置き0.5倍ですが、新設の負担軽減強化措置により、引き下げとなる予定です。
- ②第5期の特例第3段階が第6期では第2段階となり、保険料負担割合は、特例措置の廃止に伴い0.75倍となりますが、新設の保険料負担軽減強化措置により引き下げられる予定です。
- ③第5期の第3段階は第6期において変更はありませんが、保険料負担割合は新設の保険料負担軽減強化措置により引き下げられる予定です。
- ④第5期の特例第4段階が第6期での第4段階となり保険料負担割合は特例措置廃止により0.85倍から0.90倍へ上昇します。
- ⑤第5期での第4段階が第6期では第5段階となります。保険料負担割合は変更ありません。
- ⑥第5期の第5段階は、第6期では第6段階となり、判定基準が「合計所得金額120万円未満」に変更され、保険料負担割合が1.20倍に上昇します。
- ⑦第5期の第6段階は、第6期では第7段階となり、判定基準が「合計所得金額120万円以上190万円未満」に変更され、保険料負担割合が1.30倍に上昇します。
- ⑧第5期の第7段階は、第6期では第8段階と第9段階に細分化され、両段階の区切りの合計所得金額は290万円です。保険料負担割合は、第8段階で1.50倍、第9段階で1.70倍です。
- ⑨第5期の第8段階は第6期では第10段階となり、保険料負担割合は1.90倍に上昇します。

第2章 計画の推進に向けて

1. 介護保険・福祉制度に関する情報提供の徹底化【重点施策】

高齢化の進行に伴い、高齢者に必要な医療・介護・福祉・保健サービスの種類は多様化していることから、情報を分かりやすく市民に提供します。

(1) 介護保険や福祉制度に関する情報の提供

①地域資源マップの作成と配布

介護保険や福祉制度に関する情報を掲載している地域資源マップを年に1回再編集し、市役所や出先機関、地域包括支援センター等において、配布します。

②広報紙やホームページによる周知

市の広報紙である「こうほう佐倉」や市のホームページを活用し、介護保険・福祉制度の情報を分かりやすく市民に提供します。

③出前講座等を活用した啓発

市や地域包括支援センターの職員が地域に出向き、出前講座を開催するとともに、民生委員・児童委員等の協力を得ながら啓発活動を推進します。

(2) 介護サービス事業者に関する情報の提供

市及び近隣市町の介護事業者の情報やサービスを掲載している「介護事業者情報検索システム」を市のホームページで閲覧できるようにしています。

また、厚生労働省が管理運営し、事業者の概要や特色、運営状況等が確認できる「介護サービス情報公表システム」や、千葉県が管理運営し、千葉県内の介護保険の指定を受けた介護サービス事業所を掲載している「ちば福祉ナビ」についても、市のホームページで閲覧できるようにしています。

2. 計画の推進体制

この計画を総合的かつ体系的に推進するため、下記の点に配慮します。

(1) 連携体制の強化

① 庁内推進体制の強化

市民のニーズに的確かつ迅速に対応し、柔軟で効率的な行政組織づくりを進めるため、庁内全体の横断的な連携を強化します。

② 関係団体との連携

社会福祉協議会やシルバー人材センター、社会福祉法人、福祉関連民間事業所、医療関係機関等と連携を図ります。また、地域の実情に応じて、自治会・町内会・区及び地域まちづくり協議会等と連携を図ります。

なお、様々な地域活動が介護予防に資するものであるという観点から、高齢者クラブや各種ボランティア団体、NPO法人等と連携を図り、協働により施策を推進します。

③ 市民との連携

高齢者を取り巻く問題・課題は、当事者本人やその家族の努力、また、事業者や行政の支援だけでは解決できるものではありません。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、民生委員・児童委員や地域住民、ボランティアなどのさまざまな支援や協力が必要です。市民にこの計画を理解していただき、市民や関係者との連携・ネットワーク化を積極的に推進するとともに、福祉・介護サービスの質を高め、より使いやすいものにしていくため、市民のニーズを的確に把握できる体制づくりを行います。

④ 近隣市町との連携

近隣市町と連携を強化し、情報交換を行い適切な推進体制に努めます。

⑤ 利用しやすい窓口の設置

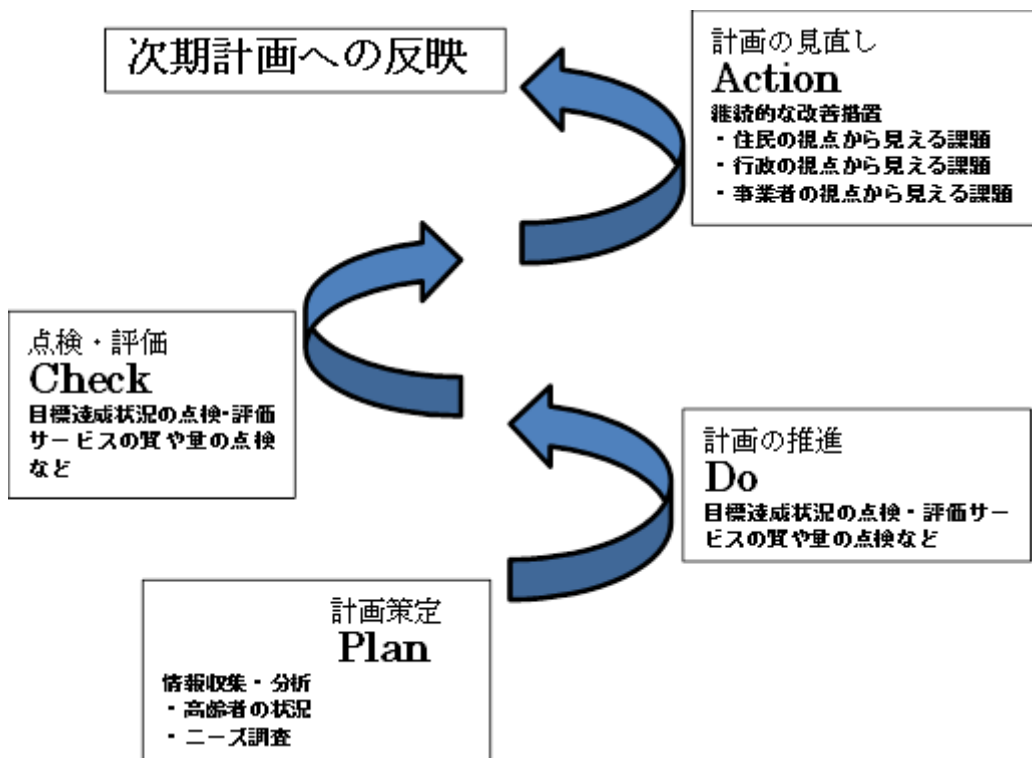
各地域包括支援センターにおける相談内容や市民意見などからのニーズ把握を行います。また、佐倉市のホームページでも、福祉・介護サービスなどに関する意見収集を行うとともに、その内容や市の対応方針を公開します。

3. 計画の進行管理及び点検、評価

この計画の円滑で確実な実施を図るとともに、高齢者福祉・介護保険サービスの質と量を維持し、高齢者がより使いやすいサービスをめざしていくため、計画の進行状況を把握・点検します。

また、施策の進捗状況の点検結果等の評価を行うとともに、サービスの必要量や供給量、質等の動向について、現状把握に努めます。

なお、第6期計画の進行管理及び点検評価については、「佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会」及び「高齢者福祉検討会」「介護保険検討会」が主体となって実施します。



	項目	手段
①住民からの視点	計画全般及び各種サービスの周知度、サービス利用の感想、行政・事業者等に対する要望・苦情など	アンケート調査、各種相談事業など
②行政からの視点	計画全般の達成度、介護保険サービスの利用状況、介護保険会計の動向など	月次統計など
③事業者からの視点	サービスの利用動向、地域との連携状況など	アンケート調査など

4. 財源の確保

この計画を推進・達成するためには、財源を確保することが最も重要な課題となります。

佐倉市においては、今後も税収が減少する一方で、社会保障関係費の増加が続くことが見込まれており、高齢者福祉の施策を円滑に遂行するためには、各種施策の見直しや改善を図ることによって、限りある予算で最大の効果が得られるように、創意工夫に努めていく必要があります。

また、介護保険事業についても、平成12年の制度開始以来、サービス利用者は増加の一途をたどっており、今後も高齢者が増加し続ける中で、介護保険制度を持続可能な制度にするような工夫が求められています。

この度、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の見直しや、介護サービスの効率化・重点化、保険料負担や利用者負担の見直しなど、介護保険制度の改正が行われています。

このことから、今後も、国や県の動向を注視するとともに、制度や法令等を再検証するなど、交付金や補助制度等を積極的に活用し、中長期的な視点も含めた高齢者福祉サービス及び介護保険サービスに必要な財源の確保に努めます。

併せて、徹底した事業運営の効率化や効果的な取り組みを推進し、限られた財源をより有効に活用できるよう取り組んでいきます。